

泉北地域における
鉄道沿線まちづくり調査分析
報告書

2 0 1 9 年 3 月

泉北地域鉄道沿線まちづくり協議会

目次

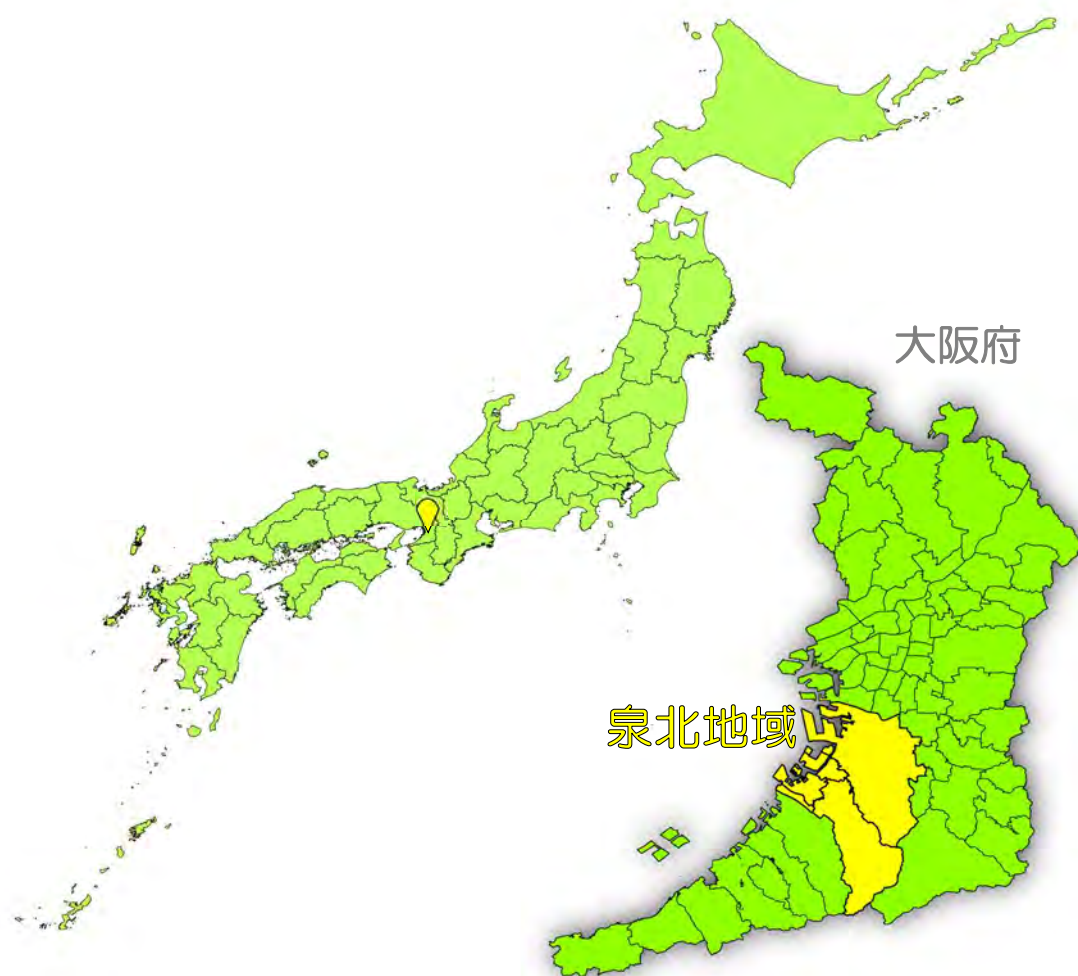
1. はじめに	1
2. 上位・関連計画の把握	2
2-1. まちづくり方針の整理	2
2-1-1. 広域的なまちづくり方針	2
2-1-2. 各市町のまちづくり方針	4
2-2. 都市構造の整理	9
2-2-1. 広域的なまちづくり方針	9
2-2-2. 各市町のまちづくり方針	10
2-3. 人口問題に対する主な施策の整理	22
2-3-1. 大阪府の人口ビジョン	22
2-3-2. 各市町の人口ビジョン	23
2-3-3. 大阪府の総合戦略	28
2-3-4. 各市町の総合戦略	29
2-4. 公共施設等総合管理計画	34
2-5. 鉄道事業者の中期経営計画	39
3. 対象施設の現状の整理	43
3-1. 対象施設について	43
3-2. 高次都市機能と人口	49
3-3. 財政状況	55
3-4. 都市機能の存在確率	56
4. 都市拠点等の特徴や位置づけの整理	57
4-1. 泉北地域の将来土地利用計画	57
4-2. 遊休地等の調査	58
5. 泉北地域の診断の実施	60
5-1. 泉北地域の診断の概要	60
5-2. 評価結果	65
5-2-1. 都市構造の視点からの評価	65
5-2-2. 健康・医療・福祉の視点からの評価	67
5-2-3. 診断	69
5-3. 他地域との比較(参考)	70
5-3-1. 都市構造の視点からの評価	71
5-3-2. 健康・医療・福祉の視点からの評価	72
6. 高次都市機能の分担・連携のための問題点・課題の整理	73
6-1. 概要	73
6-2. 高次都市機能の情報収集	73

6-3. 高次都市機能の評価方法	75
6-4. 高次都市機能の評価結果	84
6-5. 問題点・課題の整理	87
7. 高次都市機能の分担・連携を検討する施設の抽出	96
7-1. まちづくりの策定フロー	96
7-2. まちづくりのイメージ	97
7-3. 高次都市機能の分布イメージ	98
7-4. 高次都市機能の分布から見る課題	102
8. 今後に向けて	103
8-1. 鉄道沿線まちづくりのこれからの姿	103
8-2. ネットワークの考え方（案）	104

1. はじめに

少子高齢化の進展、将来的な人口減少社会の到来、市街地が拡散し低密度な市街地の形成及び市内の土地利用状況の変化を始めとした近年の社会動向を受け、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編との連携による、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりが進められているところである。

泉北地域鉄道沿線まちづくり協議会では、平成 28 年度に「泉北地域の広域的な立地適正化の方針」を策定した。これを受け、本協議会で取り組む、関係自治体と鉄道事業者、二次交通事業者が一体となり、現時点における課題等を整理し、また、モデルケースの中で施設の機能・特色から課題を解決するための手法を設定することで、鉄道沿線まちづくりのこれからの姿に向けた高次都市機能の分担・連携について検討することを目的とする。



2. 上位・関連計画の把握

2-1. まちづくり方針の整理

2-1-1. 広域的なまちづくり方針

① 将来ビジョン・大阪

大阪府では「明るく笑顔あふれる大阪」の実現に向け、今後の大阪の将来像とその実現のための取り組み方向を示す「将来ビジョン・大阪」を平成 20 年 12 月に策定した。

計画名称	大阪を明るく笑顔にする「将来ビジョン・大阪」	
策定年月	平成 20 年（2008 年）12 月	
目標年次	2025 年	
構成	はじめに 総合計画策定(H12 年)以降の主な変化 大阪がめざす姿・視点 大阪府の将来像 ビジョンの推進に向けて	
将来 ビジョン	【ビジョンの位置づけ】 みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025 年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム（案）を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示す。 【大阪市がめざす姿】 明るく笑顔あふれる大阪 【視点】 ◇オンリー 1・ナンバー 1 ◇関西の中での重点化 ◇分権・民主導 【大阪府の将来像】	
	将来像	将来像イメージ
	世界をリードする大阪産業	産業都市ナンバー 1 世界の物流拠点都市オンリー 1 就職ナンバー 1
	水とみどり豊かな 新エネルギー都市 大阪	新エネルギー都市ナンバー 1 みどりの風を感じる大都市オンリー 1 全国ブランド・大阪産（もん）オンリー 1
	ミュージアム都市 大阪	大阪ミュージアムオンリー 1 フェスティバル都市オンリー 1 交流都市ナンバー 1
	子どもからお年寄りまで だれもが 安全・安心ナンバー 1 大阪	くらすなら大阪！ 分権先進都市オンリー 1 医療先端都市オンリー 1 安全・安心ナンバー 1
	教育・日本一 大阪	学ぶ力ナンバー 1 「夢」と「希望」をはぐくむ学校オンリー 1 職業教育ナンバー 1
	◇ビジョンの推進に向けて ・府民や企業などみなさんが主役です ・財政規律の保持と大阪の活性化 ・適切な進行管理	

② 大阪の成長戦略

「大阪の成長戦略」は、今後 10 年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期（3 年から 5 年）の具体的な取組の方向を明らかにすることを狙いとして、平成 22 年に策定した。その後、大阪府・大阪市でそれぞれの成長戦略を「大阪の成長戦略（25 年 1 月版）」として一本化し、2018 年 3 月には、当戦略のこれまでの成果や課題を検証・総括したうえで、特に重点化を図る分野を整理し改定した。

計画名称	大阪の成長戦略（2018 年 3 月改定版） 大阪府・大阪市
策定年月	平成 27 年（2015 年）2 月
目標年次	2020 年
構成	1. 「大阪の成長戦略」について 2. 成長に向けた課題、現状分析 3. 新たに重点化を図る分野 4. 成長戦略で大阪・関西がめざすべき姿 5. 成長目標 6. 新たに重点化を図る分野を踏まえた、成長のための 5 源泉毎の取組み 7. 成長をリードしていく仕組み 8. 成長戦略の推進に向けて
大阪・関西がめざすべき姿	【改定の趣旨】 大阪を取り巻く社会経済情勢の大きな変化への対応が求められていること、2025 年万博や総合型リゾート（IR）などの動きも具体化してきていることから、これまでの成果や課題を検討・総括したうえで、特に重点化を図る分野を整理し、そのための取組を提示する。 【2020 年の大阪・関西の姿（将来像）】 【具体的な取組】 1. 内外の集客力強化 2. 人口減少、少子高齢化社会に対応した人材力強化・活躍の場づくり 3. 強みを活かす産業・技術の強化 4. アジア活力の取り込み強化・物流人流インフラの活用 5. 都市の再生

2-1-2. 各市町のまちづくり方針

① 堺市総合計画

堺市では、堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」（平成 13 年 2 月策定）の基本構想のもと、基本計画と実施計画の要素を併せもった都市経営の基本戦略として、平成 24 年 12 月に堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」を策定した。

計画名称	堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」
策定年月	平成 24 年（2012 年）12 月
目標年次	・平成 23 年度（2011 年度）から 2020 年度までの 10 年間 ・個別事業等は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 5 年間
構成	第 1 章 プランの前提 第 2 章 時代認識 第 3 章 堺市における状況 第 4 章 まちづくりを進める基本的な考え方 第 5 章 堺・3 つの挑戦 ～新しいまちを創るために～ 第 6 章 基本政策と主な取組内容 第 7 章 各区の協働のまちづくり 第 8 章 推進体制
まちづくりの基本的な考え方	【めざすべき将来像】 未来へ飛躍する自由・自治都市 － 安らぎ・楽しみ・活躍する場として「希まれるまち」へ － 【将来像実現に向けた 3 つの都市経営戦略】 1. 都市の成長戦略…「新しい堺」を創る未来への投資を行います ・未来を創る人・「匠」の育成 ・都市魅力、堺への「憧れ」の創造 ・産業中枢機能の構築と、企業の新分野・市場を拓く開発への支援 2. 都市のリスク管理戦略…安全・安心で持続可能な最小リスク社会を実現します ・暮らしの安全・安心の確保 ・持続可能な環境共生社会の構築 3. まちづくり推進基盤戦略…「人」と「人」とのつながりが織りなす「協創」社会を実現します ・思いやりと温もりにあふれるコミュニティの形成 ・自らのまちを自ら創る協働の実践 ・自治を支える「工房」として新しい公共を形成
堺・3 つの挑戦	【市民とともに重点的に取り組む 3 つのプロジェクト】 ・子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！－生涯安心のまち実現プロジェクト－ ・歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！－誇りを持てるまち実現プロジェクト－ ・匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！－未来につながるまち実現プロジェクト－
基本政策	【将来像実現に向けた 7 つの基本政策】 政策 1 暮らしの確かな安全・安心を確保します 政策 2 誰もが幸せで、暮らしの質の高いまちを実現します 政策 3 次代を担う子どもを健やかにはぐくみます 政策 4 産業を振興し、地域の持続的発展を支えます 政策 5 持続可能な環境共生都市を実現します 政策 6 まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくりを進めます 政策 7 地域主権を確立し、真の自治都市を実現します

② 泉大津市総合計画

泉大津市では、市の将来のあり方とその実現に向けた基本的な方向性を示し、市民と行政が市の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための「第4次泉大津市総合計画」を平成27年3月に策定した。

計画名称	第4次泉大津市総合計画
策定年月	平成27年（2015年）3月
目標年次	2024年（社会状況の変化等を踏まえ、2020年度に見直し）
構成	第1部 総論 第1章 総合計画策定の趣旨と位置づけ 第2章 総合計画の策定の背景 第2部 基本構想 第1章 泉大津市のめざすまちづくり 第2章 まちづくりの方向性 第3部 基本計画 第1章 基本計画の構成とねらい 第2章 分野別計画 第3章 計画の推進 第4部 巻末資料
基本構想	【まちの将来像】 住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～ なんでも近いで ええとこやで～ 【まちづくりの方向性】 ○きょうどうによるコミュニティづくり ○自分たちで育て、自分たちも育てられるまち ○世代をこえて手を取り合うまち ○今あるものを活かし誰もが惹きこまれるひらかれたまち 【基本計画 7つの政策】 ① 力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり ② 学びあるひとづくり 彩りあるまちづくり ③ 誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり ④ 安全で心やすらぐまちづくり ⑤ コンパクトで居心地のよいまちづくり ⑥ 誇れる・選ばれる・集えるまちづくり ⑦ 健全な行財政と都市経営に基づく市民サービス
基本計画	【施策体系】 7つの政策 31の基本施策

③ 和泉市総合計画

和泉市では、平成 27 年 11 月に総合計画（案）を和泉市総合計画審議会へ諮問し、同審議会において審議、その後、平成 28 年 5 月に第 5 次和泉市総合計画（案）が答申され、この答申を踏まえ、第 5 次和泉市総合計画を平成 28 年 9 月に策定した。

計画名称	第 5 次和泉市総合計画		
策定年月	平成 28 年（2016 年）9 月		
目標年次	平成 28 年度（2016 年度）から 2025 年度までの 10 年間		
構成	◇将来ビジョン 第 1 章 計画策定の趣旨 第 2 章 計画策定の背景 第 3 章 まちづくりの基本方針 第 4 章 将来都市像 第 5 章 政策の取り組み方 ◇重点施策 第 1 章 定住の促進 第 2 章 にぎわいの促進 第 3 章 安全・安心の促進 第 4 章 支えあい・協働の促進 第 5 章 都市経営の促進		
都市づくりの目標	【将来都市像】未来に躍進！活力と賑わいあふれる スマイル都市 将来都市像 まちづくりの目標 めざす都市イメージ 政策の取り組み方 未来に躍進！ 活力と賑わいあふれる スマイル都市 ①子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまちをめざします ②まちの個性を伸ばし、新たな魅力と賑わいが創出されるまちをめざします ③安らぎを感じながら生活を送ることができる、安心を実感できるまちをめざします ④世代・地域を越えて、様々な交流が生まれるまちをめざします ⑤豊かなまちの資源を次世代に引き継ぐことができる仕組みづくりに取り組みます ●安心して子育てできるまち ●確かな学力や豊かな心を備えた子どもが育つまち ●健康寿命*が延伸するまち ●一人ひとりが「自己実現」できるまち ●都市環境と自然環境が融合するまち ●地域特性を生かし、新たな魅力と雇用を創出するまち ●まちの資源を生かして交流人口が増加するまち ●緊急時の対応力が高いまち ●住み慣れた地域で安心して生活できるまち ●市民活動に積極的に取り組み、人がいきいきと輝くまち ●お互いを尊重し、多様性を認め合うまち ●透明性と信頼性の高い行政運営 ●将来に負担を先送りしない安定した財政運営 定住の促進 （重点施策 第 1 章） にぎわいの促進 （重点施策 第 2 章） 安全・安心の促進 （重点施策 第 3 章） 支えあい・協働の促進 （重点施策 第 4 章） 都市経営の促進 （重点施策 第 5 章）		

④ 高石市総合計画

高石市では、今後 10 年（2020（平成 31）年度まで）の将来ビジョンである「第 4 次高石市総合計画」を平成 23 年 3 月に策定した。

計画名称	第 4 次高石市総合計画	
策定年月	平成 23 年（2011 年）3 月	
目標年次	平成 23 年度（2011 年度）から 2020 年度までの 10 年間	
構成	◇策定にあたって 第 1 章 総合計画の趣旨 第 2 章 総合計画の前提 ◇基本構想 第 1 章 基本理念 第 2 章 土地利用と都市構造 ◇重点施策 第 1 章 ひとにやさしい育みのまち 第 2 章 ひとにやさしい暮らしのまち 第 3 章 ひとにやさしい安全・安心なまち 第 4 章 環境にやさしいまち 第 5 章 地域活力にあふれるまち ◇参考資料	
基本構想	■基本理念 【都市目標】人間都市・高石 【基本理念】市民主体のやさしさと活力あふれる “健幸”のまち 【まちづくりの目標】 (1) ひとにやさしい育みのまち (2) ひとにやさしい暮らしのまち (3) ひとにやさしい安全・安心なまち (4) 環境にやさしいまち (5) 地域活力あふれるまち 	
基本計画	【施策の体系】 1. ひとにやさしい育みのまち ・安心して子どもを産み育てられるまちづくり ・知・徳・体の調和のとれた教育で子どもを育むまちづくり ・誰もが生きがいを持てるまちづくり ・歴史や文化・芸術に親しめるまちづくり ・互いの個性を尊重しあうまちづくり ・平和を尊ぶ心を継承するまちづくり 2. ひとにやさしい暮らしのまち ・安心して暮らせる助け合いのまちづくり ・高齢者が生活しやすいまちづくり ・障がい者（児）の自立や社会参加ができるまちづくり ・“健幸”に暮らせるまちづくり ・安心な消費生活ができるまちづくり 3. ひとにやさしい安全・安心なまち ・災害から暮らしを守るまちづくり ・安全で利便性の高いまちづくり ・快適な住環境を生み出すまちづくり ・安心な生活環境をつくるまちづくり 4. 環境にやさしいまち ・低炭素社会をめざすまちづくり ・循環型社会をめざすまちづくり ・環境美化を進めるまちづくり ・身近に水とみどりを感じるまちづくり 5. 地域活力あふれるまち ・「新たな公共」の創造と住民自治を推進するまちづくり ・産業振興による活力あふれるまちづくり ・暮らしを支える賑わいのあるまちづくり ・地域に根差した産業による魅力あふれるまちづくり	



⑤ 忠岡町総合計画

忠岡町では、時代の潮流に的確に対応するため、本町の今後10年間の進むべき方向を示す「道しるべ」として、『第5次忠岡町総合計画』を平成23年3月に策定した。

計画名称	第5次忠岡町総合計画
策定年月	平成23年(2011年)3月
目標年次	平成23年度(2011年度)から2020年度までの10年間
構成	第1部 はじめに 第1章 総合計画策定のあらまし 第2章 計画策定の基本的視点 第2部 基本構想 第1章 社会潮流と求められる方向 第2章 政策の取り組み方 第3章 まちづくりの基本理念と将来像 第4章 将来のまちの姿 第5章 まちづくりの基本戦略 第3部 基本計画 基本戦略1 基本戦略2 基本戦略3 基本戦略4 第4部 資料編
総合計画の体系	基本的視点 第5次計画において、特に重視する視点。 1. 町を経営するという視点 「地域経営」の時代へ 2. みんなで共有するという視点 「役場と住民の協働」による地域づくりへ 3. まちの強みを最大限に活かすという視点 「長所」を伸ばして「個性的成長」へ 4. 広域連携を図るという視点 「他市町村との連携」で効率化を 将来像 住民とともにめざす将来の姿。 みんなで作ろう 夢・希望・感動あふれるまち ～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～ 基本戦略 将来像の実現に向けて取り組んでいく、まちづくりの大きな方向性。施策を選択と集中により戦略的に進めていくことが重要であることから、「戦略」と呼ぶ。 1. 人が輝くまちづくり戦略 人が育ち、お互いに思いやり、一人ひとりが明るく輝けるまちをめざします。 2. 安全・安心なまちづくり戦略 人々の暮らしや地球環境を守り、未来の発展につなげます。 3. 快適で活力あふれるまちづくり戦略 産業の活性化と快適で利便性の高い生活基盤で、まちを元気にします。 4. 自立と協働のまちづくり戦略 持続可能なまちの仕組みをつくります。 基本目標 住民とともにめざすまちづくりの方向性。最も基本となる施策の枠組み。 1. まちの将来を担う人材を育てます 2. 人によさしい健康福祉の地域をつくれます 3. 個性を認め合う社会をつくれます 4. モノや環境を大切に、暮らしの豊かさにつなげます 5. 安全・安心な明るい暮らしを確保します 6. 地域経済を支える産業の復活をめざします 7. 快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します 8. 効率的・効果的な行政経営を進めます 9. 住民参画を促す環境づくりを進めます 基本施策 「基本目標」に対応し、忠岡町が推進する施策。 基本目標を達成するための34の基本施策 具体的事業 具体的事業施策を実現するための事業。 基本施策を実現するための具体的事業(別途、実施計画で定めます。)

2-2. 都市構造の整理

2-2-1. 広域的なまちづくり方針

① 南部大阪都市計画区域マスタープラン

大阪府では、平成 18 年 7 月に大阪府都市計画審議会から受けた「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」の答申を踏まえ、南部大阪都市計画区域については平成 23 年 3 月に区域マスタープランの改定を行い、平成 28 年 3 月には区域マスタープランの一部改定を行った。

計画名称	南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）																						
策定年月	平成 23 年（2011 年）3 月（平成 28 年（2016 年）3 月一部改定）																						
目標年次	2020 年																						
構成	第 1 章 都市計画区域マスタープランの概要 第 2 章 都市計画区域の特徴 第 3 章 土地利用に関する方針 第 4 章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 第 5 章 都市魅力の創造																						
土地利用	【土地利用に関する方針】 (1) 区域区分 - 無秩序な市街地の拡大を抑制し、土地利用の適正な規制と誘導を図るため、引き続き区域区分を適用する。 - 今後のまちづくりにあたっては、現行市街化区域を基本とし、まず、市街化区域の土地について、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を促進することが重要。 ＜目標年次における市街化区域の規模＞ ◇概ねの人口 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 次</th><th>平成 22 年 (実績)</th><th>平成 32 年 (目標年次)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td><td>2,400.2 千人</td><td>2,339.2 千人</td></tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td><td>2,241.8 千人</td><td>2,183.6 千人</td></tr> </tbody> </table> ◇産業規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 次</th><th>平成 22 年 (実績)</th><th>平成 32 年 (目標年次)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業出荷額</td><td>58,093 億円</td><td>62,484 億円</td></tr> </tbody> </table> ◇市街化区域の規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 次</th><th>平成 22 年 (実績)</th><th>平成 32 年 (目標年次)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域面積</td><td>35,314ha</td><td>35,244ha (35,462ha)</td></tr> </tbody> </table> (2) 用途地域 - 適切な運用を図るとともに、その他の地域地区や地区計画などの都市計画を適切に併用し、積極的な活用を促進する。 ＜見直しの方針＞ - 市町村マスタープラン等に位置付けられた土地利用の誘導 - 戦略的な土地利用の誘導 - 望ましい土地利用への誘導 - 良好な地域環境の保全 - 用途地域境界の明確化		区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)	都市計画区域内人口	2,400.2 千人	2,339.2 千人	市街化区域内人口	2,241.8 千人	2,183.6 千人	区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)	工業出荷額	58,093 億円	62,484 億円	区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)	市街化区域面積	35,314ha	35,244ha (35,462ha)
区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)																					
都市計画区域内人口	2,400.2 千人	2,339.2 千人																					
市街化区域内人口	2,241.8 千人	2,183.6 千人																					
区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)																					
工業出荷額	58,093 億円	62,484 億円																					
区 分 \ 年 次	平成 22 年 (実績)	平成 32 年 (目標年次)																					
市街化区域面積	35,314ha	35,244ha (35,462ha)																					

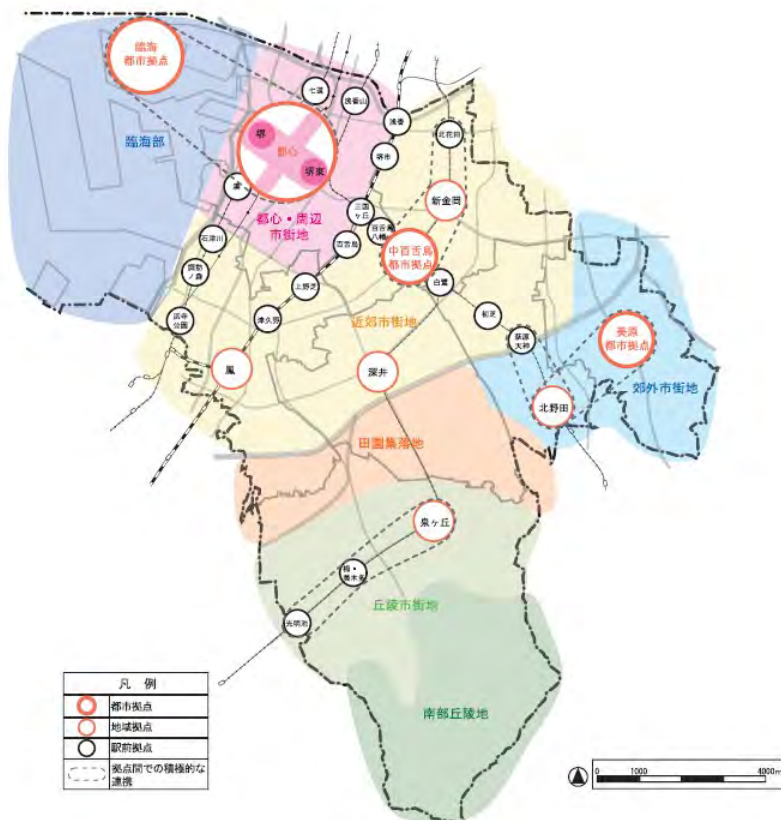
2-2-2. 各市町のまちづくり方針

① 堺市都市計画マスタープラン

堺市では、平成 10 年に堺市都市計画マスタープランを策定したが、その後の都市を取り巻く社会環境の変化などを踏まえ、平成 24 年 12 月に時代に即した都市計画マスタープランへの改定を行った。

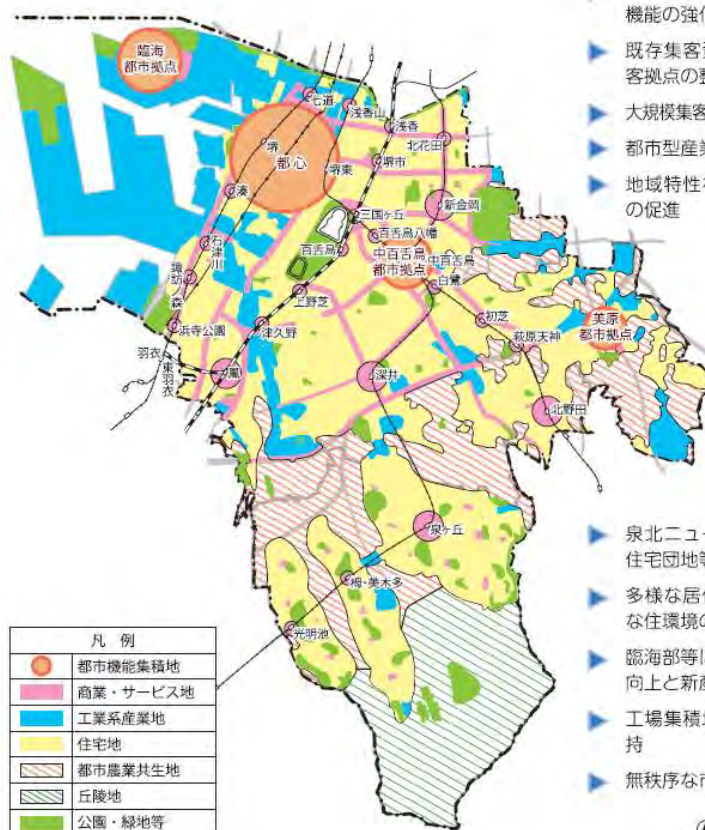
計画名称	堺市都市計画マスタープラン		
策定年月	平成 24 年（2012 年）12 月		
目標年次	・目標期間は、2020 年度 ・ただし、場合によっては、超長期的な計画や構想を含む		
構成	第1章 全体構想 第1節 堺市の現状と課題 第2節 都市づくりの目標 第3節 都市づくりの方針 第4節 分野別の方針 第5節 都市づくりの推進方策	第2章 区域別構想 第1節 堺区 第2節 中区 第3節 東区 第4節 西区 第5節 南区	第6節 北区 第7節 美原区
都市づくりの目標	都市づくりの基本姿勢 歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり - 輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す - 拠点を中心とした都市づくりを継承しつつ、持続可能な低炭素都市づくりを進める - 自由と自治の伝統を活かし、公民協働による市民自治を進める めざすべき都市像 活力あふれる都市 賑わいと交流、産業活動を支える都市づくり 居住魅力のある都市 やすらぎと歴史・文化が感じられる都市づくり 環境と共生する都市 自然と調和し、環境にやさしい低炭素都市づくり 安全で安心して暮らせる都市 災害に強く犯罪等が起りにくい、誰もが安心して暮らせる都市づくり 都市づくりの目標および方針 - 都市の拠点性を高める 拠点の特性と都市ストックを活かし、機能を強化する 等 - 民間投資を促進するとともに競争力の高い産業をはぐくむ 産業の立地・集積を促進する 等 - 広域交通アクセス性、市内の移動・周遊性を高める 広域的な交通アクセス性を向上する 等 - 住みたく・住み続けたい居住魅力を創出する 都心等への居住を促進する 等 - 多様な世代が交流し、地域で支え合う環境をつくる 地域の課題に主体的に取り組む自治組織をはぐくむ 等 - 自然空間や農地を保全・活用する 臨海部や河川の自然・水辺空間を保全・再生する 等 - 環境への負荷を軽減する 集約かつ低炭素型の都市構造の形成を推進する 等 - 自助・共助・公助で災害に強い都市をつくる 安全で安心して暮らせる生活圏の形成を図る 等 - 犯罪や交通事故が起りにくい、誰もが安心して暮らすことのできる都市をつくる 犯罪の起りにくい都市環境をつくる 等 分野別の方針 - 土地利用・都市空間の方針 - 道路・交通の方針 - 都市環境の方針 - 都市景観の方針 - 都市防災の方針		

拠点の
配置



土地利用
都市空間
の方針図

【土地利用・都市空間の方針図】



都市づくりの取組み

- ▶ 拠点性を高める都市の再生と都市機能の強化
- ▶ 既存集客資源等の活用と新たな集客拠点の整備
- ▶ 大規模集客施設等の立地の誘導と抑制
- ▶ 都市型産業の誘導
- ▶ 地域特性を活かしたまちなか居住の促進

- ▶ 泉北ニュータウンや大規模な公的住宅団地等の再生
- ▶ 多様な居住ニーズに対応した良好な住環境の維持・向上
- ▶ 臨海部等における操業環境の維持・向上と新産業拠点の形成
- ▶ 工場集積地の良好な操業環境の維持
- ▶ 無秩序な市街化の抑制

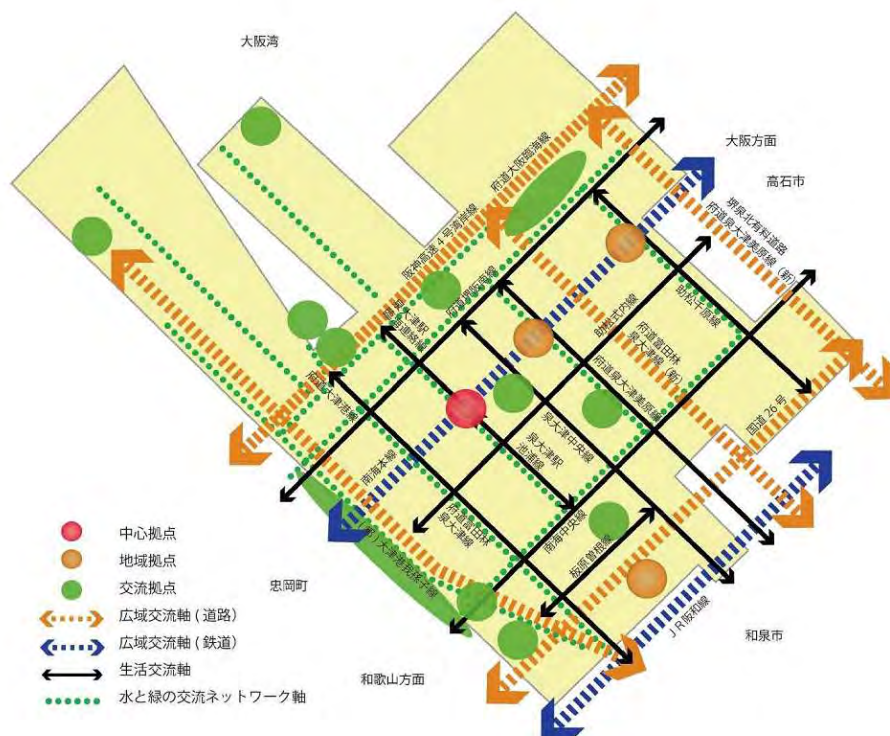
② 泉大津市都市計画マスタープラン

泉大津市では、平成 20 年 3 月に泉大津市都市計画マスタープランを策定したが、その後 10 年が経過し、社会情勢の変化や、これからの時代に即した持続可能な都市づくりの必要性の高まりを受け、平成 30 年 3 月に都市計画マスタープランの改定を行った。

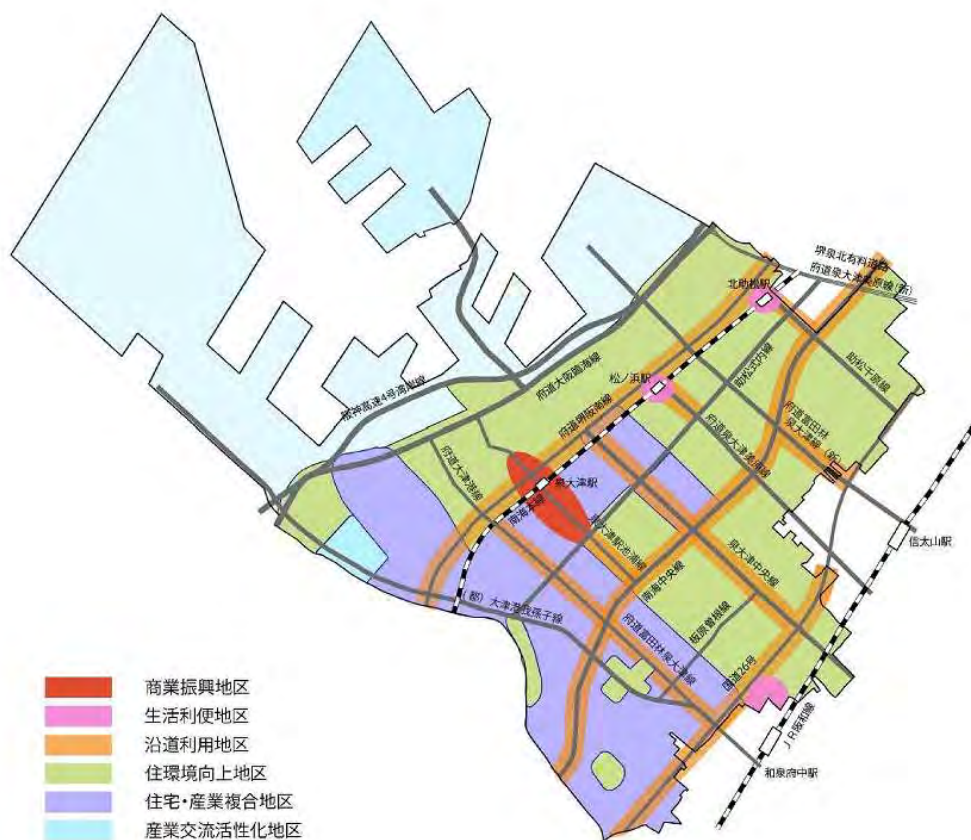
計画名称	泉大津市都市計画マスタープラン
策定年月	平成 30 年（2018 年）3 月
目標年次	これからの 20 年後を見据えながら、おおよそ 10 年後までの都市づくり・都市計画分野における基本的な施策展について示す
構成	序．都市計画マスタープランの改定について I．現状と都市づくりの課題 II．全体構想 1．都市づくりの目標 2．都市づくり構想 3．都市づくりの方針 III．ゾーン別構想 IV．実現に向けた具体的な取り組み 1．重点的に取り組む施策 2．協働による都市づくり 3．都市計画マスタープランの進行管理
都市づくりの目標	【都市づくりの理念】適「在」適所、輝き続ける、ステキなまち 【都市づくりの基本目標】 (1) 次世代へ繋げる豊かで快適な住環境 (2) 暮らしの中に適所に「在」る都市施設 (3) 持続可能で最適な作業の維持と発展 (4) あらゆる所で安全・安心に適う都市づくり
都市構造	■ 都市構造に関する方針と取り組み ① 中心拠点などを中心とした都市構造を形成します ○ 中心拠点における都市機能の集積 ○ 地域拠点の整備・充実 ○ 幹線道路沿道の充実 ○ 中心拠点などへの道路の整備 ○ 住環境の向上 ② 臨海部と内陸部とのつながりを強化します ○ 臨海部での機能導入の検討 ○ 臨海部とのアクセス強化 ③ 緑地・水系を活かした水と緑のネットワークを形成します ○ 水と緑の交流ネットワーク軸の形成
土地利用方針	■ 土地利用に関する方針と取り組み ① 土地利用の適正化に向けた取り組みを推進します ○ 用途地域などの土地利用の見直し ○ 農地の保全 ② 良好な住宅環境の整備を誘導します ○ 適正な住宅開発の誘導 ○ 住宅密集の防災性の向上 ③ 活力ある産業拠点としての基盤整備を誘導します ○ 臨海部地域での産業基盤の整備 ○ 内陸部での産業振興

都市
構造図

泉大津市の将来都市構造イメージ



土地利用
方針図



③ 和泉市都市計画マスタープラン

和泉市は平成 12 年に都市計画マスタープランを策定したが、その後社会経済状況の変化や都市構造や行財政構造などに変化が生じ、経済・社会システムの見直しが求められ、平成 28 年 8 月に「第 2 次和泉市都市計画マスタープラン」を策定した。

計画名称	第 2 次和泉市都市計画マスタープラン
策定年月	平成 28 年（2016 年）8 月
目標年次	・目標年次は、20 年後の 2035 年 ・10 年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で見直し
構成	I 計画の前提 1. 前提条件の整理 2. 和泉市の現状と都市計画の課題 II 全体構想 1. 都市計画の目標 2. 都市計画の方針 III 地域別構想 1. 地域別構想について 2. 地域別構想 (北部、北西部、中部、南部) IV 取組みテーマ別構想 1. 住みたい・住み続けたい良好な住環境づくり 2. 子育てが楽しくなる環境づくり 3. 何度も訪れたくなるまちの魅力づくり 4. 都市の活力を生み出す環境づくり 5. 安全・安心なまちづくり V 都市計画マスタープランの実現に向けて 1. 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進 2. 効率的な都市計画行政の推進 3. 都市計画マスタープランの進行管理
都市づくりの目標	【将来都市像】未来に躍進！活力と賑わいあふれる スマイル都市 都市計画の目標 都市と自然の心地良さに人が集い、躍進し続けるまち・和泉 サブテーマ (都市計画の目標の実現に向け重視すべき視点) ○豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり 自然環境や歴史・文化資源など和泉市固有の様々な地域資源と調和した魅力的な都市をつくります。 ○まち全体の一体感を高める都市づくり 和泉市が古くからの市街地、ニュータウン、農山村集落など様々な特性を持つ地域で構成されていることを踏まえ、それぞれの個性を磨きながら、これらの魅力が組み合わさった一体感のある都市づくりを進めます。 ○まちの活力を高める都市づくり 既存の工業団地や商業店舗、農地など市の活力を生み出す産業基盤を活かし、まちの活性化を図ります。 ○ストック活用を重視した都市づくり 従来のように新たな都市基盤整備を展開していくのではなく、既存の都市基盤の適切な維持・更新をしつつ活用を図るストック活用を重視した都市づくりを進めます。 ○環境と調和した持続可能な社会を実現する都市づくり 量的拡大から質的向上を重視する持続可能な社会の実現を目指し、自然と共生しつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。 ○まち全体の安全性を高める都市づくり すべての市民が安全で安心して生活を送れるように、様々な角度からまち全体の安全性を高めていきます。 ○市民と事業者・行政の協働による都市づくり 市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による都市づくりに取り組みます。

都市
構造図



土地利用
方針図



④ 高石市都市計画マスタープラン

高石市では、平成 14 年 3 月に高石市都市計画マスタープランを策定したが、その後の都市計画を巡る社会経済情勢の変化を受けて平成 20 年 3 月に改定、さらに第 4 次高石市総合計画や南部大阪都市計画区域マスタープランの改定等を踏まえ、平成 24 年 3 月に一部を改定した。

計画名称	高石市都市計画マスタープラン 「都市計画に関する基本的な方針」
策定年月	策 定：平成 20 年（2008 年）3 月 31 日 改 定：平成 24 年（2012 年）3 月 30 日
目標年次	・目標年次は、平成 20 年度（2008 年）を初年度として概ね 20 年後を展望 ・今後の改定は、原則、第 4 次総合計画の改定（2020 年予定）の後 ただし、改定の必要性が差し迫った場合は、必要に応じて計画の修正や見直しを行う
構成	序章 都市計画マスタープランについて 第Ⅰ部 全体構想 第 1 章 高石市の概要 第 2 章 全体構想（将来像、都市づくりの方向、将来の都市構造） 第 3 章 都市計画の基本的な考え方 第Ⅱ部 地域別構想 第 1 章 地域別構想策定の目的及び地域区分 第 2 章 地域別構想（高石駅地域、羽衣駅地域、富木地域、臨海地域） 終章 都市計画マスタープランにもとづくまちづくりの推進
都市づくりの目標	【まちづくりの基本理念】 「市民主体のやさしさと活力あふれる “健幸” のまち」 【まちづくりの目標】 (1) ひとにやさしい育みのまち (2) ひとにやさしい暮らしのまち (3) ひとにやさしい安全・安心なまち (4) 環境にやさしいまち (5) 地域活力あふれるまち 【都市づくりの方向】 1) 安全で快適な都市づくり (1) 快適に暮らせるまちづくり (2) 人にやさしいまちづくり (3) 安心して暮らせるまちづくり 2) 都市活力を育む都市づくり (1) 交流と賑わい空間の形成 (2) 臨海部産業の活性化 3) うるおい豊かな都市づくり (1) 水と緑を活かしたまちづくり (2) 歴史と文化が息づくまちづくり (3) 環境と共生するまちづくり (4) 良好な景観を形成するまちづくり



都市
構造図

高石市の将来都市構造図



土地利用
方針図



- | | | |
|-----------|--------------|-----------------|
| 駅前商業複合ゾーン | 内陸臨海連携ゾーン | 都市核 |
| 駅前生活核ゾーン | シビックゾーン | 都市シンボルロード |
| 沿道サービスゾーン | 工業ゾーン | 水と緑のアメニティネットワーク |
| 複合住宅ゾーン | 物流ゾーン | 歴史・文化ネットワーク |
| 一般住宅ゾーン | 緑との共生ゾーン | みどりの風の軸 |
| 低層住宅ゾーン | 水と緑のアメニティゾーン | |

⑤ 高石市立地適正化計画

全国的な人口減少・少子高齢化のもと、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を行うことが大きな課題となっており、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、コンパクトシティに向けた取り組みをより推進するため、高石市は平成 29 年 3 月に高石市立地適正化計画を策定した。

計画名称	高石市立地適正化計画
策定年月	策 定：平成 29 年（2017 年）3 月 21 日
目標年次	計画期間：平成 29 年度（2017 年度）～2036 年度
基本方針	三つの主要駅を中心とした、歩いて暮らせるまちづくりの推進 ～「“健幸”のまち」の更なる魅力向上～ ①地域の特性を踏まえた都市核の形成 ○周辺市町との連携・役割分担や、既存施設との整合を図りつつ、3 つの主要駅を中心とする地域の特性を踏まえた都市機能を誘導。 ○中心的な都市機能の設定にあたっては、子育て世代や高齢世代それぞれが魅力を感じる施設、両世代をはじめとする多世代間の交流ができるような施設を誘導。 ②駅を中心とした居住地域の維持 ○ハード・ソフト両面からの対策を図りながら、また地域の安全性に考慮して、主要 3 駅を拠点とした利便性の高い住環境を維持。 ③「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮らせるまちづくり ○「コンパクトな市域」という特性を活かし、生活サービス施設を徒歩圏に配置するとともに、既存の公共交通網を維持することなどで、歩いて暮らせるまちづくりを推進。
誘導施設	<u>誘導施設</u> 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導する施設。 ①駅周辺への集約と分散 ②地域の特性を活かした魅力づくり ○高石駅周辺：文化・芸術・学術等を学べる生涯学習交流施設 ○羽衣駅周辺：教育・子育て支援等の交流施設 ○富木駅周辺：世代間交流等を促す福祉交流施設
都市機能誘導区域	<u>都市機能誘導区域</u> 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各サービスの効果的な提供を図る区域であり、以下の考え方を基本に設定。 ○主要 3 駅（高石駅、羽衣駅、富木駅）から半径 400m 圏域を基本とする。 ○以下のエリアを含む区域とする。 ・近隣商業地域 ・未整備の市街地再開発事業及び土地区画整理事業予定区域 ・公共施設や用地 ・相当規模の土地利用が可能な区域 ○区域は地形地物や用途区域界とする。 都市機能誘導区域外の利活用可能な区域（生涯学習交流区域）においても、施設の維持や未利用地の活用について検討する。 都市機能誘導区域外で、誘導施設を、建築またはそのための開発行為を行う場合は、本市への届出が義務付けられる。

居住 誘導区域	<u>居住誘導区域</u> 生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。 人口の集積状況やまちづくりの方針から、国の定めた居住誘導区域に含むことができない区域を考慮し、現在の市街化区域から、高砂、南高砂、高師浜の臨海部、浜寺公園、風致保安林を除いた範囲を、居住誘導区域を設定。 居住誘導区域の外で、一定規模以上の住宅開発等を行う場合は、本市への届出が義務付けられる。
区域図	

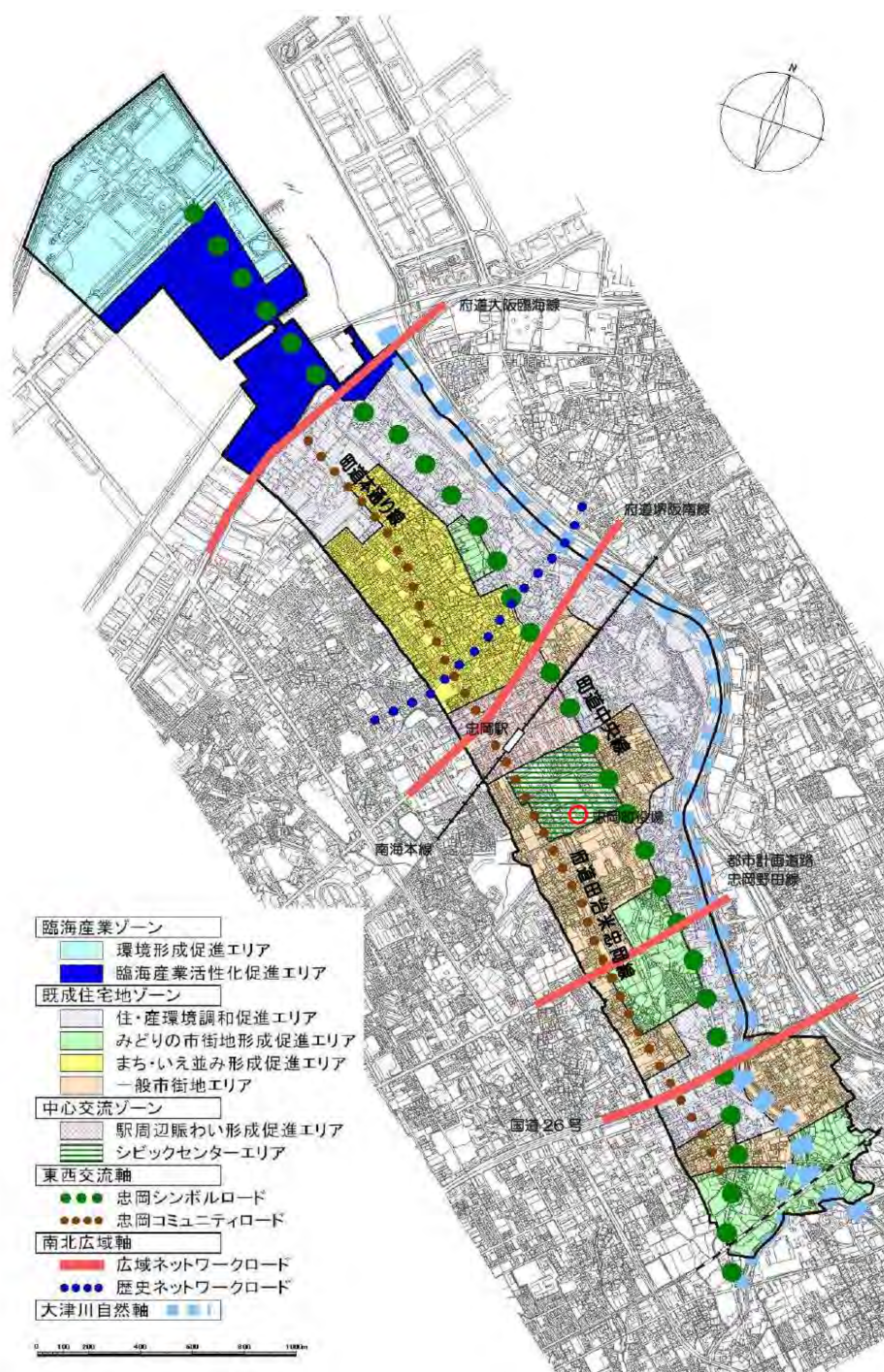
⑥ 忠岡町都市計画マスタープラン

忠岡町では、平成 14 年 3 月に都市計画マスタープランを策定したが、その後の都市計画を巡る社会経済情勢の変化を受けて、都市計画マスタープランを見直し、平成 24 年 3 月に改定した。

計画名称	忠岡町の都市計画に関する基本的な方針
策定年月	平成 24 年（2012 年）3 月 30 日
目標年次	将来の都市像や地域のあるべき姿などについては概ね 20 年間を展望しつつ、具体の土地利用、都市施設等に関する計画については、概ね 10 年間を展望する
構成	第 1 章 都市計画に関する基本的な方針について 第 5 章 都市づくりの基本方針 第 2 章 忠岡町の概要 第 6 章 地域別構想 第 3 章 忠岡町の都市整備の主要課題 （南東地域、北西地地域） 第 4 章 全体構想（基本理念・将来像、人口フレ 第 7 章 まちづくりの推進 ーム、ゾーンと骨格軸の形成）
都市づくりの目標	【将来像（テーマ）】 「我がまち・我が故郷 コンパクトタウン ただおか」 【都市づくりの目標】 ①安全・安心を誇れるまちへの挑戦 ②暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦 ③忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦 【都市づくりの基本方針】 (1) 土地、建物利用の規制・誘導の基本方針 ①現行用途地域等の尊重と住・産業環境の調和の促進 ②建築物の耐震化・市街地の耐火化の促進 ③みどり豊かな市街地形成の促進 (2) 都市施設整備の基本方針 ①交通施設の整備 ②公園・緑地の整備 ③下水道及び河川の整備 ④その他公共公益施設等の整備 (3) 都市環境等の保全・整備の基本方針 ①環境負荷の低減 ②自然環境の保全・整備等 ③生活及び操業環境等の保全 (4) 都市景観等の保全・整備の基本方針 ①広域的連携による都市景観の形成 ②地域らしさを演出する景観資源の保全と充実 ③駅前景観の形成 ④屋外広告物の規制・誘導等 (5) 市街地整備及び住宅供給等の基本方針 ①既成市街地等の整備促進 ②忠岡駅周辺地区の整備促進 ③多様な住宅供給の促進 (6) 都市防災・防犯の基本方針 ①大規模な津波を想定した防災施設・基盤等の充実 ②防災拠点施設やライフライン等の整備 ③防犯に配慮した施設等の充実

都市
構造図

忠岡町のゾーンと骨格軸形成図

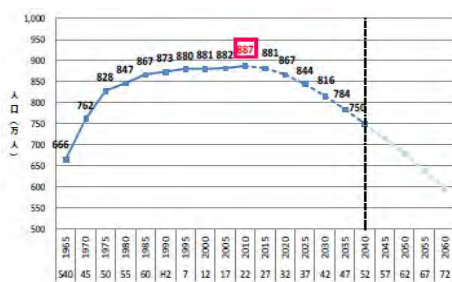
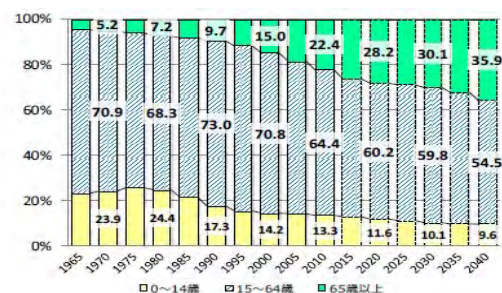
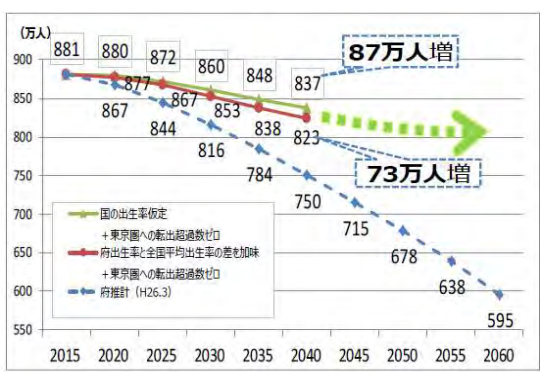


2-3. 人口問題に対する主な施策の整理

2-3-1. 大阪府の人口ビジョン

① 大阪府人口ビジョン

大阪府では、平成 28 年 2～3 月に実施した府民意見等の募集結果をふまえ、「大阪府人口ビジョン(案)」のデータ更新などの修正を行い、平成 28 年 3 月に「大阪府人口ビジョン」を策定した。

計画名称	大阪府人口ビジョン～人口減少・超高齢社会における持続的な発展をめざして～
策定年月	平成 28 年 (2016 年) 3 月
現状分析	【大阪府の人口の潮流】 ■人口総数の推移 ・2040 年には 750 万人 ・今後 30 年間で 137 万人の減少 ■人口構成 ・2040 年には、高齢者が全体の 35.9%  
将来展望	■人口の将来見通し ・出生率を改善し、東京圏への一極集中を解消することにより、人口減少傾向が抑制されれば、823 万人～837 万人の間になると推計。 ■基本的な視点 ・人口減少傾向を抑制し、将来予想される人口構造を変えていく ・すべての人が活躍できる持続可能な社会システムを再構築 ・都市としての経済機能や魅力を高め、活気あふれる「大阪」を実現  I 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現 II 人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり III 東西二極の一極としての社会経済構造の構築 ■取り組みの方向性

2-3-2. 各市町の人口ビジョン

① 堺市の人口ビジョン

地方創生の長期目標である「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現に向けて、市民・まち・産業が元氣な堺を実現するため、平成 28 年 2 月に「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。この中で「第 3 章 人口ビジョン」をとりまとめている。

計画名称	堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略ー「第 3 章 人口ビジョン」						
策定年月	平成 28 年（2016 年）2 月						
現状分析	■ 人口の推移						
将来展望	■ 人口展望（2040 年人口） ・「住み続けたいまち」実現の取組により、将来推計人口の 1.1 万人増加。 ・「安心して子どもを産み育てられる環境」実現の取組により、76.3 万人に近づく。 資料：2010 年国勢調査を基に独自推計 （注）2015 年の人口は、2010 年国勢調査を基に独自に算出した参考値 <table border="1"> <tr> <td>将来推計人口</td><td>本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会減となった 2013 年と 2014 年の傾向が今後とも続くと仮定して推計。</td></tr> <tr> <td>推計パターン①</td><td>本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会増減を 0 と仮定して推計。</td></tr> <tr> <td>推計パターン②</td><td>若い世代の結婚・子育てに関する希望が実現された場合の国の将来展望での出生率の仮定（2020 年に 1.6 程度、2030 年に 1.8 程度、2040 年に人口置換水準である 2.07）を用いるとともに、社会増減を 0 と仮定して推計。</td></tr> </table>	将来推計人口	本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会減となった 2013 年と 2014 年の傾向が今後とも続くと仮定して推計。	推計パターン①	本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会増減を 0 と仮定して推計。	推計パターン②	若い世代の結婚・子育てに関する希望が実現された場合の国の将来展望での出生率の仮定（2020 年に 1.6 程度、2030 年に 1.8 程度、2040 年に人口置換水準である 2.07）を用いるとともに、社会増減を 0 と仮定して推計。
将来推計人口	本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会減となった 2013 年と 2014 年の傾向が今後とも続くと仮定して推計。						
推計パターン①	本市の出生率 1.43（2013 年）が今後とも継続し、社会増減を 0 と仮定して推計。						
推計パターン②	若い世代の結婚・子育てに関する希望が実現された場合の国の将来展望での出生率の仮定（2020 年に 1.6 程度、2030 年に 1.8 程度、2040 年に人口置換水準である 2.07）を用いるとともに、社会増減を 0 と仮定して推計。						

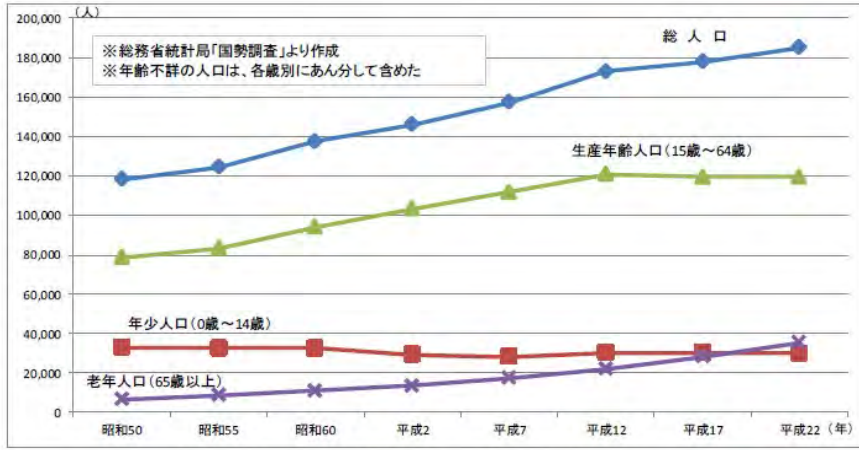
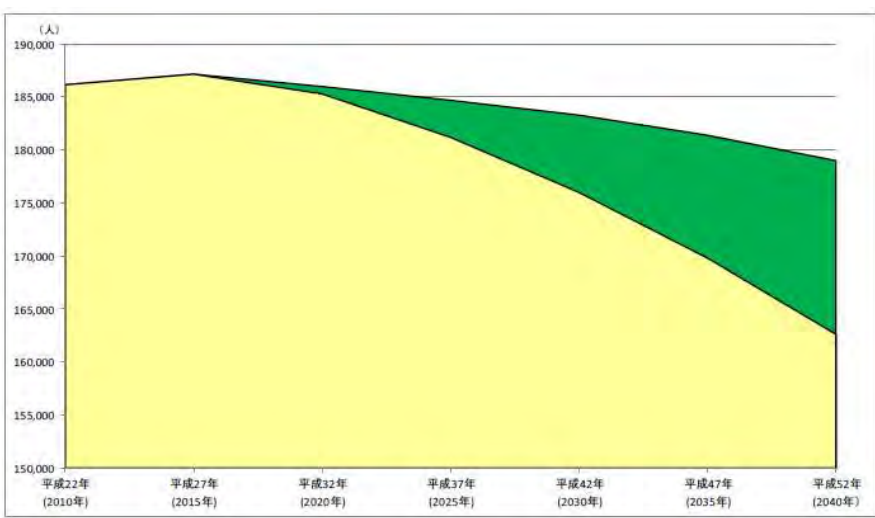
② 泉大津市の人口ビジョン

泉大津市では、国のまち・ひと・しごと創生法の制定を受けて、人口に関する見通しや課題について、広く市民と認識を共有することを目的とした「泉大津市人口ビジョン」を平成 27 年 10 月に策定した。

計画名称	泉大津市人口ビジョン								
策定年月	平成 27 年（2015 年）10 月								
現状分析	■ 人口の推移 資料：2010 年までは「国勢調査」（総務省）、2015 年は社人研推計値								
将来展望	■ 長期ビジョンや地域特性を考慮したシミュレーションによる将来展望 <table border="1"> <thead> <tr> <th>シミュレーションの方向性</th><th>2040 年将来人口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①合計特殊出生率が 2040 年に 2.07 にまで上昇した場合</td><td>68,482 人</td></tr> <tr> <td>②大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合</td><td>66,981 人</td></tr> <tr> <td>③合計特殊出生率が上昇し、かつ、大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合</td><td>70,789 人</td></tr> </tbody> </table>	シミュレーションの方向性	2040 年将来人口	①合計特殊出生率が 2040 年に 2.07 にまで上昇した場合	68,482 人	②大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合	66,981 人	③合計特殊出生率が上昇し、かつ、大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合	70,789 人
シミュレーションの方向性	2040 年将来人口								
①合計特殊出生率が 2040 年に 2.07 にまで上昇した場合	68,482 人								
②大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合	66,981 人								
③合計特殊出生率が上昇し、かつ、大阪市及び泉州地域への人口の転出超過がなくなった場合	70,789 人								

③ 和泉市の人口ビジョン

和泉市では、第5次和泉市総合計画と平行して策定に取り組み、和泉市総合計画審議会からの答申を受け、平成27年12月に和泉市人口ビジョンを策定した。

計画名称	和泉市人口ビジョン																																																
策定年月	平成 27 年（2015 年）12 月																																																
現状分析	■人口の推移 <table><tr><td></td><td>昭和50年</td><td>昭和55年</td><td>昭和60年</td><td>平成2年</td><td>平成7年</td><td>平成12年</td><td>平成17年</td><td>平成22年</td></tr><tr><td>総人口</td><td>118,237</td><td>124,322</td><td>137,641</td><td>146,127</td><td>157,300</td><td>172,974</td><td>177,856</td><td>184,988</td></tr><tr><td>年少人口</td><td>32,916</td><td>32,508</td><td>32,676</td><td>29,251</td><td>28,169</td><td>30,263</td><td>30,209</td><td>29,882</td></tr><tr><td>生産年齢人口</td><td>78,695</td><td>83,248</td><td>94,056</td><td>103,305</td><td>111,871</td><td>120,753</td><td>119,587</td><td>119,607</td></tr><tr><td>老年人口</td><td>6,626</td><td>8,566</td><td>10,909</td><td>13,571</td><td>17,260</td><td>21,958</td><td>28,060</td><td>35,499</td></tr></table>		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	総人口	118,237	124,322	137,641	146,127	157,300	172,974	177,856	184,988	年少人口	32,916	32,508	32,676	29,251	28,169	30,263	30,209	29,882	生産年齢人口	78,695	83,248	94,056	103,305	111,871	120,753	119,587	119,607	老年人口	6,626	8,566	10,909	13,571	17,260	21,958	28,060	35,499			
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年																																									
総人口	118,237	124,322	137,641	146,127	157,300	172,974	177,856	184,988																																									
年少人口	32,916	32,508	32,676	29,251	28,169	30,263	30,209	29,882																																									
生産年齢人口	78,695	83,248	94,056	103,305	111,871	120,753	119,587	119,607																																									
老年人口	6,626	8,566	10,909	13,571	17,260	21,958	28,060	35,499																																									
将来展望	【個別目標】 ◇合計特殊出生率：国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において示された合計特殊出生率の達成をめざす。 ◇社会動態：2020 年以降において、社会動態の均衡をめざす。 【目標人口】・2040 年に人口 179,000 人を確保。 <table><tr><td></td><td>平成22年 (2010年)</td><td>平成27年 (2015年)</td><td>平成32年 (2020年)</td><td>平成37年 (2025年)</td><td>平成42年 (2030年)</td><td>平成47年 (2035年)</td><td>平成52年 (2040年)</td></tr><tr><td>上位値</td><td>186,166</td><td>187,166</td><td>186,000</td><td>184,700</td><td>183,300</td><td>181,400</td><td>179,000</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>▲ 1,166</td><td>▲ 1,300</td><td>▲ 1,400</td><td>▲ 1,900</td><td>▲ 2,400</td></tr><tr><td>下位値</td><td>186,166</td><td>187,166</td><td>185,300</td><td>181,200</td><td>176,000</td><td>169,800</td><td>162,600</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>▲ 1,866</td><td>▲ 4,100</td><td>▲ 5,200</td><td>▲ 6,200</td><td>▲ 7,200</td></tr><tr><td>上位と下位の差</td><td></td><td></td><td>700</td><td>3,500</td><td>7,300</td><td>11,600</td><td>16,400</td></tr></table>		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)	上位値	186,166	187,166	186,000	184,700	183,300	181,400	179,000	増 減			▲ 1,166	▲ 1,300	▲ 1,400	▲ 1,900	▲ 2,400	下位値	186,166	187,166	185,300	181,200	176,000	169,800	162,600	増 減			▲ 1,866	▲ 4,100	▲ 5,200	▲ 6,200	▲ 7,200	上位と下位の差			700	3,500	7,300	11,600	16,400
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)																																										
上位値	186,166	187,166	186,000	184,700	183,300	181,400	179,000																																										
増 減			▲ 1,166	▲ 1,300	▲ 1,400	▲ 1,900	▲ 2,400																																										
下位値	186,166	187,166	185,300	181,200	176,000	169,800	162,600																																										
増 減			▲ 1,866	▲ 4,100	▲ 5,200	▲ 6,200	▲ 7,200																																										
上位と下位の差			700	3,500	7,300	11,600	16,400																																										

④ 高石市の人口ビジョン

高石市では、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまち「たかいし」を発展させるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 28 年 3 月に高石市人口ビジョンを策定した。

計画名称	高石市人口ビジョン																																																							
策定年月	平成 28 年（2016 年）3 月																																																							
現状分析	・高石市の総人口は昭和 60 年頃より減少しつつけている一方、高齢者人口は一貫して増加を続け、平成 12 年（2000 年）には年少人口を上回っている。 <table><caption>高石市人口の推移（単位：人）</caption><thead><tr><th>年</th><th>総人口</th><th>年少人口（15歳未満）</th><th>生産年齢人口（15～64歳）</th><th>高齢者人口（65歳以上）</th></tr></thead><tbody><tr><td>昭和40年（1965）</td><td>45,679</td><td>10,919</td><td>32,658</td><td>2,102</td></tr><tr><td>昭和45年（1970）</td><td>61,442</td><td>15,169</td><td>43,483</td><td>2,790</td></tr><tr><td>昭和50年（1975）</td><td>66,824</td><td>17,510</td><td>45,673</td><td>3,629</td></tr><tr><td>昭和55年（1980）</td><td>66,815</td><td>16,860</td><td>45,468</td><td>4,482</td></tr><tr><td>昭和60年（1985）</td><td>66,974</td><td>15,180</td><td>46,513</td><td>5,278</td></tr><tr><td>平成2年（1990）</td><td>65,086</td><td>12,102</td><td>46,301</td><td>6,280</td></tr><tr><td>平成7年（1995）</td><td>64,295</td><td>10,172</td><td>46,088</td><td>7,870</td></tr><tr><td>平成12年（2000）</td><td>62,260</td><td>9,605</td><td>42,789</td><td>9,490</td></tr><tr><td>平成17年（2005）</td><td>61,127</td><td>11,507</td><td>40,153</td><td>9,444</td></tr><tr><td>平成22年（2010）</td><td>59,572</td><td>13,446</td><td>37,192</td><td>8,861</td></tr></tbody></table> 出典：総務省「国勢調査」	年	総人口	年少人口（15歳未満）	生産年齢人口（15～64歳）	高齢者人口（65歳以上）	昭和40年（1965）	45,679	10,919	32,658	2,102	昭和45年（1970）	61,442	15,169	43,483	2,790	昭和50年（1975）	66,824	17,510	45,673	3,629	昭和55年（1980）	66,815	16,860	45,468	4,482	昭和60年（1985）	66,974	15,180	46,513	5,278	平成2年（1990）	65,086	12,102	46,301	6,280	平成7年（1995）	64,295	10,172	46,088	7,870	平成12年（2000）	62,260	9,605	42,789	9,490	平成17年（2005）	61,127	11,507	40,153	9,444	平成22年（2010）	59,572	13,446	37,192	8,861
年	総人口	年少人口（15歳未満）	生産年齢人口（15～64歳）	高齢者人口（65歳以上）																																																				
昭和40年（1965）	45,679	10,919	32,658	2,102																																																				
昭和45年（1970）	61,442	15,169	43,483	2,790																																																				
昭和50年（1975）	66,824	17,510	45,673	3,629																																																				
昭和55年（1980）	66,815	16,860	45,468	4,482																																																				
昭和60年（1985）	66,974	15,180	46,513	5,278																																																				
平成2年（1990）	65,086	12,102	46,301	6,280																																																				
平成7年（1995）	64,295	10,172	46,088	7,870																																																				
平成12年（2000）	62,260	9,605	42,789	9,490																																																				
平成17年（2005）	61,127	11,507	40,153	9,444																																																				
平成22年（2010）	59,572	13,446	37,192	8,861																																																				
将来展望	■ 目指すべき将来の方向性 高石市人口の長期的見通し 推計1：平成32年に人口が62,000人を達成した場合の推計 推計2：平成27年の人口を確保した場合の推計 推計3：出生率が向上し、人口移動が均衡した場合の推計 推計4：何も策を講じない場合の国の推計 ○国の長期ビジョンの推計に基づき、何も対策を講じない場合、推計 4 の人口推移。 ○人口ビジョンの検証により明らかになった課題を解決するため、総合戦略に基づいて講じる施策の効果に応じて、以下のような将来人口の推計をしている。 【共通条件】 ・出生率は、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率を踏まえ推計。高石市の現在の出生率が 2020 年時点の国の推計である 1.5 を達成していることから、2020 年に 1.8 程度、2025 年以降に人口置換水準の 2.1 を達成することとする。 ・生残率は、国の長期ビジョンと同様の数値により推計します。 ○推計 1 は、2020 年に高石市総合計画の人口目標である 62,000 人を達成した場合。 ○推計 2 は、純移動数の増加により、平成 27 年（2015 年）の人口を確保した場合。 ○推計 3 は、国の長期ビジョン同様に転入・転出による人口移動が均衡した場合。																																																							

⑤ 忠岡町の人口ビジョン

忠岡町では、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、平成 28 年 3 月に「忠岡町人口ビジョン」を策定した。

計画名称	忠岡町人口ビジョン																																																
策定年月	平成 28 年（2016 年）3 月																																																
現状分析	■人口の推移 <table><caption>人口推移データ (単位: 人)</caption><thead><tr><th>年</th><th>15歳未満</th><th>15～64歳</th><th>65歳以上</th><th>不詳</th><th>総数</th></tr></thead><tbody><tr><td>S60 (1985)</td><td>3,616</td><td>12,114</td><td>1,493</td><td>3</td><td>17,223</td></tr><tr><td>H2 (1990)</td><td>3,139</td><td>12,704</td><td>1,720</td><td>3</td><td>17,566</td></tr><tr><td>H7 (1995)</td><td>2,594</td><td>12,224</td><td>2,280</td><td>3</td><td>17,098</td></tr><tr><td>H12 (2000)</td><td>2,642</td><td>11,806</td><td>2,901</td><td>160</td><td>17,509</td></tr><tr><td>H17 (2005)</td><td>2,788</td><td>11,309</td><td>3,489</td><td>160</td><td>17,586</td></tr><tr><td>H22 (2010)</td><td>2,727</td><td>10,748</td><td>4,112</td><td>562</td><td>18,149</td></tr><tr><td>H26 (2014)</td><td>2,502</td><td>10,537</td><td>4,665</td><td>562</td><td>17,704</td></tr></tbody></table> 出典：平成 22 年まで国勢調査、平成 26 年住民基本台帳	年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳	総数	S60 (1985)	3,616	12,114	1,493	3	17,223	H2 (1990)	3,139	12,704	1,720	3	17,566	H7 (1995)	2,594	12,224	2,280	3	17,098	H12 (2000)	2,642	11,806	2,901	160	17,509	H17 (2005)	2,788	11,309	3,489	160	17,586	H22 (2010)	2,727	10,748	4,112	562	18,149	H26 (2014)	2,502	10,537	4,665	562	17,704
年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳	総数																																												
S60 (1985)	3,616	12,114	1,493	3	17,223																																												
H2 (1990)	3,139	12,704	1,720	3	17,566																																												
H7 (1995)	2,594	12,224	2,280	3	17,098																																												
H12 (2000)	2,642	11,806	2,901	160	17,509																																												
H17 (2005)	2,788	11,309	3,489	160	17,586																																												
H22 (2010)	2,727	10,748	4,112	562	18,149																																												
H26 (2014)	2,502	10,537	4,665	562	17,704																																												
将来展望	■人口の将来展望 ・ 2040 年の総人口の将来展望を 16,000 人とする。 ・ これは、自然増減の施策を実施しなかった場合と比べて、約 550 人程度増加。 <table><caption>人口将来展望データ (単位: 人)</caption><thead><tr><th>年</th><th>V (推計)</th><th>VI (参考)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H22 (2010)</td><td>18,150</td><td>18,150</td></tr><tr><td>H27 (2015)</td><td>18,040</td><td>18,044</td></tr><tr><td>H32 (2020)</td><td>17,779</td><td>17,750</td></tr><tr><td>H37 (2025)</td><td>17,378</td><td>17,306</td></tr><tr><td>H42 (2030)</td><td>16,985</td><td>16,789</td></tr><tr><td>H47 (2035)</td><td>16,556</td><td>16,236</td></tr><tr><td>H52 (2040)</td><td>16,225</td><td>16,225 (554人増加)</td></tr></tbody></table> <table><tr><td></td><td>自然増減の考え方 (出生・死亡に関する仮定)</td><td>社会増減の考え方 (移動に関する仮定)</td></tr><tr><td>推計方法V（忠岡町 が目指す将来人口設 定の仮定）</td><td><合計特殊出生率> ・ 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年 には 1.6 程度）；「まち・ひと・そごと創生長期ビジョ ン」の目標値と同じ <生残率> ・ 社人研推計に準拠</td><td><純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移</td></tr><tr><td>参考：推計方式VI (支線増減に関する 施策を実施しなかっ た場合の仮定)</td><td><合計特殊出生率> ・ 社人研推計に準拠（現状と同程度で推移すると仮定） <生残率> ・ 社人研推計に準拠</td><td><純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移</td></tr></table>	年	V (推計)	VI (参考)	H22 (2010)	18,150	18,150	H27 (2015)	18,040	18,044	H32 (2020)	17,779	17,750	H37 (2025)	17,378	17,306	H42 (2030)	16,985	16,789	H47 (2035)	16,556	16,236	H52 (2040)	16,225	16,225 (554人増加)		自然増減の考え方 (出生・死亡に関する仮定)	社会増減の考え方 (移動に関する仮定)	推計方法V（忠岡町 が目指す将来人口設 定の仮定）	<合計特殊出生率> ・ 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年 には 1.6 程度）；「まち・ひと・そごと創生長期ビジョ ン」の目標値と同じ <生残率> ・ 社人研推計に準拠	<純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移	参考：推計方式VI (支線増減に関する 施策を実施しなかっ た場合の仮定)	<合計特殊出生率> ・ 社人研推計に準拠（現状と同程度で推移すると仮定） <生残率> ・ 社人研推計に準拠	<純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移															
年	V (推計)	VI (参考)																																															
H22 (2010)	18,150	18,150																																															
H27 (2015)	18,040	18,044																																															
H32 (2020)	17,779	17,750																																															
H37 (2025)	17,378	17,306																																															
H42 (2030)	16,985	16,789																																															
H47 (2035)	16,556	16,236																																															
H52 (2040)	16,225	16,225 (554人増加)																																															
	自然増減の考え方 (出生・死亡に関する仮定)	社会増減の考え方 (移動に関する仮定)																																															
推計方法V（忠岡町 が目指す将来人口設 定の仮定）	<合計特殊出生率> ・ 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年 には 1.6 程度）；「まち・ひと・そごと創生長期ビジョ ン」の目標値と同じ <生残率> ・ 社人研推計に準拠	<純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移																																															
参考：推計方式VI (支線増減に関する 施策を実施しなかっ た場合の仮定)	<合計特殊出生率> ・ 社人研推計に準拠（現状と同程度で推移すると仮定） <生残率> ・ 社人研推計に準拠	<純移動率> ・ 移動（純移動率）がゼ ロ（均衡）で推移																																															

2-3-3. 大阪府の総合戦略

大阪府では、平成 28 年 2～3 月に実施した府民意見等の募集結果をふまえ、「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」の修正を行い、平成 28 年 3 月に「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

計画名称	大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざして～														
策定年月	平成 28 年（2016 年）3 月														
計画期間	平成 27 年度（2015 年度）から 2019 年度までの 5 か年計画														
構成	1. 基本方針 2. 総合戦略の方向性 Ⅰ）若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現 Ⅱ）人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり Ⅲ）東西二極の一極としての社会経済構造の構築 3. 基本目標・基本的方向 4. 活力ある地域創出 ～新しい「都市型ライフスタイル」の提唱～ 参考資料														
戦略の柱と重点項目	【基本方針】 - 人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い戦略を策定 【基本姿勢】 - 変革のチャンスと捉えて改革に取り組み、持続的な発展を実現（積極戦略） - 人口減少・超高齢社会がもたらす将来の備えを着実に推進（調整戦略） 【戦略の方向性と基本目標・基本的方向】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Ⅰ)若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現</th><th>具体的目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する ➡ 若年者雇用、子育て支援 など</td><td>若年層就業率、女性の就業率 合計特殊出生率</td></tr> <tr> <td>② 次代の「大阪」を担う人をつくる ➡ 教育、少年犯罪・虐待対策 など</td><td>全国学力・学習状況調査平均正答率 非行防止ネットワーク構築市町村数</td></tr> </tbody> </table> Ⅱ)人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり <table border="1"> <tbody> <tr> <td>③ 誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる ➡ 健康寿命の延伸、障がい者対策 など</td><td>健康寿命 障がい者実雇用率（民間）</td></tr> <tr> <td>④ 安全・安心な地域をつくる ➡ 防犯、防災（災害対策） など</td><td>地震による被害予測 密集市街地の面積・地区数</td></tr> </tbody> </table> Ⅲ)東西二極の一極としての社会経済構造の構築 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑤ 都市としての経済機能を強化する ➡ 産業創出、企業立地 など</td><td>実質経済成長率 開業事業所数</td></tr> <tr> <td>⑥ 定住魅力・都市魅力を強化する ➡ 移住・定住の促進、交流人口の拡大 など</td><td>来阪外国人数 転出超過率（対東京圏）</td></tr> </tbody> </table> ■ 国への働きかけ ✓ 国機関等の移転・設置、✓ 地方拠点強化税制、✓ 税財源自主権の確立 ✓ 民間が自由に活動できる環境整備（規制改革） 【活力ある地域創出 ～新しい「都市型ライフスタイル」の提唱～】 ■ 大阪の魅力を活かした「人口対流」の実現 ・東京圏から大阪への「人口対流」の実現にむけ、PR すべき「大阪のよさ」を例示 ■ 地域類型別課題への対応 ・「都心部」「周辺部」等の 4 つのエリアごとにどのような強みがあり、それをいかに伸ばしていくべきかを整理 ➡ 地域の特色を高める府内の先進事例を例示	Ⅰ)若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現	具体的目標	① 若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する ➡ 若年者雇用、子育て支援 など	若年層就業率、女性の就業率 合計特殊出生率	② 次代の「大阪」を担う人をつくる ➡ 教育、少年犯罪・虐待対策 など	全国学力・学習状況調査平均正答率 非行防止ネットワーク構築市町村数	③ 誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる ➡ 健康寿命の延伸、障がい者対策 など	健康寿命 障がい者実雇用率（民間）	④ 安全・安心な地域をつくる ➡ 防犯、防災（災害対策） など	地震による被害予測 密集市街地の面積・地区数	⑤ 都市としての経済機能を強化する ➡ 産業創出、企業立地 など	実質経済成長率 開業事業所数	⑥ 定住魅力・都市魅力を強化する ➡ 移住・定住の促進、交流人口の拡大 など	来阪外国人数 転出超過率（対東京圏）
Ⅰ)若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現	具体的目標														
① 若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する ➡ 若年者雇用、子育て支援 など	若年層就業率、女性の就業率 合計特殊出生率														
② 次代の「大阪」を担う人をつくる ➡ 教育、少年犯罪・虐待対策 など	全国学力・学習状況調査平均正答率 非行防止ネットワーク構築市町村数														
③ 誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる ➡ 健康寿命の延伸、障がい者対策 など	健康寿命 障がい者実雇用率（民間）														
④ 安全・安心な地域をつくる ➡ 防犯、防災（災害対策） など	地震による被害予測 密集市街地の面積・地区数														
⑤ 都市としての経済機能を強化する ➡ 産業創出、企業立地 など	実質経済成長率 開業事業所数														
⑥ 定住魅力・都市魅力を強化する ➡ 移住・定住の促進、交流人口の拡大 など	来阪外国人数 転出超過率（対東京圏）														

2-3-4. 各市町の総合戦略

① 堺市の総合戦略

堺市では、地方創生の長期目標である「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現に向けて、市民・まち・産業が元気な堺を実現するため、平成 28 年 2 月に「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

計画名称	堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定年月	平成 28 年（2016 年）2 月
計画期間	平成 27 年度（2015 年度）から 2019 年度までの 5 か年計画
構成	序章 第 1 章 市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要 第 2 章 堺市の動向 第 3 章 人口ビジョン 第 4 章 総合戦略の柱と重点項目 第 5 章 進行管理 資料集
戦略の柱と重点項目	【戦略の柱と重点項目】 戦略の柱～「しごと」の創生分野～ 産業振興や雇用創出によりまちづくりを牽引します ■重点項目 ○成長産業（環境エネルギー・健康医療・農業）と新分野への挑戦 ○産業を支える中小企業の競争力強化 ○若者、女性などあらゆる人の活躍支援 戦略の柱～「ひと」の創生分野～ 将来の堺を担う人づくりを進めます ■重点項目 ○安心して産み育てられる子育て支援 ○家庭・地域とともにはぐくむ子育て力の向上 ○人間力をはぐくむ教育の推進 戦略の柱～「まち」の創生分野～ 「愛着」や「誇り」を実感する魅力あるまちづくりを進めます ■重点項目 ○百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の推進 ○中心市街地の活性化 ○泉北ニュータウンの再生 ○観光プロモーションによる誘客促進

② 泉大津市の総合戦略

泉大津市では、国の「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受けて、まちの実情に応じた今後 5 年間のまち・ひと・しごと創生に関する施策の方向等を提示する「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定した。

計画名称	泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定年月	平成 27 年（2015 年）10 月
計画期間	平成 27 年度（2015 年度）から 2019 年度（5 か年）
構成	はじめに 1. 基本的な考え方 （1）総合戦略策定の背景（「泉大津市人口ビジョン」における人口の将来展望） （2）総合戦略の基本方針 （3）総合戦略の計画期間 2. 市民等の意識・希望 3. 基本目標及び基本的方向性に基づく施策・取組 （1）基本目標 1 （2）基本目標 2 （3）基本目標 3 （4）基本目標 4 4. 総合戦略の進行管理 おわりに
基本目標と施策	【基本目標と施策】 基本目標① 地域産業と地域ブランド力に磨きをかけ、泉大津市で働き住み続けたいと思う市民の希望をかなえる。 （施策） ○雇用を増やす ○働きやすい環境をつくる ○地域の産業・商業を興す 基本目標② 地域産業を活用した取組となんでも近い泉大津市の強みを活かし、それらを積極的に情報発信することにより、様々な交流を生み出す。 （施策） ○泉大津らしさを活かした交流を促す ○泉大津の魅力を広く伝える 基本目標③ 地域ぐるみの助け合いやつながりで、結婚・出産・子育てを支援するとともに、就学前教育・学校教育を充実させ、若い世代の市民が魅力を感じる環境をつくる。 （施策） ○地域ぐるみで子育てを支援する体制をつくる ○子育て環境を充実させる 基本目標④ セーフコミュニティの推進などにより、安全・安心な暮らしと快適な住環境をつくる。 （施策） ○安全・安心に暮らせる環境をつくる ○地域医療・福祉を充実させる ○住みよい都市環境をつくる

③ 和泉市の総合戦略

和泉市では、第5次和泉市総合計画と平行して策定に取り組み、和泉市総合計画審議会からの答申を受け、平成27年12月に和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。その後、第5次和泉市総合計画の策定にあわせ平成28年5月に改訂を行っている。

計画名称	和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）	
策定年月	平成 28 年（2016 年）5 月	
計画期間	平成 27 年度（2015 年度）から 2019 年度までの 5 か年計画	
構成	はじめに 第 1 章 基本的な考え方 第 1 節 和泉市が持つ優位性 第 2 節 和泉市の産業構造と就業構造 第 3 節 まちづくりの基本方針 第 4 節 まちづくりの視点 第 5 節 総合戦略における「まちづくりの目標」 第 6 節 計画人口 第 7 節 総合戦略の体系 第 2 章 基本目標	
基本的な考え方	【まちづくりの基本方針】 ① 定住志向の向上 ② 交流人口の拡大 【総合戦略における「まちづくりの目標」】 ①子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまち ②まちの個性を伸ばし、新たな魅力とにぎわいが創出されるまち ③安らぎを感じながら生活を送ることができる、安心を実感できるまち ④世代・地域を越えて、様々な交流が生まれるまち ⑤豊かなまちの資源を次世代に引き継ぐことができる仕組みづくり 【計画人口】186,000 人（2020 年 3 月末時点） 【総合戦略の体系】	
	基本目標	基本的方向
	I. 「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり	（1）結婚・出産の希望をかなえる環境づくり （2）子どもたちの健やかな発育の支援 （3）子育てと仕事の両立支援体制の充実
	II. 一人ひとりが輝くための生きがいづくり支援	（1）知識・経験を生かして地域に貢献する人材の育成
	III. 健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進	（1）定期的な健康チェックの推進 （2）元気に生涯活躍できる環境づくりの推進
	IV. 活力ある地域産業の実現と地域雇用の創出	（1）ものづくり産業の振興 （2）商店街活性化と産業集積による地域の賑わいの創出 （3）産業として成立する農林業の確立 （4）安定した雇用の創出と次代の担い手の育成
	V. 新旧の魅力が融合する観光の振興	（1）地域資源を活用した観光産業の振興 （2）新たな魅力づくりとまちのブランド化の促進
	VI. 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり	（1）支援を必要とする人への相談支援体制の充実 （2）安心して生活できる防犯体制の整備
	VII. 災害に備える仕組みづくり	（1）地域における防災体制の強化
	VIII. みんなで取り組む連携・協働のまちづくり	（1）コミュニティの活性化と担い手の育成
IX. 既存ストックの適正管理の促進	（1）既存ストックの適正管理の促進	

④ 高石市の総合戦略

高石市では、人口減少に歯止めをかけるとともに、活発な産業をもち、住みやすいベッドタウンとしての特性をもった、活力あるまち「たかいし」を発展させるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 28 年 3 月に高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。

計画名称	高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略											
策定年月	平成 28 年（2016 年）3 月											
計画期間	平成 27 年度（2015 年度）から 2019 年度までの 5 年間											
構成	第 1 章 基本方針 第 2 章 基本目標 1－1 まち・ひと・しごと創生総合戦略とは 1－2 目的・方針 1－3 全体像 1－4 運用 1－5 期間 （1）子どもを産み育てやすい環境を整える （2）働きやすい環境を整える （3）いつまでも健幸にすごせる環境を整える （4）住みたくなる環境を整える											
都市づくりの目標	【目標・方針】（抜粋） ○高石市総合戦略では、総合計画を始めとして、住生活基本計画や子ども・子育て支援事業計画など既存の計画を踏まえつつ、高石市人口ビジョンで明らかになった本市の状況や目指すべき将来の方向性に沿って、人口減少に歯止めをかけるとともに、活発な産業をもち、住みやすいベッドタウンとしての特性をもった、活力あるまち「たかいし」を発展させることを目的として、4つの基本目標を設定しました。 ○総合戦略の 4 つの基本目標に基づく施策では、子育て世代と高齢世代のそれぞれに向けた施策を打ち出すとともに、二・三世代同居近居支援施策をさらに充実させるなど、世代間が相互に支えあう環境づくりを進め、活力あるまちを発展させていきます。 ○また、高石市で生まれ育ち、これまでの高石の発展を支えていただいた方が、充実した生活を送ることはもちろんのこと、若年世代から高齢世代まで、どのライフステージでも高石市に転入した方が充実した生活を送ることができるようなまちを目指します。 【全体像】 <table><tr><th>高石市総合戦略の基本目標</th><th>高石市総合戦略の主な施策</th></tr><tr><td> 1. 子どもを産み育てやすい環境を整える 【数値目標】 出生数 20歳から39歳までの転出者数 </td><td> ○子育て世代ウェルカムステーションの整備 ○多子世帯支援 ○妊産婦検診支援の拡充 ○不妊治療に関する支援 ○子育て包括支援センターの創設による出産・子育ての切れ目ない支援 ○結婚への意識向上 ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の時間延長 ○病児保育サービスの整備 （再掲） ○子育て世帯への住宅支援 </td></tr><tr><td> 2. 働きやすい環境を整える 【数値目標】 市内就業者数 市内企業従業者数 </td><td> ○専門性を身につけるための資格取得支援 ○市内企業と就職希望者のマッチング支援 ○創業支援 ○企業立地等促進条例の充実 （再掲） ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブの時間延長 ○病児保育サービスの整備 ○二・三世代同居近居支援 ○市内企業従業者への住宅支援 </td></tr><tr><td> 3. いつまでも健幸にすごせる環境を整える 【数値目標】 健康寿命 医療・介護連携による連携数 </td><td> ○健康づくり事業の充実 ○総合型スポーツクラブの創設 ○高齢者も暮らしやすいまちづくりの推進 ○安全・安心なまちづくりの推進 ○在宅医療介護体制の整備 ○コミュニティカフェの整備 （再掲） ○二・三世代同居近居支援 ○高等教育機関との連携 </td></tr><tr><td> 4. 住みたくなる環境を整える 【数値目標】 20歳から39歳までの転入者数 60歳以上の転入者数 </td><td> ○教育のICT化の推進 ○少人数教育の推進 ○英語教育の推進 ○高等教育機関との連携 ○地域活性化ブランド戦略による魅力の発信・発掘の強化 ○関西国際空港を拠点とした広域的なPRの取組みの推進 ○空き家バンク制度の利用促進 ○二・三世代同居近居支援 ○子育て世帯への住宅支援 ○市内企業従業者への住宅支援 （再掲） ○子育て世代ウェルカムステーションの整備 </td></tr></table>		高石市総合戦略の基本目標	高石市総合戦略の主な施策	1. 子どもを産み育てやすい環境を整える 【数値目標】 出生数 20歳から39歳までの転出者数	○子育て世代ウェルカムステーションの整備 ○多子世帯支援 ○妊産婦検診支援の拡充 ○不妊治療に関する支援 ○子育て包括支援センターの創設による出産・子育ての切れ目ない支援 ○結婚への意識向上 ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の時間延長 ○病児保育サービスの整備 （再掲） ○子育て世帯への住宅支援	2. 働きやすい環境を整える 【数値目標】 市内就業者数 市内企業従業者数	○専門性を身につけるための資格取得支援 ○市内企業と就職希望者のマッチング支援 ○創業支援 ○企業立地等促進条例の充実 （再掲） ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブの時間延長 ○病児保育サービスの整備 ○二・三世代同居近居支援 ○市内企業従業者への住宅支援	3. いつまでも健幸にすごせる環境を整える 【数値目標】 健康寿命 医療・介護連携による連携数	○健康づくり事業の充実 ○総合型スポーツクラブの創設 ○高齢者も暮らしやすいまちづくりの推進 ○安全・安心なまちづくりの推進 ○在宅医療介護体制の整備 ○コミュニティカフェの整備 （再掲） ○二・三世代同居近居支援 ○高等教育機関との連携	4. 住みたくなる環境を整える 【数値目標】 20歳から39歳までの転入者数 60歳以上の転入者数	○教育のICT化の推進 ○少人数教育の推進 ○英語教育の推進 ○高等教育機関との連携 ○地域活性化ブランド戦略による魅力の発信・発掘の強化 ○関西国際空港を拠点とした広域的なPRの取組みの推進 ○空き家バンク制度の利用促進 ○二・三世代同居近居支援 ○子育て世帯への住宅支援 ○市内企業従業者への住宅支援 （再掲） ○子育て世代ウェルカムステーションの整備
高石市総合戦略の基本目標	高石市総合戦略の主な施策											
1. 子どもを産み育てやすい環境を整える 【数値目標】 出生数 20歳から39歳までの転出者数	○子育て世代ウェルカムステーションの整備 ○多子世帯支援 ○妊産婦検診支援の拡充 ○不妊治療に関する支援 ○子育て包括支援センターの創設による出産・子育ての切れ目ない支援 ○結婚への意識向上 ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の時間延長 ○病児保育サービスの整備 （再掲） ○子育て世帯への住宅支援											
2. 働きやすい環境を整える 【数値目標】 市内就業者数 市内企業従業者数	○専門性を身につけるための資格取得支援 ○市内企業と就職希望者のマッチング支援 ○創業支援 ○企業立地等促進条例の充実 （再掲） ○駅前保育ステーションの整備 ○放課後児童クラブの時間延長 ○病児保育サービスの整備 ○二・三世代同居近居支援 ○市内企業従業者への住宅支援											
3. いつまでも健幸にすごせる環境を整える 【数値目標】 健康寿命 医療・介護連携による連携数	○健康づくり事業の充実 ○総合型スポーツクラブの創設 ○高齢者も暮らしやすいまちづくりの推進 ○安全・安心なまちづくりの推進 ○在宅医療介護体制の整備 ○コミュニティカフェの整備 （再掲） ○二・三世代同居近居支援 ○高等教育機関との連携											
4. 住みたくなる環境を整える 【数値目標】 20歳から39歳までの転入者数 60歳以上の転入者数	○教育のICT化の推進 ○少人数教育の推進 ○英語教育の推進 ○高等教育機関との連携 ○地域活性化ブランド戦略による魅力の発信・発掘の強化 ○関西国際空港を拠点とした広域的なPRの取組みの推進 ○空き家バンク制度の利用促進 ○二・三世代同居近居支援 ○子育て世帯への住宅支援 ○市内企業従業者への住宅支援 （再掲） ○子育て世代ウェルカムステーションの整備											

⑤ 忠岡町の総合戦略

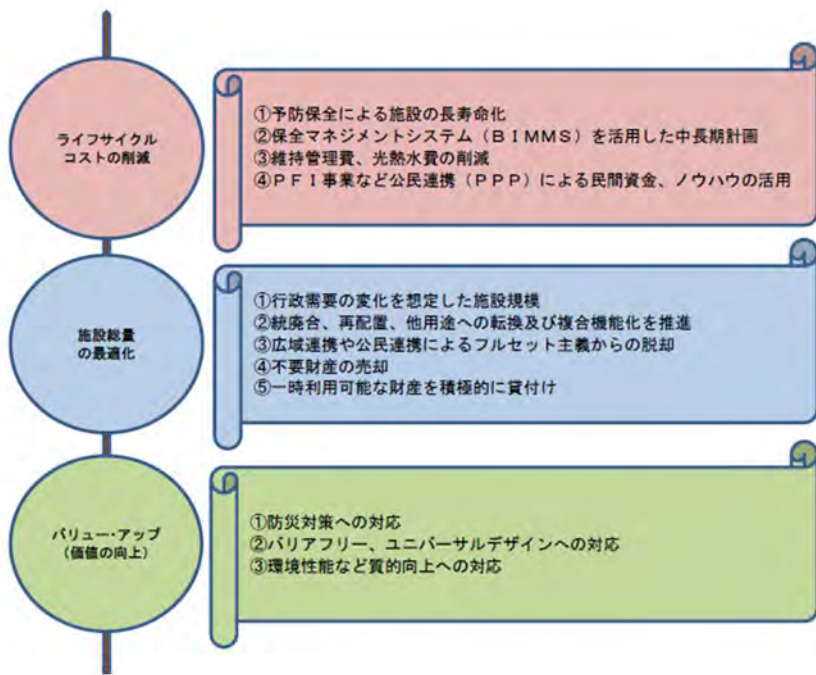
忠岡町では、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、平成28年3月に「忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

計画名称	忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略																																					
策定年月	平成28年（2016年）3月																																					
計画期間	平成27年度（2015年度）から2019年度までの5年間																																					
構成	序章 忠岡町総合戦略の概要 第1章 総合戦略策定にあたっての課題 第2章 総合戦略 I. 総合戦略策定の基本的な考え方 1. 施策展開の考え方 2. 施策体系について II. 具体的施策と重要業績評価指数(KPI) 1. 安心して子どもを産み育てられるまち（結婚・出産・子育て） 2. 住民みんながつながる安心のまち（地域づくり） 3. 安定した雇用を育むまち（雇用） 4. 訪れたくなるまち、住みたくなるまち（交流）																																					
都市づくりの目標	【総合戦略の施策体系】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基本目標</th><th>基本方針</th><th>具体的施策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">重点目標</td><td rowspan="3">基本目標1： 安心して子どもを産み育てられるまち（結婚・出産・子育て） ＜数値目標（H31）＞ ①子育てがしやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果 ②合計特殊出生率：1.8</td><td>○安心して子どもを産み育てられる仕組みの運用</td><td>○子どもと親の健康づくりの推進 ○妊娠・出産・子育てに対する情報提供・相談 ○妊娠・出産・子育てに対する支援 ○子ども預かり制度の拡充</td></tr> <tr> <td>○魅力ある教育の推進</td><td>○学校における多様な人材の活用 ○英語教育の充実 ○キャリア教育の推進</td></tr> <tr> <td>○子育て環境の向上</td><td>○子育て関連施設の充実 ○子どもの安全・安心の確保</td></tr> <tr> <td rowspan="7">基本目標2： 住民みんながつながる安心のまち（地域づくり）～子育て世代がずっと住み続けたいと思えるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①住みやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果</td><td>○健康福祉の充実</td><td>○健康づくりの推進 ○高齢者・障がい者（児）等福祉の充実</td></tr> <tr> <td>○地域の安全と安心の向上</td><td>○防災対策の充実 ○防犯対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○消防・救急救命体制の充実</td></tr> <tr> <td>○生涯にわたっての生きがいづくり</td><td>○生涯学習・生涯スポーツの推進 ○自治会活動の活性化 ○地域文化・芸術活動の推進</td></tr> <tr> <td>○快適で利便性の高い生活の実現</td><td>○居住環境の向上 ○生活・都市基盤の整備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">○地元企業の発展と住民の雇用促進</td><td>○企業への支援 ○住民雇用に対する企業支援</td></tr> <tr> <td>○就業者及び起業・創業者への支援 ○就労に向けた能力向上支援 ○女性の働く機会の拡大支援</td></tr> <tr> <td>○就労に有利な技術獲得、新規創業や女性就業の促進</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">連動目標</td><td rowspan="2">基本目標3： 安定した雇用を育むまち（雇用）～子育て世代の女性をはじめとして、個人の目標に応じてレベルアップができるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①企業支援申請件数：80件／年 ②スキルアップ達成者数：70人／年 ③就労支援・創業支援事業受付人数：170人／年</td><td>○住みたい、住み続けたいと感じるインセンティブの付与</td><td>○定住・移住促進のための支援</td></tr> <tr> <td>○忠岡町の魅力づくりと発信</td><td>○忠岡町の魅力づくり ○忠岡町の魅力発信</td></tr> <tr> <td>基本目標4： 訪れたくなるまち、住みたくなるまち（交流）～子育て世代が移住したくなるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①社会増減：0（転入と転出数が均衡） ②滞在人口（休日）：35,000人</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				基本目標	基本方針	具体的施策	重点目標	基本目標1： 安心して子どもを産み育てられるまち（結婚・出産・子育て） ＜数値目標（H31）＞ ①子育てがしやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果 ②合計特殊出生率：1.8	○安心して子どもを産み育てられる仕組みの運用	○子どもと親の健康づくりの推進 ○妊娠・出産・子育てに対する情報提供・相談 ○妊娠・出産・子育てに対する支援 ○子ども預かり制度の拡充	○魅力ある教育の推進	○学校における多様な人材の活用 ○英語教育の充実 ○キャリア教育の推進	○子育て環境の向上	○子育て関連施設の充実 ○子どもの安全・安心の確保	基本目標2： 住民みんながつながる安心のまち（地域づくり）～子育て世代がずっと住み続けたいと思えるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①住みやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果	○健康福祉の充実	○健康づくりの推進 ○高齢者・障がい者（児）等福祉の充実	○地域の安全と安心の向上	○防災対策の充実 ○防犯対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○消防・救急救命体制の充実	○生涯にわたっての生きがいづくり	○生涯学習・生涯スポーツの推進 ○自治会活動の活性化 ○地域文化・芸術活動の推進	○快適で利便性の高い生活の実現	○居住環境の向上 ○生活・都市基盤の整備	○地元企業の発展と住民の雇用促進	○企業への支援 ○住民雇用に対する企業支援	○就業者及び起業・創業者への支援 ○就労に向けた能力向上支援 ○女性の働く機会の拡大支援	○就労に有利な技術獲得、新規創業や女性就業の促進		連動目標	基本目標3： 安定した雇用を育むまち（雇用）～子育て世代の女性をはじめとして、個人の目標に応じてレベルアップができるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①企業支援申請件数：80件／年 ②スキルアップ達成者数：70人／年 ③就労支援・創業支援事業受付人数：170人／年	○住みたい、住み続けたいと感じるインセンティブの付与	○定住・移住促進のための支援	○忠岡町の魅力づくりと発信	○忠岡町の魅力づくり ○忠岡町の魅力発信	基本目標4： 訪れたくなるまち、住みたくなるまち（交流）～子育て世代が移住したくなるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①社会増減：0（転入と転出数が均衡） ②滞在人口（休日）：35,000人		
	基本目標	基本方針	具体的施策																																			
重点目標	基本目標1： 安心して子どもを産み育てられるまち（結婚・出産・子育て） ＜数値目標（H31）＞ ①子育てがしやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果 ②合計特殊出生率：1.8	○安心して子どもを産み育てられる仕組みの運用	○子どもと親の健康づくりの推進 ○妊娠・出産・子育てに対する情報提供・相談 ○妊娠・出産・子育てに対する支援 ○子ども預かり制度の拡充																																			
		○魅力ある教育の推進	○学校における多様な人材の活用 ○英語教育の充実 ○キャリア教育の推進																																			
		○子育て環境の向上	○子育て関連施設の充実 ○子どもの安全・安心の確保																																			
	基本目標2： 住民みんながつながる安心のまち（地域づくり）～子育て世代がずっと住み続けたいと思えるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①住みやすいと感じる子育て世代の割合：平成28年度調査結果＜平成31年度調査結果	○健康福祉の充実	○健康づくりの推進 ○高齢者・障がい者（児）等福祉の充実																																			
		○地域の安全と安心の向上	○防災対策の充実 ○防犯対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○消防・救急救命体制の充実																																			
		○生涯にわたっての生きがいづくり	○生涯学習・生涯スポーツの推進 ○自治会活動の活性化 ○地域文化・芸術活動の推進																																			
		○快適で利便性の高い生活の実現	○居住環境の向上 ○生活・都市基盤の整備																																			
		○地元企業の発展と住民の雇用促進	○企業への支援 ○住民雇用に対する企業支援																																			
			○就業者及び起業・創業者への支援 ○就労に向けた能力向上支援 ○女性の働く機会の拡大支援																																			
		○就労に有利な技術獲得、新規創業や女性就業の促進																																				
連動目標	基本目標3： 安定した雇用を育むまち（雇用）～子育て世代の女性をはじめとして、個人の目標に応じてレベルアップができるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①企業支援申請件数：80件／年 ②スキルアップ達成者数：70人／年 ③就労支援・創業支援事業受付人数：170人／年	○住みたい、住み続けたいと感じるインセンティブの付与	○定住・移住促進のための支援																																			
		○忠岡町の魅力づくりと発信	○忠岡町の魅力づくり ○忠岡町の魅力発信																																			
	基本目標4： 訪れたくなるまち、住みたくなるまち（交流）～子育て世代が移住したくなるまち～ ＜数値目標（H31）＞ ①社会増減：0（転入と転出数が均衡） ②滞在人口（休日）：35,000人																																					

2-4. 公共施設等総合管理計画

① 堺市の総合管理計画

堺市では、長期的な視点から、公共施設等の長寿命化、統廃合、更新などに計画的に取り組む、もって財政負担の軽減、平準化及び公共施設等の最適な配置の実現を図るため、堺市公共施設等総合管理計画を策定した。

計画名称	堺市公共施設等総合管理計画
策定年月	平成 28 年（2016 年）8 月
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）から 2025 年度までの 10 年間
構成	第 1 章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 第 2 章 公共施設の現状 第 3 章 ハコモノ資産の管理に関する基本的な考え方 第 4 章 インフラ資産の管理に関する基本的な考え方 第 5 章 計画の推進方法 参考資料 堺市公共施設等総合管理計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について
基本方針	■ 3 つの基本方針  ライフサイクルコストの削減 ① 予防保全による施設の長寿命化 ② 保全マネジメントシステム（BIMMS）を活用した中長期計画 ③ 維持管理費、光熱水費の削減 ④ PFI 事業など公民連携（PPP）による民間資金、ノウハウの活用 施設総量の最適化 ① 行政需要の変化を想定した施設規模 ② 統廃合、再配置、他用途への転換及び複合機能化を推進 ③ 広域連携や公民連携によるフルセット主義からの脱却 ④ 不要財産の売却 ⑤ 一時利用可能な財産を積極的に貸付け バリュー・アップ（価値の向上） ① 防災対策への対応 ② バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応 ③ 環境性能など質的向上への対応
広域連携について	【広域連携や公民連携によるフルセット主義からの脱却】 あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。

② 泉大津市の総合管理計画

泉大津市においては、総務省からの本計画策定の要請に先立ち、公共施設（ハコモノ）の現状と今後の基本的な考え方を示す「泉大津市公共施設適正配置基本方針」平成 26 年 12 月に策定した。

計画名称	泉大津市公共施設等総合管理計画
策定年月	平成 28 年（2016 年）4 月
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）から 2025 年度までの 10 年間
構成	1. 計画策定の背景と目的 2. 本市の現状と課題 3. 公共施設等マネジメント方針 4. 用途別基本方針 5. 公共施設等マネジメントの推進に向けて
基本方針	■ 5 つの基本方針 基本方針 1：公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める。 （施設の複合化・多機能化） 基本方針 2：施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る。（コストの圧縮） 基本方針 3：民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。 （サービスの維持・向上） 基本方針 4：将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。（総量の圧縮） 基本方針 5：公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。 （共通理解と体制の構築）
広域連携について	公共施設の利用において、広域利用が可能な施設については近隣自治体との共同利用を図ることで、市民のみならず、近隣自治体からの利用が見込めることに加え、さらなる公共施設利用の効率化につながることから、広域連携のあり方について検討します。

③ 和泉市の総合管理計画

和泉市では、長期的視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的に「和泉市公共施設等総合管理計画」を策定した。

計画名称	和泉市公共施設等総合管理計画
策定年月	平成 29 年（2017 年）3 月
計画期間	平成 29 年度（2017 年度）から 2046 年度までの 30 年間
構成	第 1 章 公共施設等の現状及び将来の見通しについて 第 2 章 公共施設等の管理に関する基本的な方針 第 3 章 施設類型ごとの管理及び公共施設の最適配置に関する基本的な方針
基本方針	■ 公共施設等の管理に関する基本方針 1 施設の最適化 ・ 公共施設の維持、更新、転用、廃止等のあり方検討 ・ 跡地の利活用の検討 ・ 公共施設の整備に係る優先度の整理 ・ 公共施設の複合化や多機能化による機能集約等の推進 ・ 公共施設等の広域的な連携の推進 2 市民や事業者等との連携による効果的・効率的な市民サービスの提供 ・ 公民協働による公共施設マネジメントの推進 ・ 民間サービスの活用 ・ 民間活力の導入による公共施設の整備費用、運営費用、維持管理費用の縮減 ・ 市民サービスの質的向上と財源の確保 3 安全・安心の確保 ・ 適正な維持管理による劣化状況・不具合の把握と改善 ・ 公共施設等の安全性の向上と機能性の確保 ・ 予防保全型維持管理手法の導入による公共施設等の長寿命化の推進
広域連携について	【公共施設等の広域的な連携の推進】 和泉市単独で全ての公共施設等を整備し保有するといったフルセット主義から脱却し、公共施設の位置やサービス内容を考慮し、国や府、近隣自治体の施設も含めた広域的な利活用の可能性を検討し、公共施設の相互補完による、市民サービスの向上と経費の削減を進めます。

④ 高石市の総合管理計画

高石市全体の財政状況及び財産状況を勘案した上で、将来の公共施設等の改修、建替えに係る費用の推計を行い、施設ごとに利用状況、老朽化の状況等を「見える化」することで、公共施設等の実態を横断的に把握し、公共施設等の将来的なあり方に関する計画として、高石市公共施設等総合管理計画を平成 29 年 3 月に策定した。

計画名称	高石市公共施設等総合管理計画
策定年月	平成 29 年（2017 年）3 月
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）から 2025 年度までの 10 年間
構成	1. 公共施設等総合管理計画について 2. 本市を取り巻く状況 3. 上位・関連計画 4. 公共施設等の現況と将来の見通し 5. 公共施設等の総合的な管理計画に関する基本方針 6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 7. 全庁的な取り組み
基本方針	■管理に関する基本的な方針 ①中長期的な視点でのマネジメント ○公共建築物の維持保全・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を行った上で、計画を作成するものとします。 ○公共建築物の適正な管理を行うため、施設ごとの利用状況、運営状況の「見える化」を推進します。 ○現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で最小化をめざします。 ○次世代に引き継ぐ資産については、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り公共建築物としての機能性の向上をめざすこととします。 ○公共建築物もその経年に合わせて老朽化することを念頭に、他の施設との整理統合、集約化・複合化、転用など、次世代にとって真に有効な資産となるよう再構築していくとともに、解体撤去についても検討します。 ○耐用年数を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検討し、長寿命化施策を実施することとします。 ○今後の公共建築物の改修・更新等に要する費用は、年度によって大きく変動することから、更新する公共建築物の選択、かつ優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。 ○一定の目的を達した公共建築物については、新しい活用方法を見いだすなど、適切な運用を実施することとします。 ○市として所有するよりもより効果的と判断される場合や、市として利用が見込めない公共建築物については、積極的に貸付や売却など利活用方法について検討します。 ○未利用施設においては、耐震性能や安全性が確保されておらず、老朽化も著しいなど、建物の性能が低い公共建築物は、解体撤去を検討します。また、維持管理・修繕に係る経費の財源の確保の観点から敷地の一時貸付や売却の可能性を検討します。 ②点検・診断等の実施 ○建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期的な点検等を継続します。 ○消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（1 年以内ごと）に点検等を継続します。 ○その他設備等について、適切な点検・検査を行います。
広域連携について	「広報たかいし」やホームページ等で情報発信に努めることで、市民や企業等と連携可能な環境の創出に努めるとともに、近隣自治体との広域連携の可能性も模索します。

⑤ 忠岡町の総合管理計画

忠岡町では、所有する公共施設等に係る現状と課題を整理し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化し、時代に即したまちづくりを行うため、「忠岡町公共施設等総合管理計画」を策定した。

計画名称	忠岡町公共施設等総合管理計画
策定年月	平成 29 年（2017 年）3 月
計画期間	平成 29 年度（2017 年度）から 2046 年度までの 30 年間
構成	I. はじめに II. 忠岡町の現状と将来の見通し III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
基本方針	■ 公共施設等の管理に関する基本方針 基本方針①施設保有量の適正化 ・ 利用需要の変化や財政状況、利用実績や今後の利用見通し、周辺の公共建築物の立地状況を踏まえ、既存施設の有効活用等を十分検討する ・ 公共建築物の統廃合等、複合化・集約化や施設規模の縮小、機能の複合化・集約化を検討する ・ 公共建築物の新規整備を抑制する ・ 泉北地域など近隣自治体との公共建築物の相互利用や共同運用を推進する 基本方針②財政負担の軽減・平準化 ・ 公共施設等の整備に要する財源の確保に努める ・ 国や府の補助制度等を活用する ・ 民間の技術やノウハウを活用のため、PPP の活用及び町民等との協働を検討する ・ 中長期的な視点で計画的に維持補修や更新を行う 基本方針③安全性の確保 【公共建築物】 ・ 早急な維持補修や大規模な改修が必要な施設のうち耐震化未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用ニーズを鑑み、必要性の低い施設の廃止・除却を進める ・ 今後も利用する公共建築物については、耐震化を推進し点検・診断等を進め、危険施設や箇所が発見された場合には、改修の優先順位を定め計画的な改修を行う 【インフラ資産】 ・ 長寿命化計画等に沿い、計画的な修繕を行う
広域連携について	町民の生活圏や経済圏は町を越えて広がっており、公共建築物の運営を行う上でも近隣自治体との連携が求められています。これまで、泉北地域 4 市 1 町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）での図書館の相互利用を行うなど近隣自治体との連携を進めてきましたが、今後も、泉北地域など近隣自治体との公共建築物の相互利用や共同運用を推進し、適切な施設配置を検討することで、施設保有量の適正化を図ります。

2-5. 鉄道事業者の中期経営計画

① 西日本旅客鉄道株式会社

JR 西日本グループでは、鉄道を基軸とした社会インフラ企業グループとして、企業理念、経営ビジョンに安全が経営の根幹であることを掲げ、中期経営計画を推進している。

計画名称	JR 西日本グループ中期経営計画 2022
計画期間	平成 31 年（2019 年）3 期～2023 年 3 期
戦略の体系	私たちは、鉄道を基軸とした社会インフラ企業グループとして、企業理念、経営ビジョンに安全が経営の根幹であることを掲げています。企業理念、経営ビジョンの実現に向け、JR西日本グループ中期経営計画2022を推進し、めざす未来である「人々が出会い、笑顔が生まれる、安全で豊かな社会」づくりに貢献します。 企業理念・経営ビジョン 事業活動を通じて西日本地域の活性化に貢献するために、安全マネジメントにおいて卓越し、お客様・地域・社会から信頼される企業グループをめざします。 めざす未来～ありたい姿 - めざす未来：人々が出会い、笑顔が生まれる、安全で豊かな社会 - ありたい姿：地域共生企業として、私たちの使命を果たします - 挑戦し続ける企業となります - 提供する価値：ステークホルダーの信頼を「笑顔」に グループ共通戦略 - 地域価値の向上 - 線区価値の向上 - 事業価値の向上 JR西日本グループ中期経営計画 2022 鉄道事業 - 基本戦略 ①安全性の向上 ②CSの向上 ③生産性の向上 ④人材育成と技術による変革 - 事業戦略 ①新幹線 ②近畿エリア ③西日本各エリア 創造事業 - 基本戦略 ①主要事業の深耕 ②新たな市場への進出 ③新たな事業領域への展開 ④成長を支える基盤づくり - 事業戦略 ①物販・飲食 ②不動産賃貸・販売 ③ショッピングセンター(SC) ④ホテル 経営基盤づくり - ESGへの取り組み - 安全と成長に資する組織づくり ※ESG＝環境(Environment)、社会(Society)、企業統治(Governance)の略文字で、企業の持続可能性や長期持続的な企業価値の向上の重要な要素とされる。図中、図表中の「環境」系は省略されている。
西日本エリア全体の取り組み	地域と連携し、西日本エリアのポテンシャルを最大限に引き出すことで、交流・定住人口を拡大。 西日本各エリア - 広域誘客ゾーンの演出 ・西日本ならではの観光素材開発、プランニング、プロモーション - 中核都市を中心としたまちづくり ・安全で高品質な鉄道サービス ・拠点駅をはじめとする沿線での生活サービスの提供 エリア共通戦略 - 新幹線を基軸とした広域鉄道ネットワークの磨き上げ - インバウンド需要の獲得 (→P.31) 近畿圏 - 関西都市圏ブランドの確立 (→P.25)

関西都市圏ブランドの確立

“ニッポン”のゲートウェイにふさわしい関西都市圏ブランドの確立に貢献。

2018 ~ 2022

- うめきた(大阪)地下駅開業
- ラグビーワールドカップ2019 ユニバーサル・スタジアム「JAPAN」(「SUPER NINTENDO WORLD」)

2030

- うめきたまちびらき 大阪万博(誘致計画)
- なにわ筋線開業 夢洲アクセス検討
- 新大阪広域ハブ拠点化(北陸新幹線、中央新幹線(リニア)延伸開業)

鉄道路ネットワーク整備と沿線開発による国際都市としての魅力の向上

- ・なにわ筋線・夢洲アクセス検討

大阪駅周辺の開発を通じた賑わいの創出

- ・うめきた(大阪)地下駅を中心としたまちづくり

新大阪エリアの広域ハブ拠点化と国際ビジネス立地のポテンシャル発揮

- ・スーパー・メガリージョン(三大都市圏の一体化)を見据えた新大阪の拠点性向上(交通結節機能、都市機能の集積)

魅力ある沿線ブランドの確立

- ・拠点としての各線区ターミナル駅の開発

② 南海電気鉄道株式会社

南海グループでは、「グループ経営方針」並びに10年度のありたき姿を定めた「南海グループ経営ビジョン2027」及びその最初の3年間の中期経営計画「共創136計画」のもと、各事業を推進している。

計画名称	南海グループ経営ビジョン2027 及び新中期経営計画「共創136計画」
計画期間	経営ビジョン2027：平成30年度（2018年度）～2027年度 新中期経営計画：平成30年度（2018年度）～2020年度
経営ビジョン2027：事業戦略の全体像	【事業戦略1】選ばれる沿線づくり ① 良質で親しまれる交通サービスの提供 (1) 安全・安心で、強靱な交通ネットワーク (2) 海外評価No.1の交通グループ (3) お客さま満足度の向上 ② 沿線の玄関口・なんばのまちづくり 「グレーターなんば」を創造 ※P.5参照 ③ 沿線活性化策を総動員 ※P.6参照 10年後の人口動態を 転出超過から転入超過に逆転 【事業戦略2】不動産事業の深化・拡大 ① 収益物件の拡充と フロービジネスへの進出 「総合デベロッパーへの脱却」 ② 物流施設高度化の完了 (東大阪・北大阪流通センター) 不動産事業を鉄道と並ぶ柱に育成 (営業利益の過半に) 相乗効果 基盤として下支え グループ経営基盤の整備 ① 事業選別の徹底 ② ITを積極的に活用する企業グループ ③ 人材戦略 ④ 財務戦略
経営ビジョン2027：沿線活性化策	「交流人口」の増加を「定住人口」の増加につなげ、10年後の人口動態を転出超過から転入超過に逆転 ● 沿線自治体の人口の社会増減の現状 (2016年、大阪市を除く沿線自治体) 転入 83,000人 転出 87,000人 ▲4,000人 転入数に対する転出超過の割合は5%程度と、十分に逆転の余地がある 沿線価値向上に注力したまちづくりの実現 【まちづくりのイメージ】 沿線価値 「出かける」場所としての価値 観光振興 話題性、アクセス性等 「くらす」場所としての価値 メリット (雇用機会、通勤・通学時の交通利便性、生活関連施設の充実度等) イメージ (沿線への親近感等) 「交流人口」の増加 「定住人口」の増加

基本方針

- (1) 安全・安心で良質な交通サービスの提供
- (2) なんばのまちづくり
- (3) インバウンド旅客をはじめとする交流人口の拡大
- (4) 駅を拠点としたまちづくり
- (5) 不動産事業の拡充

【抜粋】(4) 駅を拠点としたまちづくり

1. 駅の再整備による沿線の魅力向上

- 地域特性に応じた駅の再整備による機能強化
⇒ 沿線活性化

- ・ 複合開発による都市機能の強化
- ・ まちと一体化した駅高架下の活用
- ・ 駅ナカ商業施設のリニューアルによる充実 等

例) 和歌山市駅活性化計画
(全体竣工：2020年3月予定)



2. ニュータウンの再生・活性化

- 泉北をはじめとする沿線ニュータウンの
再生・活性化
- ・ 近畿大学医学部と附属病院の移転を見据えた泉ヶ丘駅周辺
整備事業やライフスタイルに応じた住み替えモデル、生活関連
サービスの充実
 - ✓ 泉ヶ丘駅リニューアル（2018年4月下旬）
 - － 忙しい子育て世代向けの「中食」売り場の充実等
- ・ 行政等関係各所との連携・協働



3. 対象施設の現状の整理

3-1. 対象施設について

検討を行う高次都市機能について、下記の条件を設定し、次頁に記載する施設を抽出した。

▼ 抽出条件

高次都市機能	抽出条件	件数
病院	公立病院と民間 200 床以上の病院 (地域医療支援病院(医療法第 4 条)の承認要件である 200 床以上の病院と公立病院を対象)	11
文化ホール	ホール規模 定員 500 人以上 (「公益社団法人全国文化施設協会調べ」に基づき、500 席以上の中ホール、1000 席以上の大ホールを対象)	9
子育て支援施設	公共施設	4
スポーツ施設	公共施設	27
図書館	公共施設	12
福祉施設	公共通所型	13
大学	泉北に実在する大学	11
大規模商業施設	店舗面積 4 万 m ² 以上 (日本 SC 協会調べ)	6
公共施設	市役所・役場	5

※地域医療支援病院(医療法第 4 条): 地域の病院、診療所などを後方支援するという形で、医療機関の機能の役割分担と連携を目的に創設された制度。

▼ 高次都市機能一覧 (1/4)

高次都市機能	名称	関係団体
病院	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市
	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市
	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院	堺市
	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市
	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市
	社会医療法人啓仁会 堺咲花病院	堺市
	泉大津市立病院	泉大津市
	社会医療法人生長会 府中病院	和泉市
	和泉市立総合医療センター	和泉市
	高石市立診療センター	高石市
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	大阪府
文化ホール	堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺） ※2019 年秋オープン	堺市
	堺市教育文化センター（ソフィア・堺）	堺市
	堺市立西文化会館（ウェスティ）	堺市
	堺市立梅文化会館	堺市
	堺市立美原文化会館（アルテベル）	堺市
	テクスピア大阪	泉大津市
	人権文化センター（ゆう・ゆうプラザ） ※市民文化ホールは使用休止中	和泉市
	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	和泉市
	高石市立市民文化会館（アプラホール）	高石市
子育て 支援施設	キッズサポートセンターさかい	堺市
	泉大津市立健康福祉プラザ（ココフレア）	泉大津市
	子育てウェルカムステーション HUGOOD	高石市
	大阪府立大型児童館 ビッグバン	大阪府

▼ 高次都市機能一覧 (2/4)

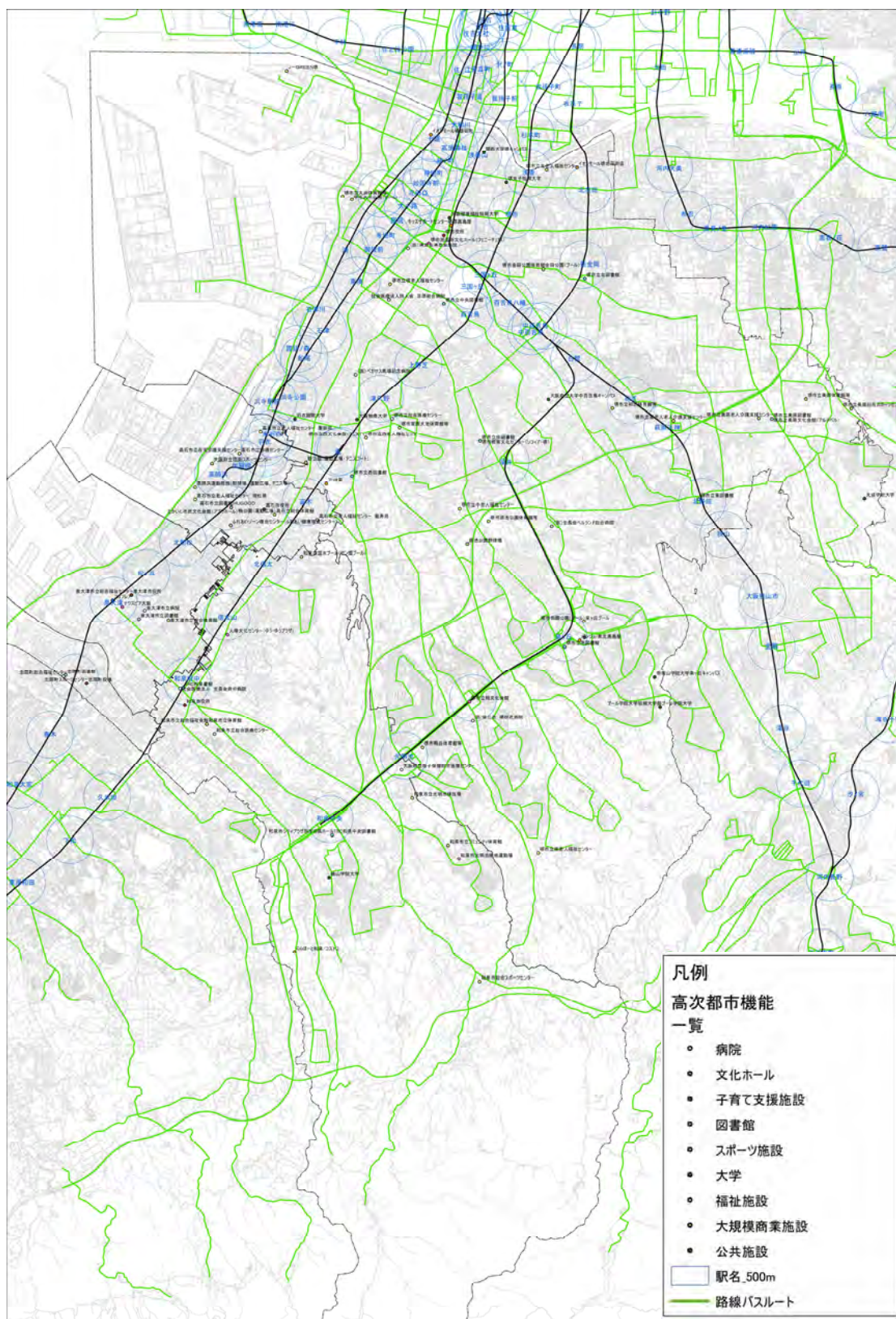
高次都市機能	名称	関係団体
スポーツ施設	堺市立大浜体育館等	堺市
	大浜公園プール	堺市
	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター (J-GREEN堺)	堺市
	堺市原池公園体育館等	堺市
	原池公園野球場	堺市
	堺市立初芝体育館等	堺市
	堺市家原大池体育館等	堺市
	泉ヶ丘プール	堺市
	堺市立鴨谷体育館等	堺市
	堺市金岡公園体育館	堺市
	金岡公園プール	堺市
	堺市立美原体育館等	堺市
	堺市立美原総合スポーツセンター	堺市
	泉大津市立総合体育館	泉大津市
	和泉市立市民体育館	和泉市
	和泉市立コミュニティ体育館	和泉市
	和泉市立光明池球技場	和泉市
	和泉市光明池緑地運動場	和泉市
	和泉市温水プール (サン燦プール)	和泉市
	和泉市総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	和泉市
	高石市立総合体育館 (カモンたかいし)	高石市
	ふれあいゾーン複合センター (ふれあい健康増進センター)	高石市
	鴨公園 (運動広場)	高石市
	新公園 (運動広場・テニスコート)	高石市
	高師浜運動施設 (野球場、運動広場、テニス場)	高石市
	忠岡町スポーツセンター (シビックセンター南館)	忠岡町
	大阪府立臨海スポーツセンター	大阪府

▼ 高次都市機能一覧 (3/4)

高次都市機能	名称	関係団体
図書館	堺市立中央図書館	堺市
	堺市立中図書館	堺市
	堺市立東図書館	堺市
	堺市立西図書館	堺市
	堺市立南図書館	堺市
	堺市立北図書館	堺市
	堺市立美原図書館	堺市
	泉大津市立図書館	泉大津市
	TRC 和泉図書館	和泉市
	TRC シティプラザ図書館	和泉市
	高石市立図書館本館	高石市
	忠岡町図書館	忠岡町
福祉施設	堺市立堺老人福祉センター	堺市
	堺市立中老人福祉センター	堺市
	堺市立東老人福祉センター	堺市
	堺市立西老人福祉センター	堺市
	堺市立南老人福祉センター	堺市
	堺市立北老人福祉センター	堺市
	堺市立美原老人福祉センター	堺市
	泉大津市立総合福祉センター	泉大津市
	和泉市立総合福祉会館	和泉市
	高石市立老人福祉センター 瑞松苑	高石市
	高石市立老人福祉センター 慶翠苑	高石市
	高石市立老人福祉センター 菊寿苑	高石市
	忠岡町総合福祉センター	忠岡町

▼ 高次都市機能一覧 (4/4)

高次都市機能	名称	関係団体
大学	大阪府立大学中百舌鳥キャンパス	堺市
	関西大学堺キャンパス	堺市
	羽衣国際大学	堺市
	大阪物療大学	堺市
	帝塚山学院大学泉ヶ丘キャンパス	堺市
	桃山学院教育大学	堺市
	太成学院大学	堺市
	堺女子短期大学	堺市
	大阪健康福祉短期大学	堺市
	プール学院短期大学	堺市
	桃山学院大学	和泉市
大規模 商業施設	イオンモール堺鉄砲町	堺市
	堺高島屋	堺市
	アリオ鳳	堺市
	パンジョ/泉北高島屋	堺市
	イオンモール堺北花田	堺市
	ららぽーと和泉/コストコ	和泉市
公共施設	堺市役所	堺市
	泉大津市役所	泉大津市
	和泉市役所	和泉市
	高石市役所	高石市
	忠岡町役場	忠岡町



▲ 位置図

資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

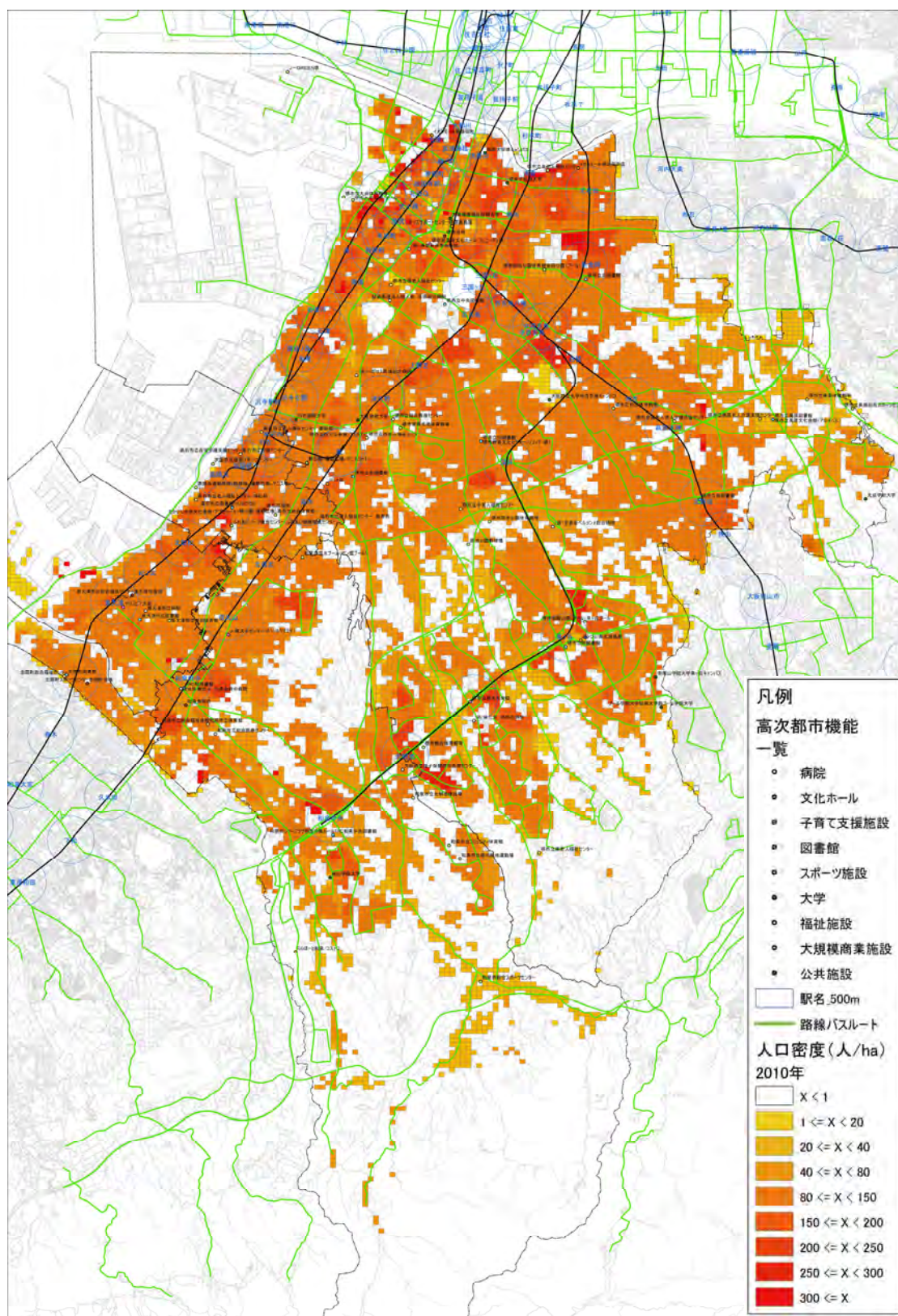
3-2. 高次都市機能と人口

対象となる高次都市機能と現状及び将来の人口、高齢化率の状況について整理を行った。

- (1) 人口密度（2010 年）
- (2) 人口密度（2040 年）
- (3) 人口増減（2010 年-2040 年）
- (4) 高齢化率（2010 年）
- (5) 高齢化率（2040 年）

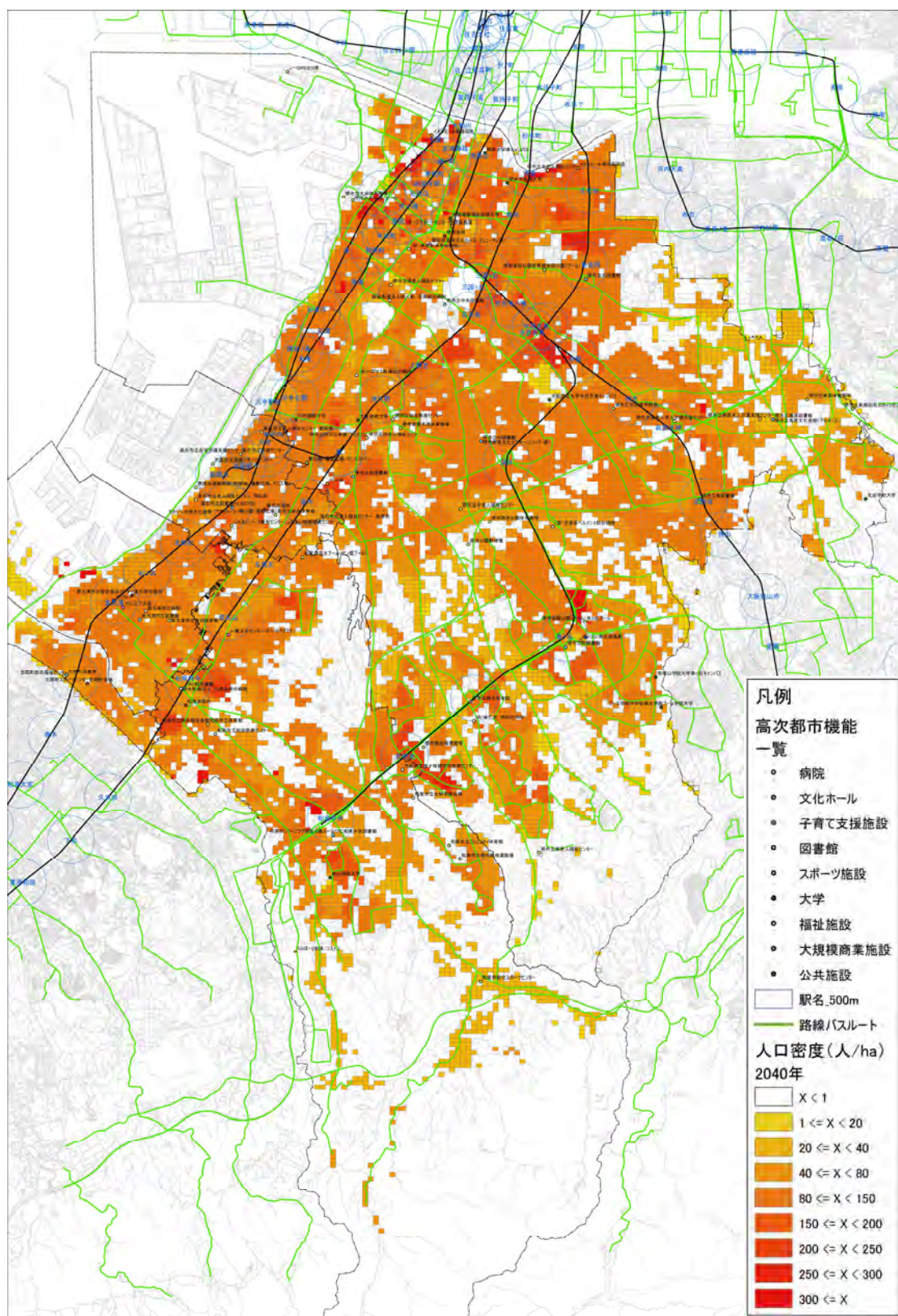
なお、鉄道路線、バス路線、人口に関するデータは国土数値情報を基に作成した。

(1) 人口密度 (2010 年)



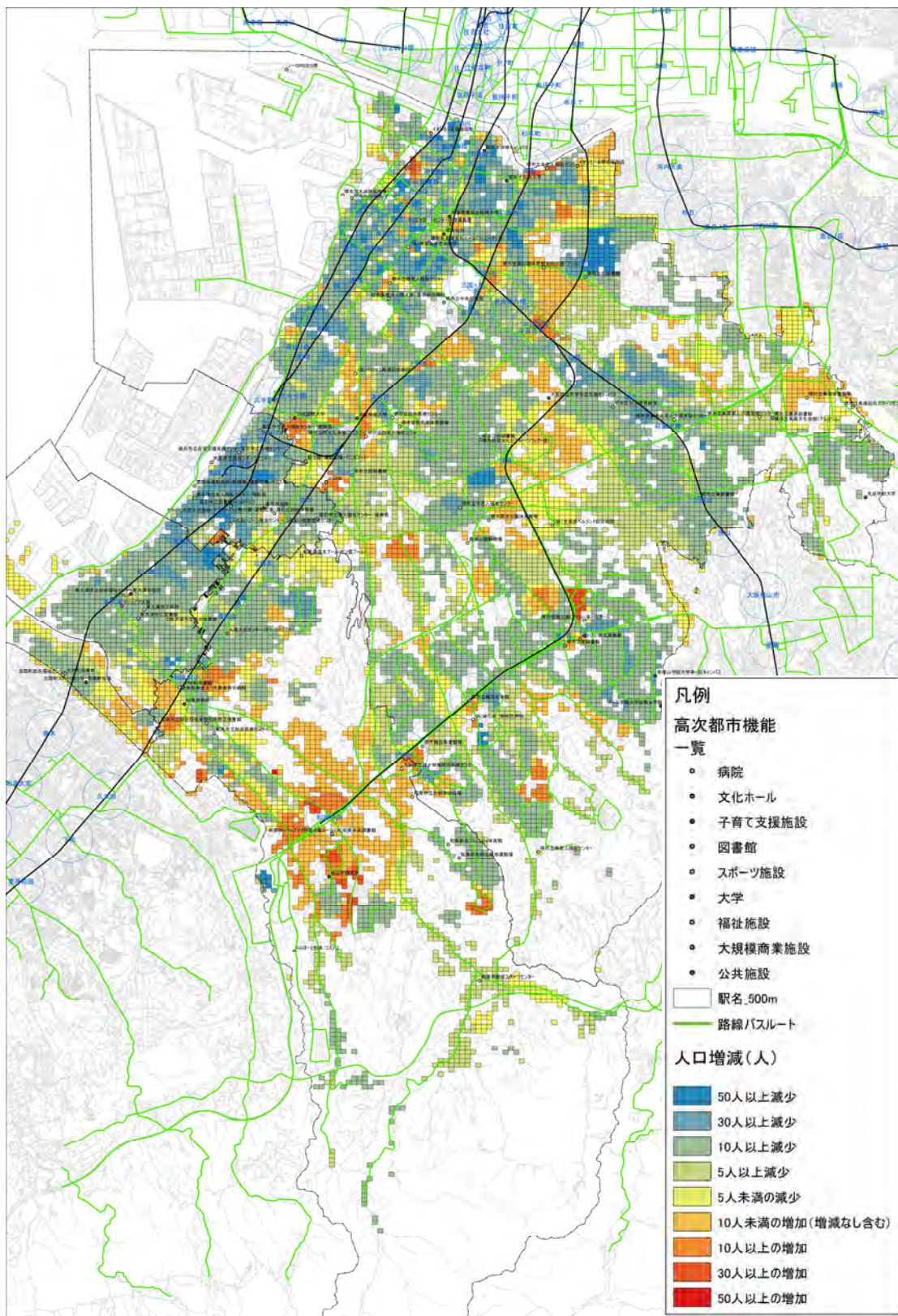
資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

(2) 人口密度 (2040 年)



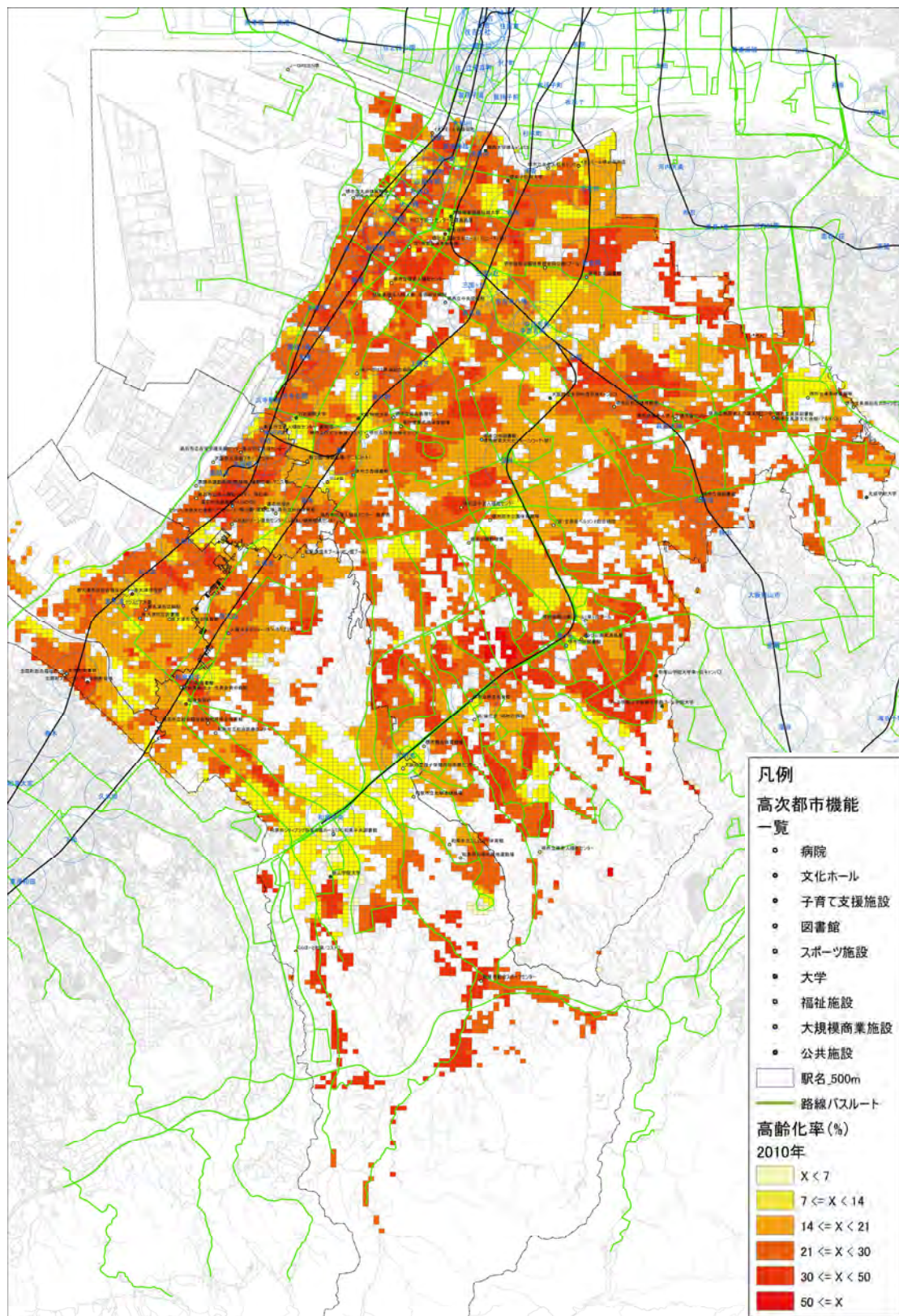
資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

(3) 人口増減 (2010 年-2040 年)



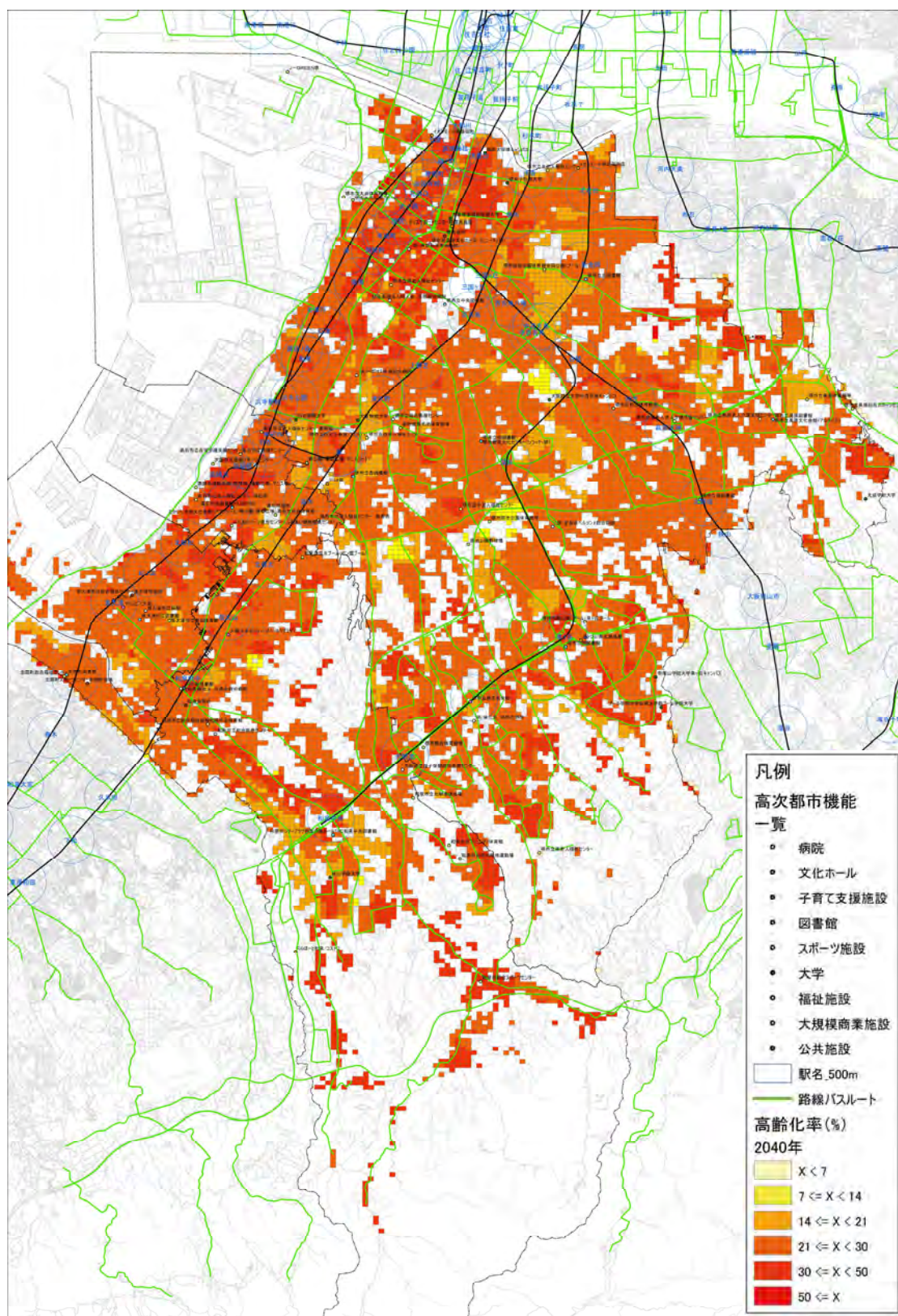
資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

(4) 高齢化率 (2010 年)



資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

(5) 高齢化率（2040 年）



資料：国土数値情報、高次都市機能情報収集結果

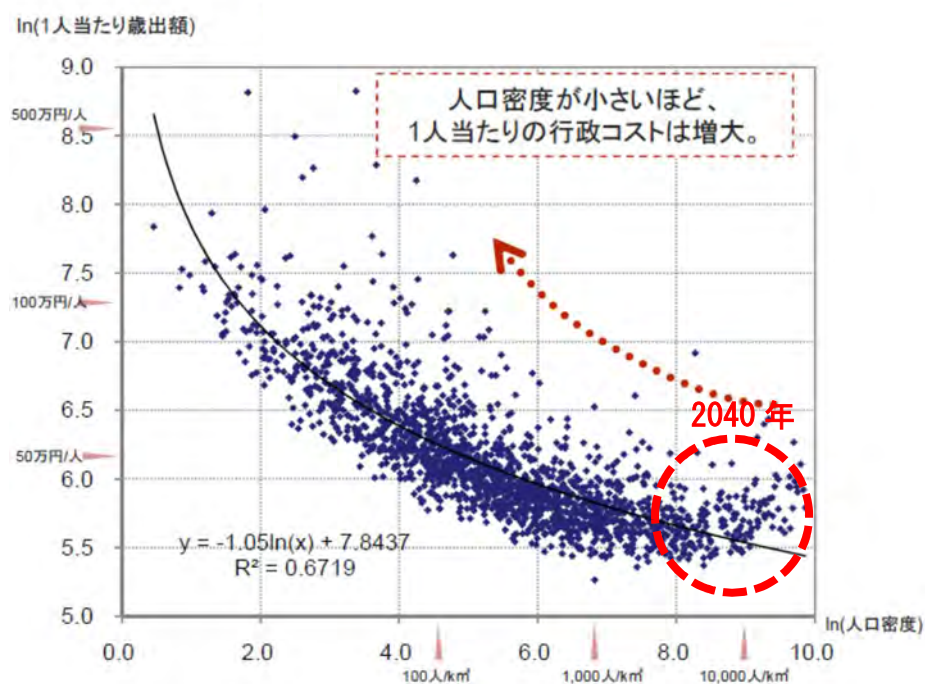
3-3. 財政状況

前節において 2040 年の泉北地域の人口密度予測を示した。市街化区域では、一部で 40 人/ha を下回るところもあるが、ほとんどの地域では 40 人/ha を上回り、場所によっては 300 人/ha を超えるところもある。

人口密度と行政コストの関係は、人口密度が小さいほど、住民 1 人あたりの行政コストが増大する。

「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月）」（国土交通省都市局都市計画課）の資料「市町村の人口密度と行政コスト」によると、2040 年の泉北地域の市街化区域における人口密度（61 人/ha）は、行政効率が最も良いエリアに分布することがわかる。しかし、今後、人口減少が進めば、1 人あたりの歳出額は増加の方向に向かう。

（市街化区域面積は図上計測、区域内人口は作成したメッシュデータより算定）



▲ 市町村の人口密度と行政コスト

出典：「都市構造の評価に関するハンドブック」

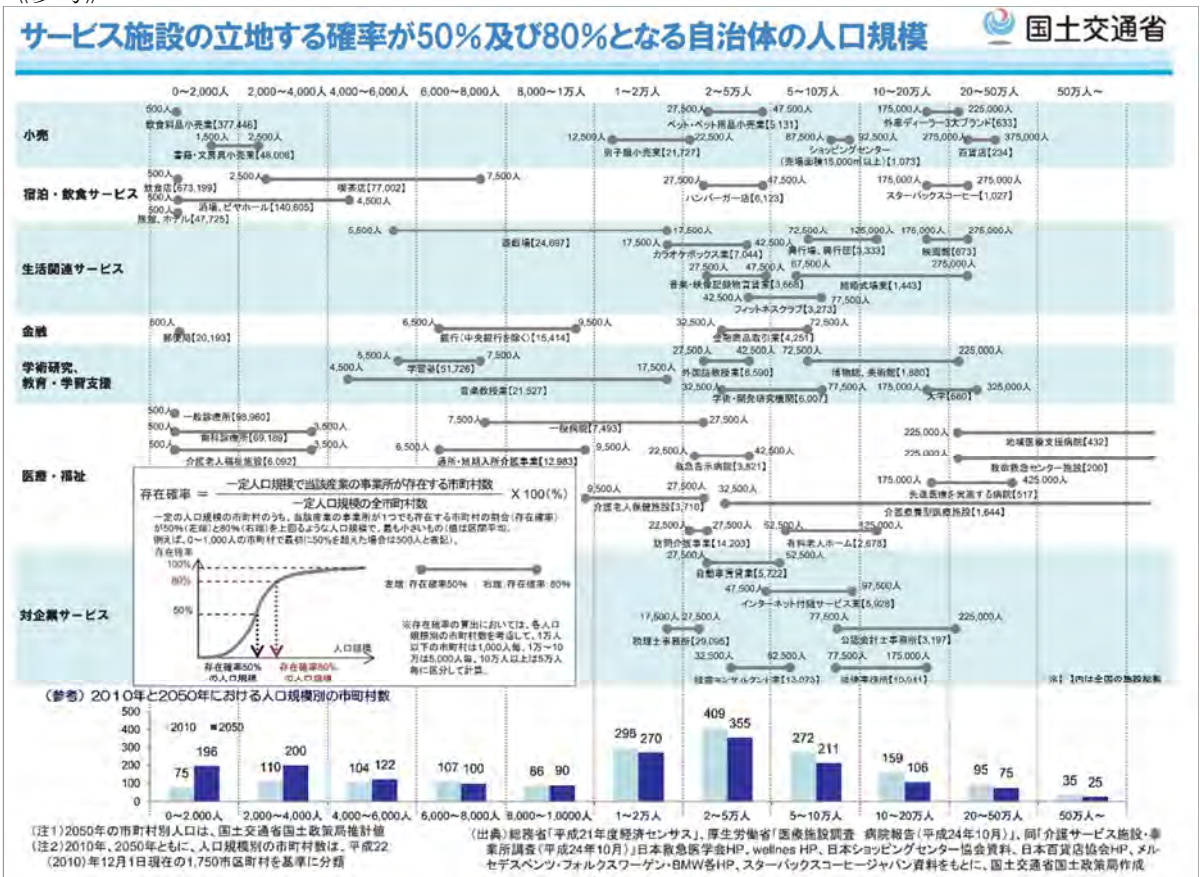
3-4. 都市機能の存在確率

人口規模と都市機能の立地の関係から、都市機能の存在確率 50% - 80%について、泉北地域の各市町及び泉北地域について整理を行った。

比較的人口の少ない忠岡町、高石市、泉大津市では、ショッピングセンターや大学など存在確率 50%の人口規模に満たしていない。しかし、泉北地域全体でみると、十分に満たしており、鉄道沿線まちづくりの目的である「分担・連携」の必要性が伺える。

人口(人)※平成27年国勢調査人口			堺市	和泉市	泉大津市	高石市	忠岡町	泉北地域
存在確率	ショッピングセンター (売り場面積15,000㎡以上)	50%	○	○	×	×	×	○
		80%	○	○	×	×	×	○
	大学	50%	○	○	×	×	×	○
		80%	○	×	×	×	×	○
	一般病院	50%	○	○	○	○	○	○
		80%	○	○	○	○	×	○
	通所・短期入所介護事業	50%	○	○	○	○	○	○
		80%	○	○	○	○	○	○

《参考》



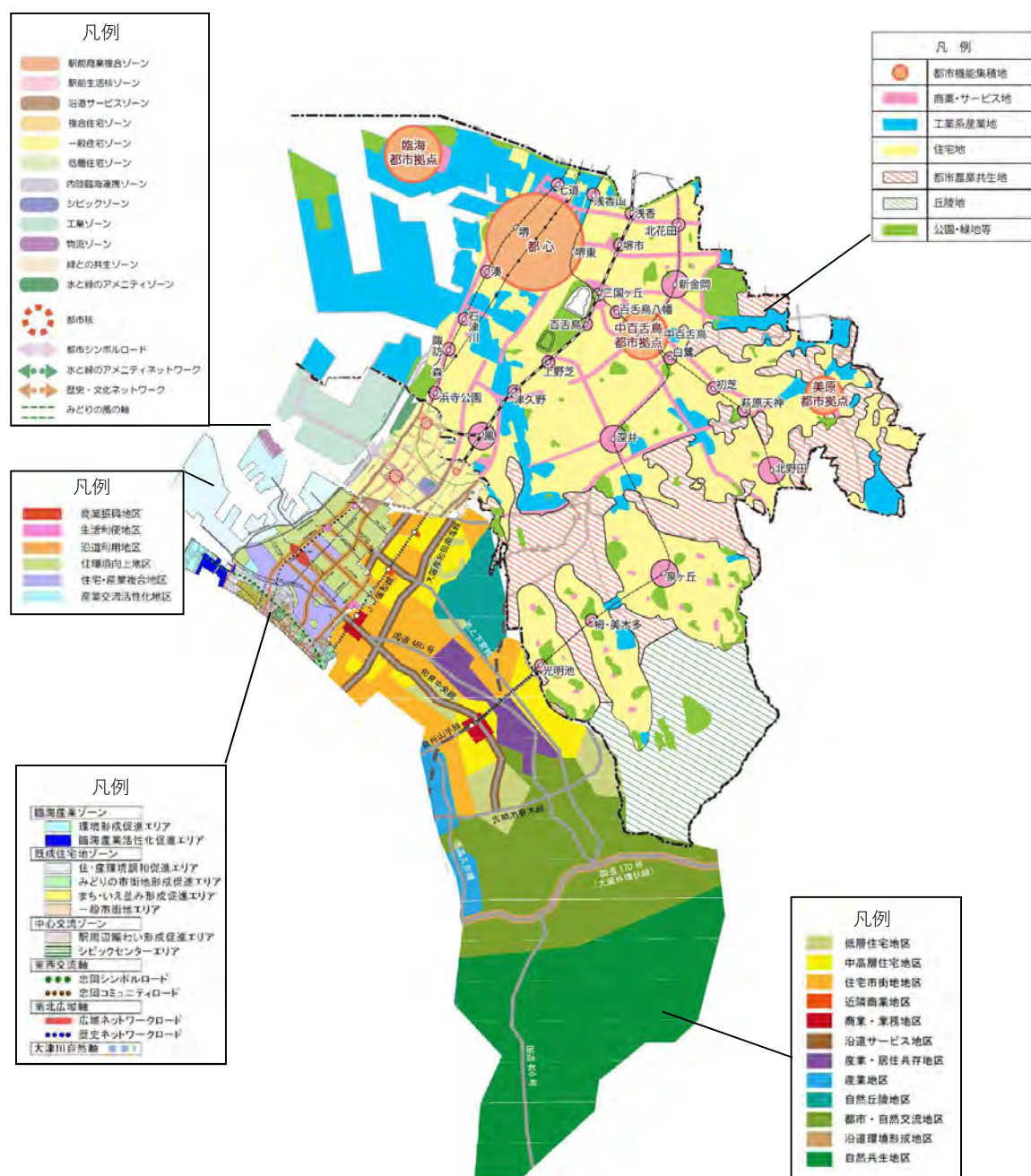
出典：国土交通省資料

4. 都市拠点等の特徴や位置づけの整理

4-1. 泉北地域の将来土地利用計画

泉北地域全体を一つの地域と考えるにあたり、拠点や土地利用を確認するため、各市町の都市計画マスタープランの将来土地利用計画の結合を行った。

＜各市町の都市計画マスタープランの結合＞



資料：「堺市都市計画マスタープラン（H24.12）」、「和泉市都市計画マスタープラン（H29.3）」、「高石市都市計画マスタープラン（H24.3）」、「泉大津市都市計画マスタープラン（H30.3）」、「忠岡町都市計画マスタープラン（H24.3）」、

4-2. 遊休地等の調査

今後の高次都市機能の移設、統廃合などの検討に使用する基礎データとするため、大阪府の平成 27 年度都市計画基礎調査の結果を引用し、拠点となる駅周辺の遊休地や公共施設などの土地状況の整理を行った。

今後、具体的に検討する際には、既存の施設のリノベーション等も含め、実地調査等により詳細なデータを収集する。

遊休地等の調査対象として下記を抽出した。

南海本線…七道駅、堺駅、羽衣駅、高石駅、泉大津駅、忠岡駅

南海高野線…浅香山駅、堺東駅、三国ヶ丘駅、中百舌鳥駅、初芝駅、北野田駅

JR 阪和線…堺市駅、三国ヶ丘駅、百舌鳥駅、津久野駅、鳳駅、富木駅、信太山駅、和泉府中駅

泉北高速鉄道…中百舌鳥駅、深井駅、泉ヶ丘駅、拇・美木多駅、光明池駅、和泉中央駅

▼ 各駅の情報

路線名	駅名	市町	急行快速停車駅	駅利用者/乗車人員 人数	調査年	駅広整備		路線バス運行 運行有無	路線数	市街地再開発、ニュータウン		平成31年3月現在 高次都市機能施設の立地a)
						北/西	南/東			北/西	南/東	
南海本線	七道	堺市	×	5,508	平成28年度	○	×	×	-	×	×	1
	堺	堺市	○	18,574	平成28年度	○	○	○	36	整備済 (堺市駅前地区、2.8ha、H10完)	×	1
	湊	堺市	×	3,729	平成28年度	×	×	×	-	×	×	0
	石津川	堺市	×	6,815	平成28年度	○	×	○	2	×	×	0
	諏訪ノ森	堺市	×	3,840	平成28年度	×	×	○	1	×	×	0
	浜寺公園	堺市	×	2,094	平成28年度	○	×	×	-	×	×	1
	羽衣a)a2	高石市	○	9,277	平成28年度	×	×	×	-	事業中 (羽衣駅前地区、1.1ha/西：公共施設整備のみ)		6
	高石	高石市	×	5,027	平成28年度	×	○	×	-	整備済 (高石駅西地区、0.3ha、H5完)	整備済 (高石駅東B地区、1.4ha、S53完) (高石駅東B地区、1.5ha、H14完)	6
	北助松	泉大津市	×	6,246	平成28年度	×	×	×	-	×	×	0
	松ノ浜	泉大津市	×	1,967	平成28年度	×	○	×	-	×	整備済 (松之浜駅前地区、0.6ha、H12完)	4
	泉大津	泉大津市	○	14,565	平成28年度	○	○	○	10	×	整備済 (泉大津駅東地区、2.6ha、H6完)	7
	忠岡	忠岡町	×	4,690	平成28年度	×	×	×	-	×	×	4
高師南海線	加羅橋	高石市	×	786	平成28年度	×	×	×	-	×	×	3
	高師浜	高石市	×	810	平成28年度	×	×	×	-	×	×	8
南海高野線	浅香山	堺市	×	4,234	平成28年度	×	×	×	-	×	×	1
	堺東	堺市	○	29,382	平成28年度	○	×	○	49	整備済 (堺東駅前地区、0.4ha、S58完) 事業中 (堺東駅南地区、0.7ha)	×	5
	三国ヶ丘a2	堺市	×	12,708	平成28年度	○	○	○	11	×	×	1
	百舌鳥八幡	堺市	×	2,220	平成28年度	×	×	×	-	×	×	0
	中百舌鳥a2	堺市	×	10,339	平成28年度	○	○	○	11	×	×	0
	白鷺	堺市	×	5,003	平成28年度	○	○	○	2	×	×	0
	初芝	堺市	×	8,139	平成28年度	○	×	○	3	×	×	1
	萩原天神	堺市	×	3,777	平成28年度	×	×	×	-	×	×	1
	北野田	堺市	○	17,251	平成28年度	○	×	○	15	整備済 (北野田A地区、1.3ha、H16完) (北野田B地区、1.7ha、H18完)	×	1
	狹山	大阪狭山市	×	2,944	平成28年度	○	×	×	-	×	×	0
	浅香	堺市	×	2,238	平成28年度	×	×	×	-	×	×	2
	堺市	堺市	○	12,120	平成28年度	○	×	○	13	整備済 (堺駅西口地区、2.2ha、H5完)	×	1
JR阪和線	三国ヶ丘a2	堺市	○	24,000	平成28年度	×	○	○	11	×	×	1
	百舌鳥	堺市	×	3,960	平成28年度	×	×	○	3	×	×	1
	上野芝	堺市	×	8,770	平成28年度	×	○	○	2	×	×	0
	津久野	堺市	×	8,796	平成28年度	○	○	○	11	×	×	3
	鳳	堺市	○	18,366	平成28年度	×	×	○	4	×	×	12
	富木	高石市	×	4,044	平成28年度	×	○	×	-	×	×	4
	信太	和泉市	×	6,256	平成28年度	×	×	○	3	×	×	0
	信太山	和泉市	×	3,922	平成28年度	×	×	○	1	×	×	1
	和泉府中	和泉市	○	17,580	平成28年度	×	○	○	15	×	整備済 (和泉府中駅東第一地区、2.3ha、H27完)	4
	東羽衣a2	高石市	×	5,200	平成28年度	×	×	×	-	×	×	2
泉北高速鉄道	中百舌鳥a2	堺市	×	59,146	平成28年度	○	○	○	11	×	×	0
	深井	堺市	○	12,605	平成28年度	○	○	○	10	×	×	2
	泉ヶ丘	堺市	○	20,663	平成28年度	○	○	○	44	泉北ニュータウン		5
	拇・美木多	堺市	○	10,126	平成28年度	×	○	○	15	泉北ニュータウン		2
	光明池	堺市	○	15,325	平成28年度	○	○	○	18	泉北ニュータウン		3
	和泉中央	和泉市	○	16,134	平成28年度	○	○	○	25	トリヴェール和泉		2

(資料) a) 駅利用者…大阪府統計年鑑(平成29年度)/B1は1日平均値

a1) 羽衣駅乗車人数は、本線と高師南海線の合計 a2) 他路線と重複している駅 a3) 高次都市機能が駅800m圏域に立地

遊休地等の整理の結果、下表のようになった。

▼ 遊休地等整理結果まとめ表

路線	駅	公共施設	遊休地	その他老朽化施設等	遊休地等の評価
南海本線	七道	✓	✓		○
	堺		✓		○
	羽衣	✓		✓	○
	高石	✓		✓	○
	泉大津	✓			×
	忠岡	✓			△
南海高野線	堺東	✓			△
	三国ヶ丘	✓			△
	中百舌鳥	✓			×
	初芝	✓	✓		○
	北野田	✓			×
阪和線	堺市	✓			×
	三国ヶ丘	✓			△
	津久野	✓			△
	鳳	✓			×
	和泉府中	✓	✓		○
泉北高速鉄道	中百舌鳥	✓			×
	深井	✓	✓		○
	泉ヶ丘	✓			△
	拇・美木多	✓	✓		○
	光明池	✓			△
	和泉中央	✓			△

評価：遊休地、老朽化施設がある→○ 公共施設が立地している→△ 遊休地なし→×

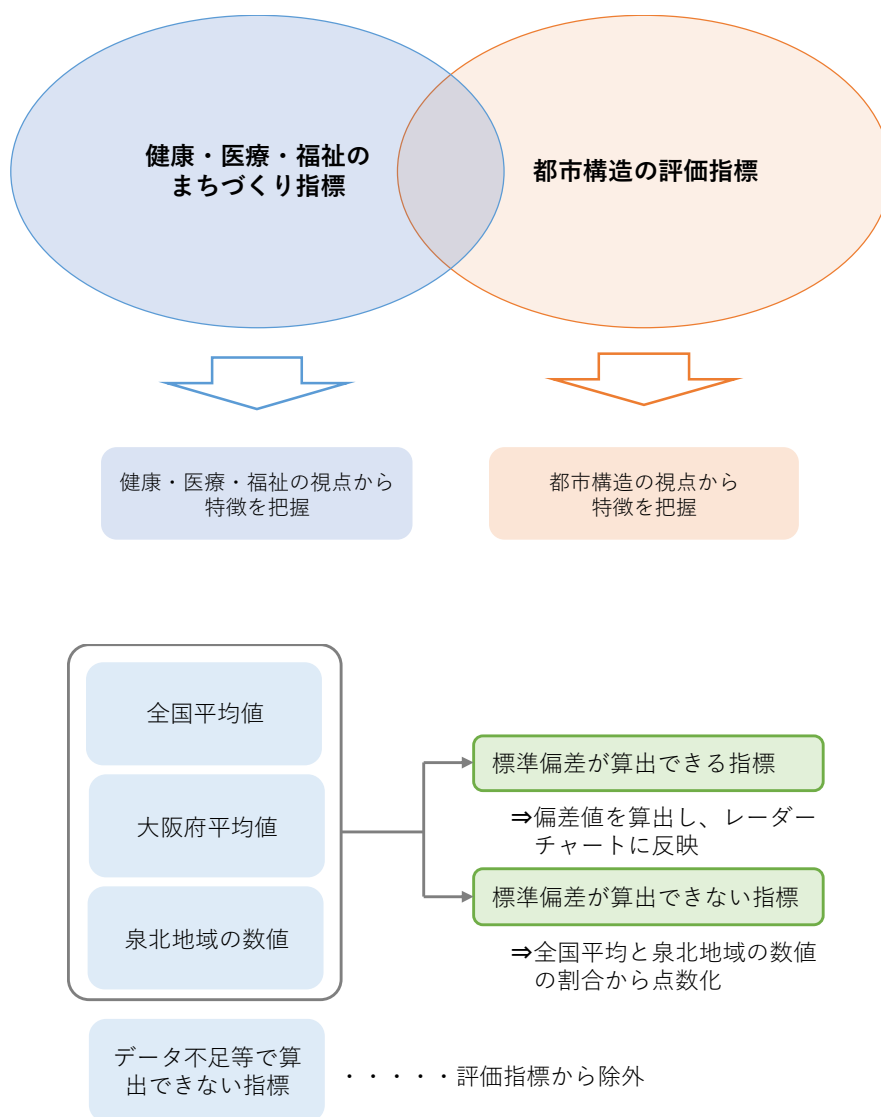
5. 泉北地域の診断の実施

5-1. 泉北地域の診断の概要

泉北地域の問題点や課題を見出すため、客観的な指標を用いて、全国平均や大阪府、他都市と比較し、評価・分析を実施した。

評価に用いた指標としては、都市構造の視点から「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省都市局（平成26年8月））を参考とした指標、健康・医療・福祉の視点から「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」（国土交通省都市局（平成26年8月））を参考とした指標を採用した。

各種指標の全国平均値、大阪府平均値、泉北地域の数値を比較し点数化することで、レーダーチャートを作成し、このレーダーチャートから泉北地域の特徴や課題を整理した。



【採用指標】

■都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局（平成 26 年 8 月））を参考とした指標

診断の視点	指標・評価軸	評価指標	単位
生活利便性	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%
		市街化区域における人口密度	人/ha
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（医療）	%
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（福祉）	%
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（商業）	%
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%
		公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度（医療）	人/ha
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度（福祉）	人/ha
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度（商業）	人/ha
	公共交通の利用促進	公共交通の機関分担率	%
		市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ/人
		公共交通沿線地域の人口密度	人/ha
健康・福祉	徒歩行動の増加と住民の健康増進	徒歩・自転車の機関分担率	%
		高齢者の外出率	%
		〈再掲〉市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ/人
	都市生活の利便性向上	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%
		高齢者福祉施設の 1 km 圏域高齢人口カバー率	%
		保育所の徒歩圏 0 ～ 4 歳人口カバー率	%
		〈再掲〉公共交通の機関分担率	%
		〈再掲〉日常生活サービスの徒歩圏充足率	%
	歩きやすい環境の形成	歩道整備率	%
		高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%
		公園緑地の徒歩圏人口カバー率（市街化区域）	%
安全・安心	歩行者環境の安全性向上	〈再掲〉歩道整備率	%
	市街地の安全性の確保	市民一万人あたりの交通事故死亡者数	人
		最寄り緊急避難場所までの平均距離	m
	市街地荒廃化の抑制	空き家率	%

診断の視点	指標・評価軸	評価指標	単位
地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円
		従業人口密度（都市機能を誘導する区域）	人/ha
		都市全域の小売商業床面積あたりの売上高（小売商業床効率）	万円/m ²
	健全な不動産市場の形成	〈再掲〉空き家率	%
		平均住宅宅地価格（市街化区域）	円/m ²
行政運営	都市経営の効率化	市民一人当たりの歳出額	千円
		財政力指数	-
		市街化調整区域等における開発許可面積の市街化区域等における開発許可面積に対する割合（過去3年間の平均値）	%
		〈再掲〉市街化区域における人口密度	人/ha
		〈再掲〉公共交通沿線地域の人口密度	人/ha
		〈再掲〉徒歩・自転車の機関分担率	%
	安定的な税収の確保	市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）	千円
		〈再掲〉従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円
		〈再掲〉平均住宅宅地価格（居住を誘導する区域）	円/m ²
エネルギー／低炭素	省エネ低炭素化	市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年

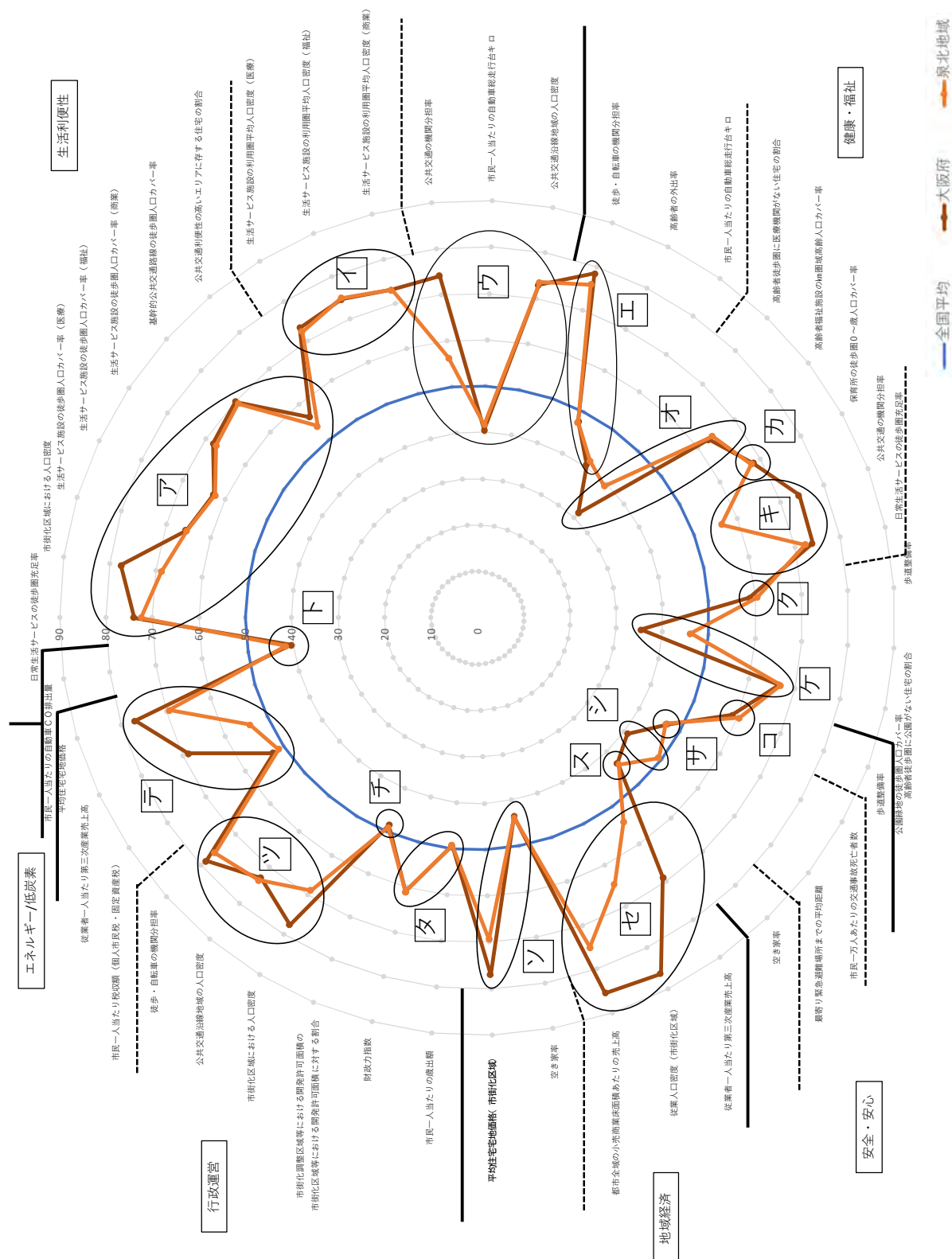
■健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（国土交通省都市局（平成 26 年 8 月））を参考とした指標

診断の視点	指標・評価軸	評価指標	単位
地域経済（市街地の現況・形状）	市街地のコンパクト度	DID 面積率	%
		DID 人口比率	%
高齢者の生活と健康状況	高齢化進展度	65 歳以上の人口の割合	%
		2025 年の 65 歳以上の推計人口の割合	%
	一人暮らし高齢者率	65 歳以上の単身者世帯の割合	%
	要支援・要介護認定者割合	要支援 1～要介護 5 の高齢者人口に対する割合	%
	平均寿命	平均寿命（男）	歳
		平均寿命（女）	歳
	健康寿命	健康寿命（男）	歳
		健康寿命（女）	歳
	外出率	高齢者の外出率	%
都市経営の状況	医療・介護費	国民健康保険一人あたりの年間医療費	円
		介護保険第 1 号被保険者一人あたり年間介護費	円
	財政力	財政力指数	－
コミュニティ活動の活性化	高齢者の活動	高齢者の就業率	%
	コミュニティ活動の拠点	人口 1 万人あたりの集会施設の数	施設
都市機能の計画的な確保	健康機能	徒歩圏内（500m以内）に公園がない住宅の割合	%
	医療機能	医療アクセス困難住宅割合	%
		人口 10 万人あたりの一般診療所数	施設
		人口 10 万人あたりの病院数	施設
	福祉機能	高齢者人口 1 万人あたりの居宅介護サービス利用者数	人
		高齢者人口 1 万人あたりの地域密着型サービス利用者数	人
		年少人口 1 万人あたりの保育所	施設
	交流機能	徒歩圏内（500m以内）に公民館・集会所がない住宅の割合	%
	公共公益機能	徒歩圏内（500m以内）に郵便局・銀行がない住宅の割合	%

診断の視点	指標・評価軸	評価指標	単位
街歩きを促す歩行空間	歩行環境整備率	歩道整備率	%
		道路植栽率	%
	歩行環境の安全度	歩行空間のバリアフリー化率	%
		人口あたりの歩行者交通事故死傷者数	人
公共交通の利用環境	公共交通のサービス水準	公共交通の利便性の高いエリアに居住している住宅の割合	%
	鉄道利用率	代表交通手段分担率における鉄道の割合	%
	バス利用率	代表交通手段分担率におけるバスの割合	%
	高齢者の車移動	65 歳以上運転免許保有率	%

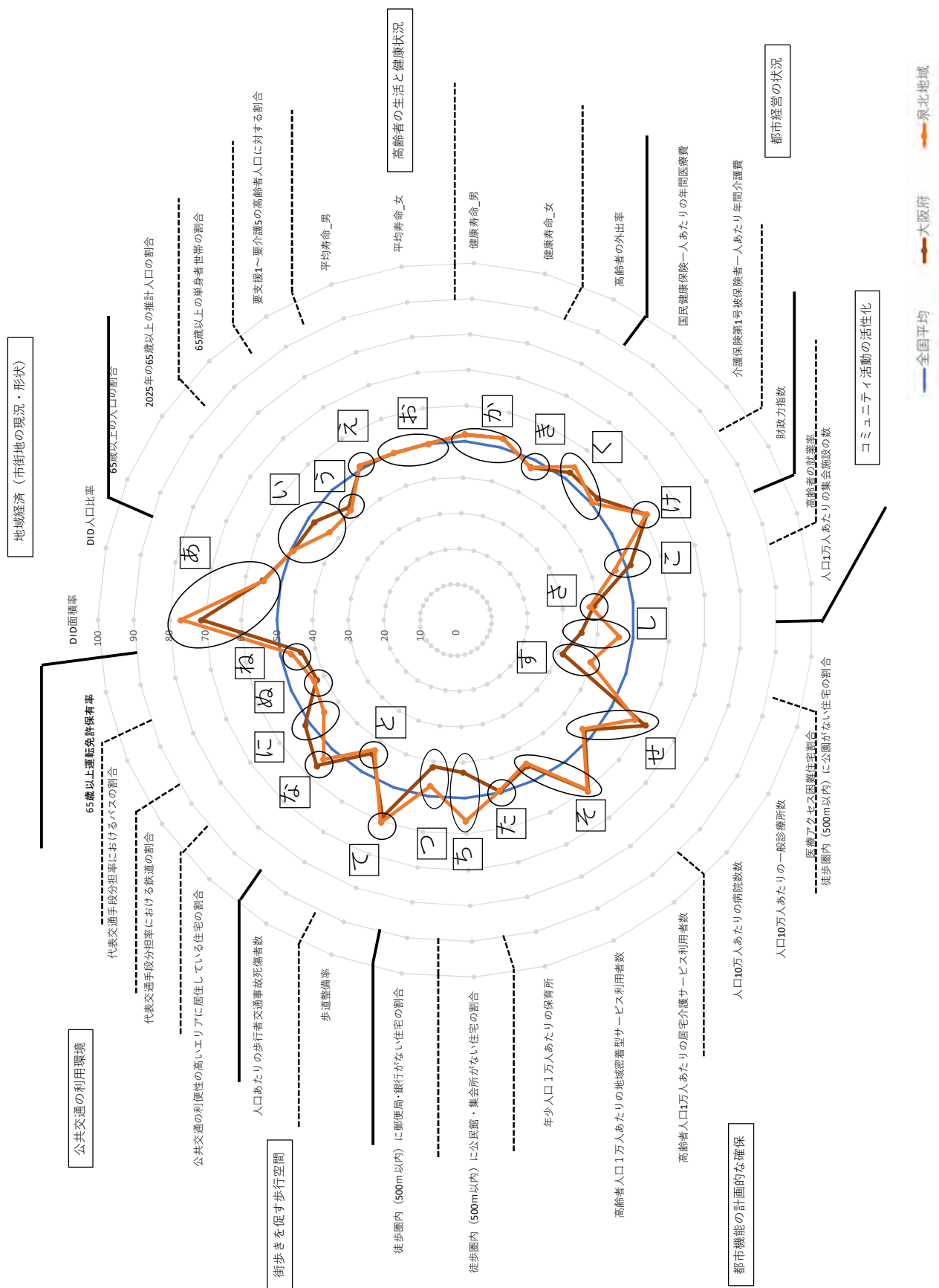
5-2. 評估結果

5-2-1. 都市構造の視点からの評価



診断の視点	評価軸	結果概要
生活利便性	居住機能の適切な誘導	ア. 生活利便性、公共交通の利便性は比較的高い
	都市機能の適正配置	イ. 生活サービス施設のカバー率は高い
	公共交通の利用促進	ウ. 自動車に依存しておらず、公共交通の利便性・分担率は高い
健康・福祉	徒歩行動の増加と住民の健康増進	エ. 徒歩や自転車の分担率は高いが、高齢者の外出率はやや低く、運動する機会が少ない
	都市生活の利便性向上	オ. 高齢者が利用する福祉施設は充実し、高齢者が歩いていける医療機関がない住宅の割合も低い
		カ. 保育所の人口カバー率は高い
		キ. 徒歩圏の生活サービスは充実しており、公共交通の利用も高い
	歩きやすい環境の形成	ク. 歩行者が歩きやすい道路が比較的できている
		ケ. 公園のカバー率は高く、高齢者が歩いていける公園がない住宅の割合も低く、歩く環境はできている
安全・安心	歩行者環境の安全性向上	コ. 歩行者が歩きやすい道路が比較的できている
	市街地の安全性の確保	サ. 自動車による交通事故は平均よりもやや低い
		シ. 避難所までの距離は平均程度である
	市街地荒廃化の抑制	ス. 空家率は全国平均よりも少ない
地域経済	サービス産業の活性化	セ. サービス産業の売上高は高く、活性化している
	健全な不動産市場の形成	ソ. 地価は平均よりも高い
行政運営	都市経営の効率化	タ. 財政力指数は高いが、住民への歳出額は平均的である
		チ. 市街化調整区域での開発は平均的である
		ツ. 市街化区域や公共交通沿線地域の人口密度は高い
	安定的な税収の確保	テ. 住民の税収額は平均よりやや高く、地価も高い
エネルギー／低炭素	省エネ 低炭素化	ト. 移動には、公共交通や徒歩・自転車を利用するため自動車 CO2 排出量は低い

5-2-2. 健康・医療・福祉の視点からの評価



診断の視点	評価軸	結果概要
地域経済（市街地の現況・形状）	市街地のコンパクト度	あ. 市街地のコンパクト化がなされている
高齢者の生活と健康状況	高齢化進展度	い. 現況は平均的な割合であるが、進展度としては全国平均に比べ、比較的緩やかである
	一人暮らし高齢者率	う. 一人暮らしの高齢者は比較的少ない
	要支援・要介護認定者割合	え. 要支援・要介護認定者の割合は平均的
	平均寿命	お. 平均寿命は平均的である
	健康寿命	か. 健康寿命は平均的である
	外出率	き. 高齢者の外出は平均よりもやや低い
都市経営の状況	医療・介護費	く. 医療費・介護費とも平均よりもやや高い
	財政力	け. 財政力指数は高い
コミュニティ活動の活性化	高齢者の活動	こ. 高齢者の就業率は平均よりもやや低い
	コミュニティ活動の拠点	さ. 人口に対して集会施設の数はい少ない
都市機能の計画的な確保	健康機能	し. 歩いていける公園がない住宅の割合は低い
	医療機能	す. 医療機関へのアクセス性は平均よりも高い
		せ. 病院数の数はやや少ないが、診療所の数は多い
	福祉機能	そ. 地域密着型サービス利用者数は低い、居宅介護サービスの利用者数は高い
		た. 人口あたりの保育所数は平均的である
	交流機能	ち. 歩いていける公民館や集会所がない住宅の割合はやや高い
	公共公益機能	つ. 歩いていける郵便局・銀行がない住宅の割合はやや低い
街歩きを促す歩行空間	歩行環境整備率	て. 歩道は整備されている
	歩行環境の安全度	と. 歩行者交通事故は少ない
公共交通の利用環境	公共交通のサービス水準	な. 公共交通の利便性は高い
	鉄道利用率	に. 鉄道の利用は少ない
	バス利用率	ぬ. バスの利用は少ない
	高齢者の車移動	ね. 高齢者の免許保有は少ない

5-2-3. 診断

都市構造の評価から得た知見

- ◆ 生活利便性の視点からは全体的に全国平均より高い。
- ◆ 公共交通の利便性は高い。
- ◆ 徒歩・自転車の分担率は高いものの、高齢者の外出率が低い。
- ◆ 医療機関の割合は高く、都市生活の利便性向上に寄与している。
- ◆ 歩きやすい環境の形成ができています。

健康・医療・福祉のまちづくり指標から得た知見

- ◆ 市街地のコンパクト度は全国値より非常に高い。
- ◆ コミュニティ活動があまり活発ではない地域が多い。
- ◆ 居宅型のサービスが多い等、高齢者の外出率がそれほど高くない。
- ◆ 交流機能が全国平均より低いところが多い。
- ◆ 公共交通の利便性は高いが鉄道・バスの分担率が低い。

泉北地域の課題

- ① 歩きやすい環境形成はできており、徒歩・自転車の分担率は高いが、高齢者の積極的な外出は少ない。
- ② コミュニティ活動が活発でなく、都市機能として交流機能も低い。
- ③ 公共交通の利便性は高いが、鉄道・バスの分担率は低い。
- ④ 医療費や介護費が平均よりもやや高い値となっている。

対応方針（対応可能な）

- ・公共交通の利用促進
- ・高齢者の外出を促す機能の強化・維持
- ・コミュニティ活動の活性化を促す、都市機能として交流機能を強化・維持

▼ 対応方針と高次都市機能の相関

		高次都市機能					
		病院	福祉施設	子育て支援施設	文化ホール	図書館	スポーツ施設
対応方針	公共交通の利用促進	○	○	○	○	○	○
	高齢者の外出		○		○	○	○
	コミュニティ活動・交流機能		○	○	○	○	○

○：対応方針と関連が強い高次都市機能

5-3. 他地域との比較(参考)

泉北地域の特徴を見るため、府内の他地域の比較・評価を行った。対象地域は次の2地域とした。

- ◆ 北摂地域（池田市、茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊中市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町）
- ◆ 南河内地域（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）

泉北地域は北摂地域に比べ、

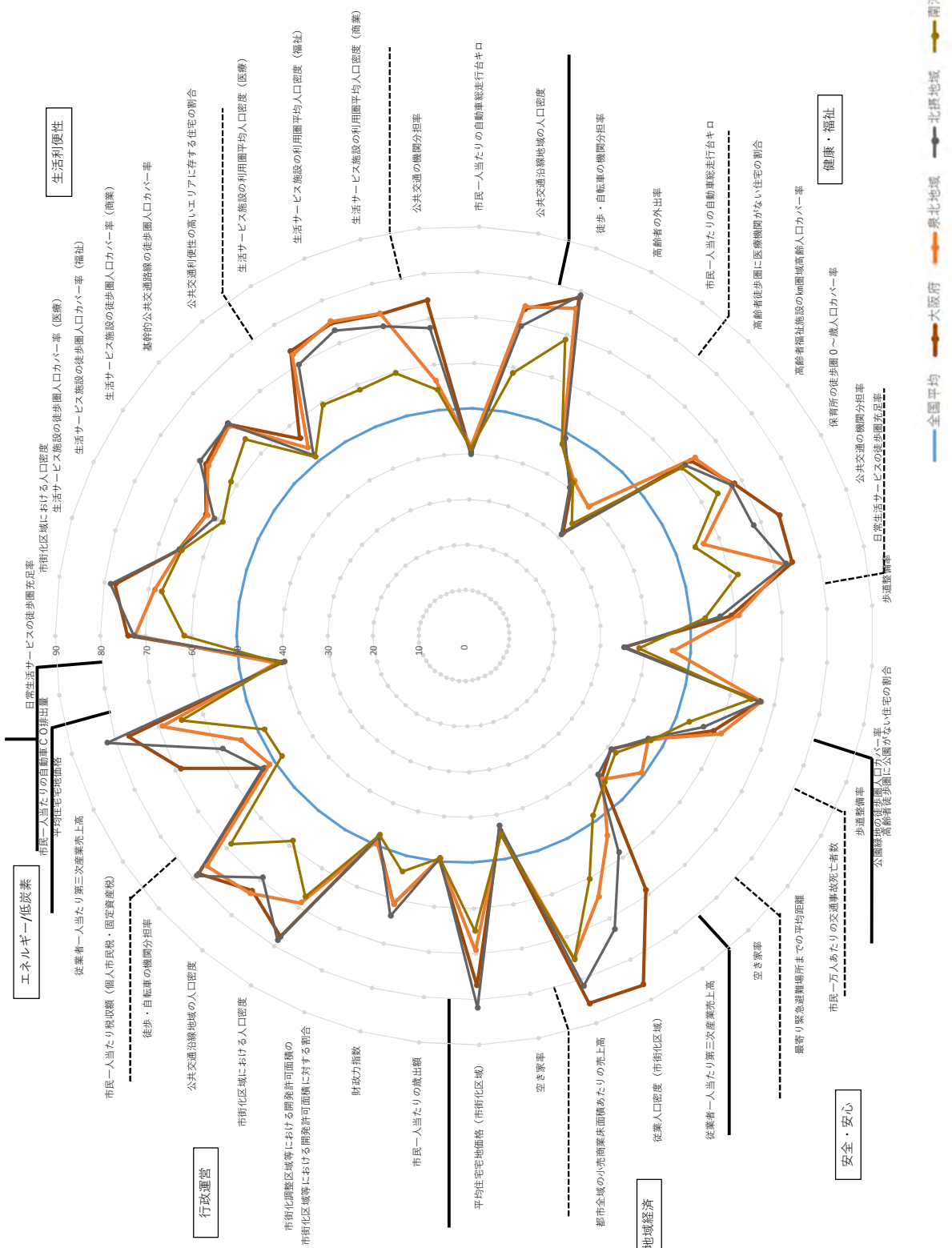
- ・人口密度は低い、生活サービス施設周辺の人口密度は高い。
- ・公共交通や徒歩・自転車の分担率が低く、公園が少ない。
- ・歩道整備ができており、最寄緊急避難所までの距離が近い。
- ・サービス産業の売上高は低い。
- ・住宅価格が低い。
- ・DIDの割合が高い。
- ・将来の高齢化率、高齢者の単身者割合が低い。
- ・人口に対しての集会施設が少ない。
- ・医療アクセスの困難割合が高い。
- ・居宅介護型サービスの利用率が高く、地域密着型サービスの利用率が低い。

泉北地域は南河内地域に比べ、

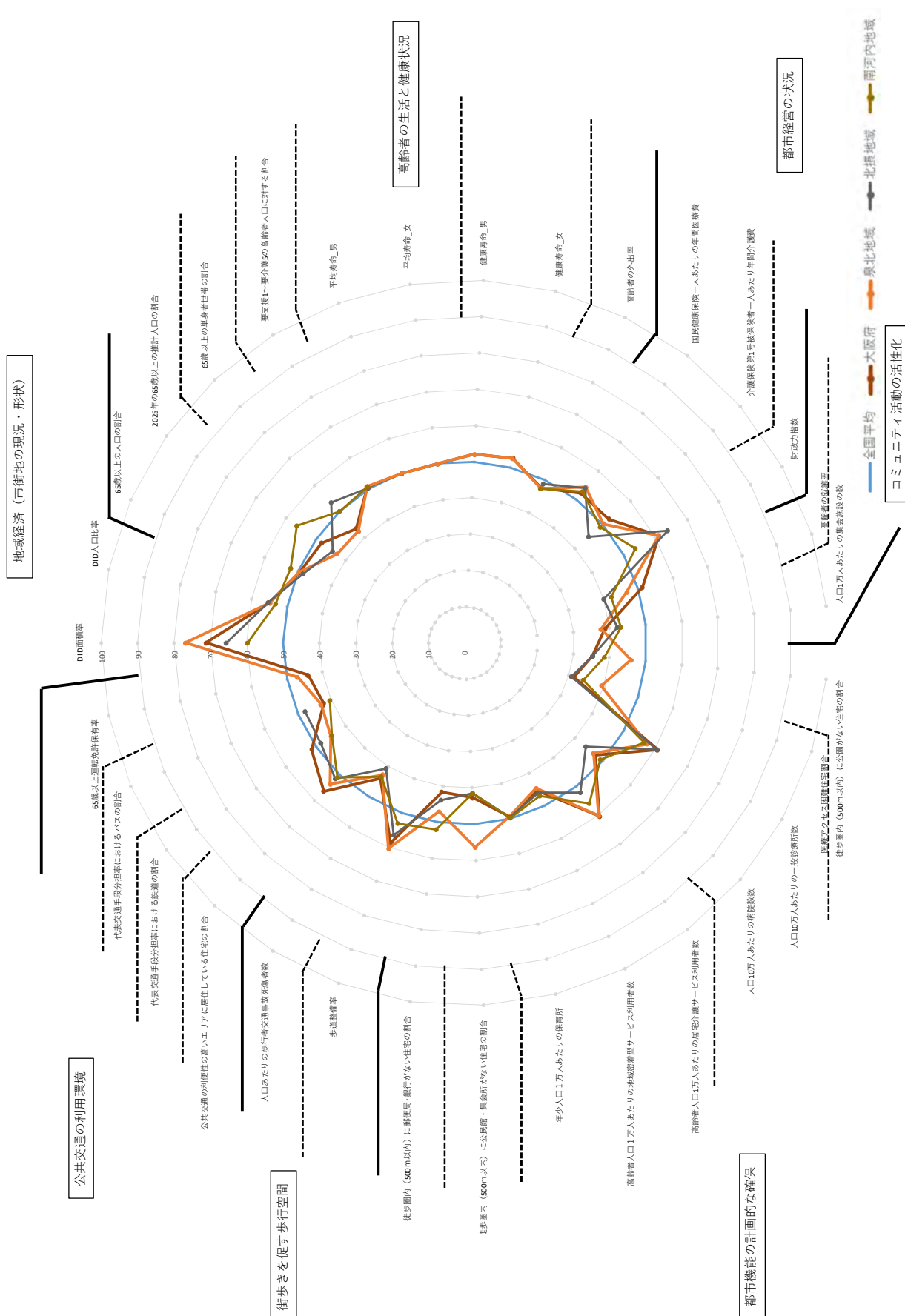
- ・生活利便性が高い。
- ・公共交通や徒歩・自転車の分担率が高く、徒歩圏の生活サービスが充足している。
- ・最寄緊急避難所までの距離が近い。
- ・サービス産業の売上高は高く、活性化している。
- ・財政力指数が高く、安定している。
- ・DIDの割合が高い。
- ・将来の高齢化率、高齢者の単身者割合が低い。
- ・人口に対しての集会施設が少ない。
- ・居宅介護型サービスの利用率が高く、地域密着型サービスの利用率が低い。

次頁に結果のレーダーチャートを示す。

5-3-1. 都市構造の視点からの評価



5-3-2. 健康・医療・福祉の視点からの評価



6. 高次都市機能の分担・連携のための問題点・課題の整理

6-1. 概要

「3. 対象施設の現状の整理」で抽出した高次都市機能施設を対象に、機能ごとにメルクマール（指標）を設定・評価することで、今後検討する上で、モデルケースとなる施設を抽出するための基礎データとする。

6-2. 高次都市機能の情報収集

高次都市機能の評価のため、「3. 対象施設の現状の整理」で抽出した高次都市機能施設を対象に、利用状況などの情報を収集した。

▼ 情報収集項目（1/2）

	病院	文化 ホール	子育て 支援施設	スポーツ 施設	図書館	福祉 施設	大学	大規模 商業施設	公共 施設
名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
位置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設内容	○ (診療科)	○	○	○	○	○	○ (学科)	×	×
施設内容(規模)	○ (病床数)	×	×	○ (実施可能種目)	○ (蔵書数)	×	×	×	×
営業時間	○ (主な診療時間)	○	○	○	○ (開館時間)	○ (開館時間)	×	×	×
休館日	×	○	○	○	○	○	×	×	×
利用対象者	×	×	○	×	×	○	×	×	×
利用料金	×	○	○ (子育て支援ルーム、遊び場、一時預かり)	○	○	○	×	×	×
サービス	×	○ (利用申し込み)	×	○ (利用申し込み、スポーツ教室の実施状況)	○ (貸出、返却支援)	○ (送迎等)	×	×	×
地域連携の現状	○	○	○	○	○	○	×	×	×
市内外の利用の差	○	○	○	○	○	○	×	×	×
延床面積	○	○	○	○	○	○	○	○ (売り場面積)	○
築年数	○	○	○	○	○	○	×	○ (オープン年)	○
構造	○	○	○	○	○	○	×	×	×
価格	○	○	○	○	○	○	×	×	×
建替え	耐用年数	○	○	○	○	○	×	×	×
	大規模改修	○	○	○	○	○	×	×	×
	建替え	○	○	○	○	○	×	×	×

▼ 情報収集項目 (2/2)

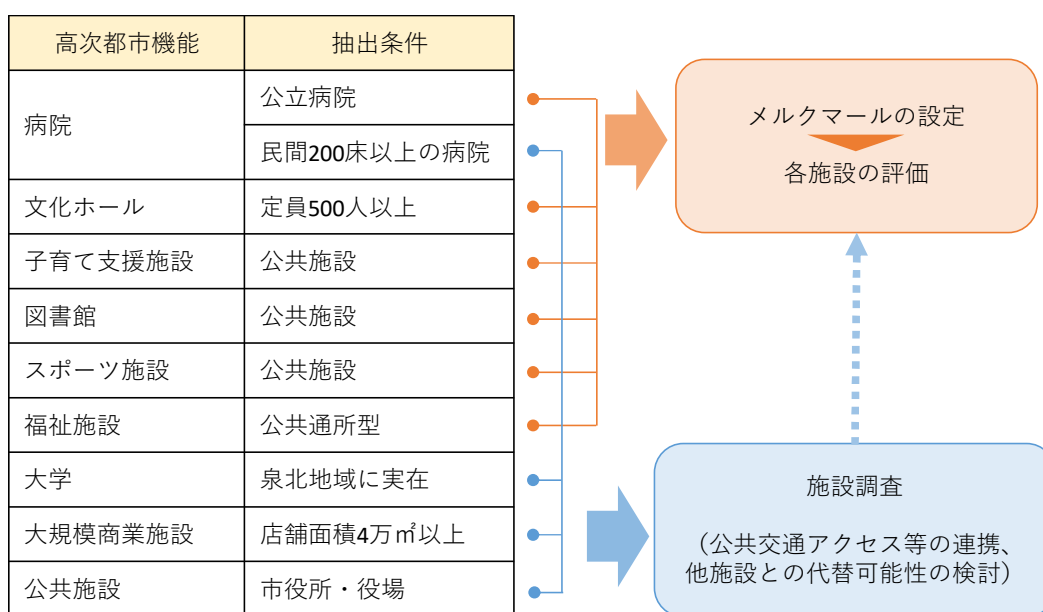
		病院	文化 ホール	子育て 支援施設	スポーツ 施設	図書館	福祉 施設	大学	大規模 商業施設	公共 施設
年間 利用者数	年間利用者数(現状)	○ (患者数)	○ (大ホール、 小ホール等)	○ (子育て支援ルーム、 一時預かり等)	○ (大体育館、 小体育館等)	○ (来場者数、 貸出冊数等)	○ (来場者数)	×	×	×
	将来の見通し	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	利用実態	○	○	○	○	○	○	×	×	×
経営 状況	施設稼働率	○ (病床稼働率)	○	○	○	○	○	×	×	×
	運営形態	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	現状	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	事業収支決算	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	ランニングコスト	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	将来の見通し	○	○	○	○	○	○	×	×	×
最寄 駅	立地状況	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	将来人口	○	○	○	○	○	○	×	×	×
公共 交通の 利用環境	駅・バス停からの距離 (徒 歩 換 算)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運行数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗り継ぎ運行ルート	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公共交通不便地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	バス乗り入れ場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	周辺道路の道幅	○	○	×	○	○	○	○	○	○
その他			○	○	○	○	○	○	○	○

6-3. 高次都市機能の評価方法

高次都市機能の種類により都市機能としての役割が異なるため、メルクマールの設定には、その種類の特徴を考慮する必要がある。このため、施設の種別ごとにメルクマールを設定する。

また、高次都市機能施設のうち、民間施設は経営視点から立地選択や戦略を行うなど、直接的な分担・連携の検討が困難であるため、公共が分担・連携の施策を実施可能な施設に対して、メルクマールの設定・施設評価を行う。

その他の施設に関しては、2040 年まで維持することが困難な高次都市機能の代替検討や公共交通アクセスの連携検討の可能性がある施設として、施設調査を行う。



基本的なメルクマール設定の考え方について、下表に整理する。

▼ メルクマール設定の基本的な考え方

メルクマール	カルテ項目	考え方
建物の築年数・建替え時期	・ 築年数 ・ 構造 ・ 建替え	建物の老朽化状況や建替えまでの期間より、基準値を設定し評価を行う。
維持管理費	・ 経営状況 ・ 延床面積	m ² あたりの維持管理費より、基準値を設定し評価を行う。
規模	・ 延床面積 ・ 床数や収容人数	敷地面積や収容人数等から、基準値を設定し評価を行う。
アクセス性	・ 最寄駅 ・ 公共交通の利用環境	最寄りの鉄道駅までの距離等により基準値を設定し評価を行う。
代替性	・ 位置 ・ 診療科 ・ 地域連携の現状 ・ その他	同種のお施設（代替可能な施設）との距離等により評価を行う。
利用率	・ 年間利用者数 ・ 経営状況	施設稼働率や収容人数と利用者数から利用率を算出し、評価を行う。
特徴・特色	・ 施設内容	その施設の特徴・特色から定性的な評価を行う。
営業時間	・ 営業時間	施設の営業時間、利用可能時間、休館日から、基準値を設定し、評価を行う。
市町内外の利用の差	・ 市町内外の利用の差	市・町内の利用と市・町外の利用の差から定性的な評価を行う。
将来人口	・ 将来人口密度	施設圏域の将来人口密度や将来高齢化率から評価を行う。

また、メルクマールの設定を行う6種（病院、文化ホール、子育て支援施設、スポーツ施設、図書館、福祉施設）について、下表に重視するメルクマールを整理する。

▼ メルクマール設定に向けた考え方

		病院	文化ホール	子育て支援施設	スポーツ施設	図書館	福祉施設
利用目的	通う・通う必要のある施設	○		○			○
	外出を促す施設		○	○	○	○	○
都市機能	健康機能				○		
	医療機能	○					
	福祉機能			○			○
	交流機能		○		○		○
	商業機能						
	公共公益機能					○	
ポイント		・アクセスの良さが重要 ・代替が可能 ・利用人数が増えても経済発展につながらない ・域内に必要量あればいい	・人の動きを活発化させる施設 ・高齢者の健康に寄与する ・利用人数が増えると経済発展につながる ・特徴・特色がある施設は代替が困難 ・来訪を促す仕組みが必要	・アクセスの良さが重要 ・利用人数が増えると経済発展につながる ・域内に必要量あればいい	・人の動きを活発化させる施設 ・高齢者の健康に寄与する ・利用人数が増えると経済発展につながる ・特徴・特色がある施設は代替が困難 ・来訪を促す仕組みが必要	・人の動きを活発化させる施設 ・高齢者の健康に寄与する ・利用人数が増えると経済発展につながる ・特徴・特色がある施設は代替が困難 ・来訪を促す仕組みが必要	・アクセスの良さが重要 ・域内に必要量あればいい
重視するメルクマール		・アクセス性 ・代替性	・規模 ・利用率	・アクセス性 ・特徴・特色 ・利用率	・特徴・特色 ・利用率		・アクセス性 ・特徴・特色 ・利用率

これまでのメルクマールの設定に向けた考え方を踏まえ、各高次都市機能について、次のように設定した。

【病院】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2.位置	同種施設との距離	1	0.5km未満	×2	・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	4.病床数	病床数	1	50床未満		・データの分布から基準を作成
			2	50床以上100床未満		
			3	100床以上200床未満		
			4	200床以上300床未満		
			5	300床以上		
特徴・特色	3.診療科	診療科数	1	10科未満		・データの分布から基準を作成
			2	10科以上15科未満		
			3	15科以上20科未満		
			4	20科以上25科未満		
			5	25科以上		
		救急医療体制	1	1次救急		
			2	2次救急		
			3	3次救急		
営業時間	5.主な診療時間	診療時間	1	平日9時～17時		・加算方式
			1	平日7時～9時などの早朝or17時～19時などの夕方		
			1	休日の診療		
			1	24時間（緊急外来など）		
市内外の利用	7.市内外の利用の差	市内外の利用	1	料金の差はない		・加算方式
			1	移動費等の負担		
			1			
建物の老朽化状況	9.築年数 10.構造 12.建替え	建替えまでの期間	1	20年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
			4	40年以上50年未満		
			5	50年以上		
利用率	14.経営状況	病床稼働率	1	20%未満		・データの分布から基準を作成
			2	20%以上40%未満		
			3	40%以上60%未満		
			4	60%以上80%未満		
			5	80%以上		
維持管理費	14.経営状況 8.延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	100,000円以上		・データの分布から基準を作成
			2	75,000円以上100,000円未満		
			3	50,000円以上75,000円未満		
			4	25,000円以上50,000円未満		
			5	25,000円未満		
将来人口	15.最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人以上		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	16.公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外	×2	・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている	×2	・加算方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

【文化ホール】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2. 位置 3. 施設内容	最近接の同種施設との距離	1	0.5km未満		・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	3. 施設内容	収容人数（最大）	1	500人未満	×2	・データの分布から基準を作成 ・規模を一つの指標として、収容人数、ホール数を細分して点数化
			2	500人以上750人未満		
			3	750人以上1,000人未満		
			4	1,000人以上1,250人未満		
			5	1,250人以上		
		ホール数	1	1ホール		
			2	2ホール		
			3	3ホール		
			4	4ホール		
			5	5ホール以上		
特徴・特色	3. 施設内容 19. その他	特徴	1	特徴なし		・ギャラリー、音楽室など、ホール以外の機能の数を評価
			2	多目的部屋が1つある		
			3	多目的部屋が2つある		
			4	多目的部屋が3つある		
			5	多目的部屋が4つある		
営業時間	4. 営業時間	営業時間	1	平日9時～17時		・加点方式
			1	平日7時～9時or17時～19時		
			1	休日9時～17時		
			1	休日7時～9時or17時～19時		
市内外の利用	9. 市内外の利用の差	市内外の利用	1	料金の差はない		・加点方式
			1	市外の利用を促すイベントや取組みの実施		
			1	移動費等の負担		
建物の老朽化状況	11. 築年数 12. 構造 14. 建替え	建替えまでの期間	1	20年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
			4	40年以上50年未満		
			5	50年以上		
利用率	16. 経営状況	稼働率	1	20%未満	×2	・取得データの整合性により基準を判断
			2	20%以上40%未満		
			3	40%以上60%未満		
			4	60%以上80%未満		
			5	80%以上		
維持管理費	16. 経営状況 10. 延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	25,000円以上		・データの分布から基準を作成
			2	20,000円以上25,000円未満		
			3	15,000円以上20,000円未満		
			4	10,000円以上15,000円未満		
			5	10,000円未満		
将来人口	17. 最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人以上		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	17. 最寄駅 18. 公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外		・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている		・加点方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

【子育て支援施設】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2.位置 3.施設内容	最近接の同種施設との距離	1	0.5km未満		・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	10.延床面積	延床面積	1	200㎡未満		・データの分布から基準を作成
			2	200㎡以上400㎡未満		
			3	400㎡以上600㎡未満		
			4	600㎡以上800㎡未満		
			5	800㎡以上		
特徴・特色	3.施設内容 19.その他	特徴	1	特徴なし	×2	・特徴的な機能の数を評価
			2	多目的機能が1つある		
			3	多目的機能が2つある		
			4	多目的機能が3つある		
			5	多目的機能が4つある		
営業時間	4.営業時間	営業時間	1	平日9時～17時		・加点方式
			1	平日7時～9時or17時～19時		
			1	休日9時～17時		
			1	休日7時～9時or17時～19時		
			1	料金の差はない		
市内外の利用	9.市内外の利用の差	市内外の利用	1	市外の利用を促すイベントや取組みの実施		・加点方式
			1	移動費等の負担		
			1	20年未満		
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
建物の老朽化状況	11.築年数 12.構造 14.建替え	建替えまでの期間	4	40年以上50年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			5	50年以上		
利用率	16.経営状況	施設稼働率	1	20%未満	×2	・データの分布から基準を作成
			2	20%以上40%未満		
			3	40%以上60%未満		
			4	60%以上80%未満		
			5	80%以上		
維持管理費	16.経営状況 10.延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	100,000円以上		・データの分布から基準を作成
			2	50,000円以上100,000円未満		
			3	25,000円以上50,000円未満		
			4	10,000円以上25,000円未満		
			5	10,000円未満		
将来人口	17.最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人以上		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	17.最寄駅 18.公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外	×2	・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている	×2	・加点方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

【スポーツ施設】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2.位置 3.施設内容	最近接の同種施設との距離	1	0.5km未満		・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	3.施設内容 12.延床面積	延床面積	1	2,000㎡未満	×2	・データの分布から基準を作成 ・規模を一つの指標として、延べ床面積、部屋数を細分して点数化
			2	2,000㎡以上4,000㎡未満		
			3	4,000㎡以上6,000㎡未満		
			4	6,000㎡以上8,000㎡未満		
			5	8,000㎡以上		
		部屋数	1	1ルーム		
			2	2ルーム		
			3	3ルーム		
			4	4ルーム		
			5	5ルーム以上		
特徴・特色	3.施設内容 22.その他	特徴	1	体育室がある	×2	・トレーニング室など、運動場や体育館以外の機能の数を評価 ・加点方式
			1	複数の体育室がある		
			1	プールがある		
			1	トレーニングルームがある		
営業時間	5.営業時間	営業時間	1	平日9時～17時		・加点方式
			1	平日7時～9時or17時～19時		
			1	休日9時～17時		
			1	休日7時～9時or17時～19時		
市内外の利用	11.市内外の利用の差	市内外の利用	1	料金の差はない		・加点方式
			1	市外の利用を促すイベントや取組みの実施		
			1	移動費等の負担		
建物の老朽化状況	13.築年数 14.構造 16.建替え	建替えまでの期間	1	20年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
			4	40年以上50年未満		
			5	50年以上		
利用率	19.経営状況	稼働率	1	20%未満	×2	・取得データの整合性により基準を判断
			2	20%以上40%未満		
			3	40%以上60%未満		
			4	60%以上80%未満		
			5	80%以上		
維持管理費	19.経営状況 12.延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	25,000円以上		・大阪府公共施設【スポーツ施設】の平均値（16,365円/㎡）を基準に採用 ・幅値はデータ分布から判断
			2	20,000円以上25,000円未満		
			3	15,000円以上20,000円未満		
			4	10,000円以上15,000円未満		
			5	10,000円未満		
将来人口	20.最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人未満		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	20.最寄駅 21.公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外		・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている		・加点方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

【図書館】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2.位置 3.施設内容	最近接の同種施設との距離	1	0.5km未満		・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	4.蔵書数	蔵書数	1	150,000冊未満		・データの分布から基準を作成
			2	150,000冊以上200,000冊未満		
			3	200,000冊以上250,000冊未満		
			4	250,000冊以上300,000冊未満		
			5	300,000冊以上		
特徴・特色	3.施設内容 10.返却支援	特徴	1	自習室がある	×2	・ホールや自習室など、特徴的な機能の数を評価
			1	自動の返却機がある		
			1	集会室がある		
			1	朗読室がある		
営業時間	5.営業時間	営業時間	1	平日9時～17時		・加点方式
			1	平日7時～9時or17時～19時		
			1	休日9時～17時		
			1	休日7時～9時or17時～19時		
市内外の利用	11.市内外の利用の差	市内外の利用	1	料金の差はない		・加点方式
			1	市外の利用を促すイベントや取組みの実施		
			1	移動費等の負担		
建物の老朽化状況	13.築年数 14.構造 16.建替え	建替えまでの期間	1	20年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
			4	40年以上50年未満		
			5	50年以上		
利用率	17.年間利用者数 12.延床面積	㎡あたりの貸出冊数	1	50,000冊未満	×2	・データの分布から基準を作成
			2	50,000冊以上100,000冊未満		
			3	100,000冊以上150,000冊未満		
			4	150,000冊以上200,000冊未満		
			5	200,000冊以上		
維持管理費	19.経営状況 12.延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	100,000円以上		・大阪府公共施設【図書館】の平均値（55,044円/㎡）を基準に採用 ・幅値はデータ分布から判断
			2	75,000円以上100,000円未満		
			3	50,000円以上75,000円未満		
			4	25,000円以上50,000円未満		
			5	25,000円未満		
将来人口	20.最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人以上		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	20.最寄駅 21.公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外		・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている		・加点方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

【福祉施設】

メルクマール項目	カルテ項目	メルクマール	点数	基準	重み	備考
代替性	2.位置 3.施設内容	最近接の同種施設との距離	1	0.5km未満		・データの分布から基準を作成
			2	0.5km以上 1.0km未満		
			3	1.0km以上 5.0km未満		
			4	5.0km以上 10.0km未満		
			5	10.0km以上		
規模	12.延床面積	延床面積	1	200㎡未満		・データの分布から基準を作成
			2	200㎡以上300㎡未満		
			3	300㎡以上400㎡未満		
			4	400㎡以上500㎡未満		
			5	500㎡以上		
特徴・特色	3.施設内容 8.サービス	特徴	1	入浴ができる	×2	・加点方式
			1	習い事ができる		
			1	相談ができる		
			1	娯楽(囲碁・将棋など)がある		
営業時間	5.営業時間	営業時間	1	平日9時～17時		・加点方式
			1	平日7時～9時or17時～19時		
			1	休日9時～17時		
			1	休日7時～9時or17時～19時		
市内外の利用	11.市内外の利用の差	市内外の利用	1	料金の差はない		・加点方式
			1	市外の利用を促すイベントや取組みの実施		
			1	移動費等の負担		
建物の老朽化状況	13.築年数 14.構造 16.建替え	建替えまでの期間	1	20年未満		・日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数【60年】を基準に採用
			2	20年以上30年未満		
			3	30年以上40年未満		
			4	40年以上50年未満		
			5	50年以上		
利用率	17.年間来場者数 12.延床面積	㎡あたりの人数	1	15人未満	×2	・データの分布から基準を作成
			2	15人以上20人未満		
			3	20人以上25人未満		
			4	25人以上30人未満		
			5	30人以上		
維持管理費	19.経営状況 12.延床面積	㎡あたりの維持管理費	1	7,500円以上		・大阪府公共施設【福祉施設】の平均値（3,476円/㎡）を基準に採用 ・幅値はデータ分布から判断
			2	5,000円以上7,500円未満		
			3	2,500円以上5,000円未満		
			4	1,000円以上2,500円未満		
			5	1,000円未満		
将来人口	20.最寄駅	人口密度（圏域内）	1	20人未満		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	20人以上40人未満		
			3	40人以上80人未満		
			4	80人以上150人以上		
			5	150人以上		
		高齢化率（圏域内）	1	30%以上		・過年度成果の区分より基準を採用 ・徒歩圏域800m圏域
			2	21%以上30%未満		
			3	14%以上21%未満		
			4	7%以上14%未満		
			5	7%未満		
アクセス性	20.最寄駅 21.公共交通の利用環境	鉄道駅からの距離	1	鉄道駅から800m圏外	×2	・拠点駅となる急行・快速停車駅を重視 ・高齢者徒歩圏域500m、一般的な徒歩圏域800mを採用
			2	鉄道駅から800m圏内又は路線バスが通っている		
			3	鉄道駅から500m圏内		
			4	急行・快速停車駅から800m圏内		
			5	急行・快速停車駅から500m圏内		
		バス	1	福祉バスが通っている	×2	・加点方式 ・福祉バスは市町で定めた特定の方の利用に限られる
			1	コミュニティバスが通っている		
			1	送迎バスが通っている		
			1	路線バスが通っている		

6-4. 高次都市機能の評価結果

設定したメルクマールをもとに、高次都市機能施設の評価を行った。次頁より、その評価結果を示す。

なお、評価に際して、下記の事項に留意し実施している。

- ◆ 各施設の合計点を基に、高次都市機能の分類ごとに偏差値を算出し、下表の基準により、Ⅰ～Ⅲ群に分類。
- ◆ 情報の得られなかった項目については、評価から抜かずに最低点を付与。
- ◆ スポーツ施設に関しては、季節による利用の変化が大きいプールや複合施設を除き、体育館のみ評価を実施。

▼ 高次都市機能の評価分類基準

高次都市機能	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
病院（公立、200 床超）	55 ≤ X	45 < X < 55	X ≤ 45
文化ホール			
子育て支援施設			
スポーツ施設（体育館）			
図書館			
福祉施設（公共通所型）			

※X＝各施設の偏差値

▼ 高次都市機能の評価結果 (1/2)

高次都市機能	市町	施設名	評価
病院	堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	I
	泉大津市	泉大津市立病院	II
	和泉市	和泉市立総合医療センター	II
	高石市	高石市立診療センター	III
文化ホール	堺市	堺市教育文化センター (ソフィア・堺)	I
	堺市	堺市立西文化会館 (ウエスティ)	I
	堺市	堺市立梅文化会館	II
	堺市	堺市立美原文化会館 (アルテベル)	II
	泉大津市	テクスピア大阪	III
	和泉市	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	II
	高石市	高石市立市民文化会館 (アプラホール)	I
子育て支援施設	泉大津市	泉大津市立健康福祉プラザ (ココフレア)	III
	高石市	子育てウェルカムステーション HUGOOD	III
	大阪府	大阪府立大型児童館 ビッグバン	I
スポーツ施設 (体育館)	堺市	堺市立大浜体育館	I
	堺市	堺市原池公園体育館	I
	堺市	堺市立初芝体育館	II
	堺市	堺市家原大池体育館	I
	堺市	堺市立鴨谷体育館	I
	堺市	堺市金岡公園体育館	I
	堺市	堺市立美原体育館	I
	泉大津市	泉大津市立総合体育館	III
	和泉市	和泉市立市民体育館	III
	和泉市	和泉市立コミュニティ体育館	III
	高石市	高石市立総合体育館 (カモンたかいし)	II

▼ 高次都市機能の評価結果 (2/2)

高次都市機能	市町	施設名	評価
図書館	堺市	堺市立中央図書館	Ⅲ
	堺市	堺市立中図書館	Ⅱ
	堺市	堺市立東図書館	Ⅱ
	堺市	堺市立西図書館	Ⅱ
	堺市	堺市立南図書館	Ⅰ
	堺市	堺市立北図書館	Ⅱ
	堺市	堺市立美原図書館	Ⅱ
	泉大津市	泉大津市立図書館	Ⅲ
	和泉市	TRC 和泉図書館	Ⅰ
	和泉市	TRC シティプラザ図書館	Ⅱ
	高石市	高石市立図書館本館	Ⅱ
	忠岡町	忠岡町図書館	Ⅲ
福祉施設	堺市	堺市立堺老人福祉センター	Ⅱ
	堺市	堺市立中老人福祉センター	Ⅱ
	堺市	堺市立東老人福祉センター	Ⅱ
	堺市	堺市立西老人福祉センター	Ⅰ
	堺市	堺市立南老人福祉センター	Ⅲ
	堺市	堺市立北老人福祉センター	Ⅱ
	堺市	堺市立美原老人福祉センター	Ⅲ
	泉大津市	泉大津市立総合福祉センター	Ⅰ
	和泉市	和泉市立総合福祉会館	Ⅰ
	高石市	高石市立老人福祉センター 瑞松苑	Ⅱ
	高石市	高石市立老人福祉センター 慶翠苑	Ⅰ
	高石市	高石市立老人福祉センター 菊寿苑	Ⅱ
	忠岡町	忠岡町総合福祉センター	Ⅲ

6-5. 問題点・課題の整理

高次都市機能の分担・連携のための問題点・課題として、次頁より、高次都市機能別、段階（相互利用、共同管理、施設の再編）別にメリット・デメリットを整理し、モデルケースを形成する。

▼ モデルケース形成（拠点病院）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢収益増 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。	【行政デメリット】 ➢医療法上の法的な整理（医療法 30④） ➢利用条件（利用料金等） 市町の住民とその他で利用料金等の利用条件が異なる場合、行政界を越えた利用の阻害要因となる可能性がある。（分娩費用・室料差額など） 統一料金とした場合の減収補填の問題 受け手側の維持管理コスト増 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➢（再編した病院側） 拠点病院の稼働率向上、収益増、鉄道利用者増 ➢（廃止した病院側） 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➢メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➢合意形成 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢土地問題が発生 廃止した病院跡地の活用、再編した病院の駐車場確保等 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 廃止した病院周辺の住民に対するアクセス確保 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。

▼ モデルケース形成（文化ホール）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢収益増 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。	【行政デメリット】 ➢利用条件（利用料金等） 市町の住民とその他で利用料金等の利用条件が異なる場合、行政界を越えた利用の阻害要因となる可能性がある。（利用料金・利用申込の差など） 統一料金とした場合の減収補填の問題 受け手側の維持管理コスト増 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➢（再編した文化ホール側） 拠点文化ホールの稼働率向上、収益増、鉄道利用者増 ➢（廃止した文化ホール側） 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➢メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➢合意形成 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢土地問題が発生 廃止した文化ホール跡地の活用、再編した文化ホールの駐車場確保等 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 廃止した文化ホール周辺の住民に対するアクセス確保 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。

▼ モデルケース形成（子育て支援施設）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢収益増 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➢遊具差別化（そこにしかないもの）	【行政デメリット】 ➢利用条件（利用料金等） - 市町の住民とその他で利用料金等の利用条件が異なる場合、行政界を越えた利用の阻害要因となる可能性がある。（市民解放 DAY・乳幼児健診無料サービス券配布など） - 統一料金とした場合の減収補填の問題 - 受け手側の維持管理コスト増 ➢施設へのアクセス - 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 - 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） - 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 - 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➢（再編した子育て支援施設側） - 拠点子育て支援施設の稼働率向上、収益増、鉄道利用者増 ➢（廃止した子育て支援施設側） - 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➢メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➢合意形成 - 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➢施設へのアクセス - 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢土地問題が発生 - 廃止した子育て支援施設跡地の活用、再編した子育て支援施設の駐車場確保等 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス - 廃止した子育て支援施設周辺の住民に対するアクセス確保 - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。

▼ モデルケース形成（スポーツ施設）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➤利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➤収益増 ➤新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➤運動器具等の差別化（そこにしかないもの）	【行政デメリット】 ➤利用条件（利用料金等） - 市町の住民とその他で利用料金等の利用条件が異なる場合、行政界を越えた利用の阻害要因となる可能性がある。（利用料金・利用申込の差など） - 統一料金とした場合の減収補填の問題 - 受け手側の維持管理コスト増 ➤施設へのアクセス - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。 - また、公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➤関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➤施設へのアクセス - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➤維持管理コストや人件費を削減 ➤利用情報の共有 ➤資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➤経営状況の見える化 - 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➤関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せず実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➤関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） - 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 - 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➤（再編したスポーツ施設側） - 拠点スポーツ施設の稼働率向上、収益増、鉄道利用者増 ➤（廃止したスポーツ施設側） - 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➤メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➤合意形成 - 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➤施設へのアクセス - 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➤土地問題が発生 - 廃止したスポーツ施設跡地の活用、再編したスポーツ施設の駐車場確保等 ➤防災拠点の確保 【住民デメリット】 ➤施設へのアクセス - 廃止したスポーツ施設周辺の住民に対するアクセス確保 - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。 ➤防災拠点の確保

▼ モデルケース形成（図書館）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➢蔵書・機能の差別化（そこにしかないもの）	【行政デメリット】 ➢利用条件（利用料金等） - 市町の住民とその他でサービス等の利用条件が異なる場合、行政界を越えた利用の阻害要因となる可能性がある。（予約サービス・貸出可能冊数など） - 受け手側の維持管理コスト増 ➢施設へのアクセス - 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 - 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） - 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 - 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） - 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 - 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➢（再編した図書館側） - 拠点図書館の稼働率向上、鉄道利用者増 ➢（廃止した図書館側） - 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➢メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➢合意形成 - 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➢施設へのアクセス - 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢土地問題が発生 - 廃止した図書館跡地の活用、再編した図書館の駐車場確保等 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス - 廃止した図書館周辺の住民に対するアクセス確保 - 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。

▼ モデルケース形成（福祉施設）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➢コミュニティの活性化	【行政デメリット】 ➢維持管理コストの分配 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	【行政メリット】 ➢（再編した福祉施設側） 拠点福祉施設の稼働率向上、鉄道利用者増 ➢（廃止した福祉施設側） 維持コスト減、老朽化等に伴う大規模改修や立替費用が不要 ➢メルクマール ・運営の効率性（利用者 1 人当の費用が高い施設を廃止） ・利用度合い（利用者数が少ない施設を廃止） ・更新の必要性（老朽化が進んでいる施設を廃止） ・施設密度（施設密度が高いエリアにある施設を廃止） ・コンパクトシティ化への貢献（駅から遠い施設を廃止）	【行政デメリット】 ➢合意形成 運営効率、利用度合い等、様々な観点から考慮して、施設再編にかかる合意形成を圏域内で図る必要がある。 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢土地問題が発生 廃止した福祉施設跡地の活用、再編した福祉施設の駐車場確保等 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 廃止した福祉施設周辺の住民に対するアクセス確保 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。

▼ モデルケース形成（大学）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢収益増 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➢サテライト講義	【行政デメリット】 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。
施設の再編	—	—

▼ モデルケース形成（大規模商業施設）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢収益増 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。	【行政デメリット】 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。
施設の再編	—	—

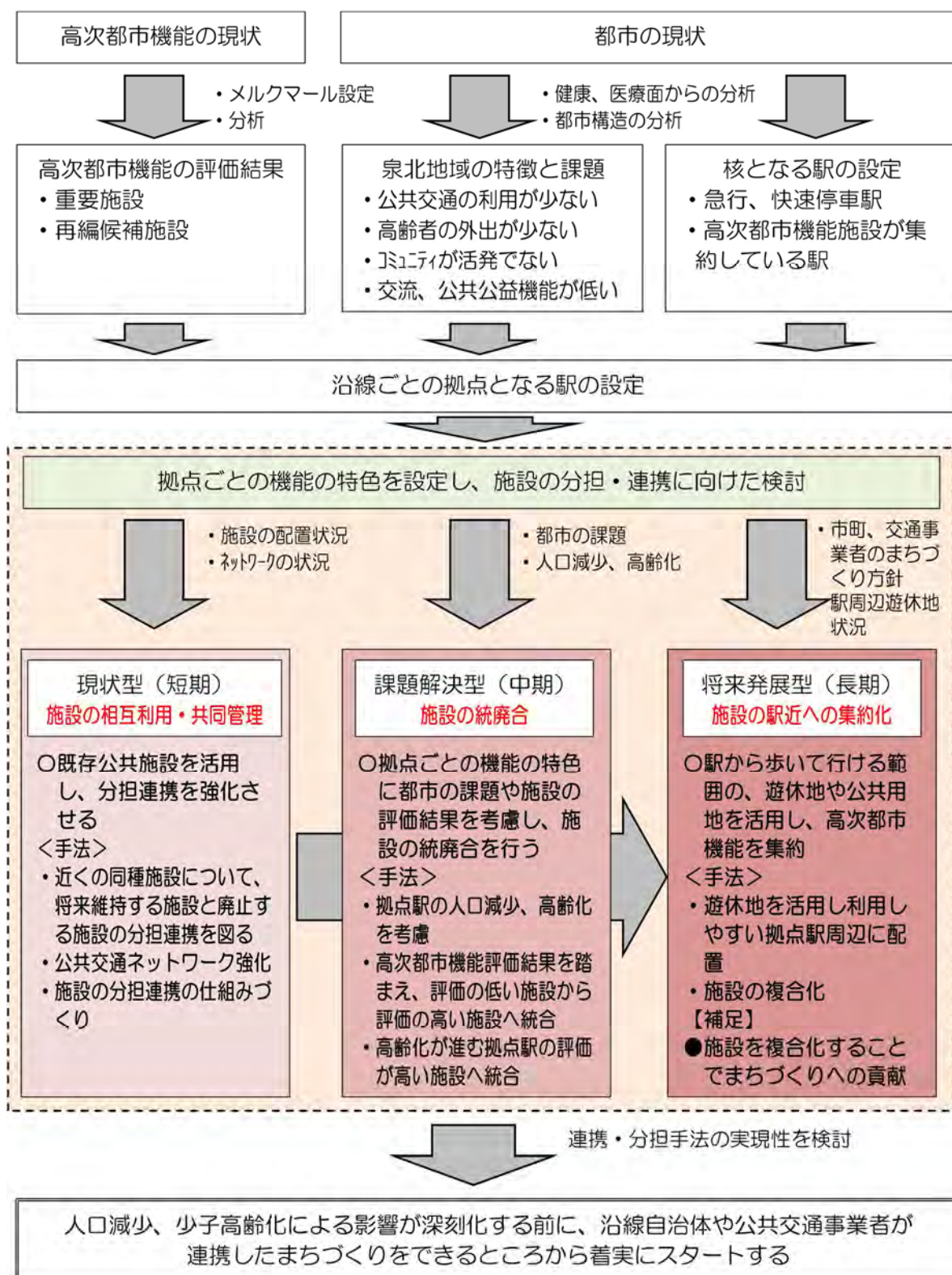
▼ モデルケース形成（公共施設）

	メリット	デメリット
相互利用	【行政メリット】 ➢利用圏域の拡大により稼働率が向上 ➢新たな利用が生まれることにより、鉄道等の公共交通利用者が増加。 【住民メリット】 ➢出張窓口・自動発券機	【行政デメリット】 ➢維持管理コストの分配 ➢施設へのアクセス 公共交通アクセスに誘導するためのインセンティブの検討が必要。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 【住民デメリット】 ➢施設へのアクセス 鉄道駅から施設まで距離があり、バスでのアクセスが利用しやすいダイヤになっていない、鉄道とバスの乗り継ぎに課題があるなどの場合には改善が必要。
共同管理	【行政メリット】 ➢維持管理コストや人件費を削減 ➢利用情報の共有 ➢資材等調達規模の拡大による合理化	【行政デメリット】 ➢経営状況の見える化 共同管理し、費用分担を図る上では、経営状況・稼働率等を圏域内同一の基準で「見える化」する必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 2：連携協約） 行政の事務や政策面の役割分担を組合や協議会を組織せずに実施することが可能。公共施設の相互利用や地方公共団体をまたぐ交通の維持向上など、複数地方公共団体での連携に広く活用可能。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 ➢関係市町の議決が必要 （地方自治法 252 の 7～252 の 13：機関等の共同設置） 普通地方公共団体の長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で共同して設置するもの。共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属。 共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出。
施設の再編	—	—

7. 高次都市機能の分担・連携を検討する施設の抽出

7-1. まちづくりの策定フロー

高次都市機能の分担・連携にむけた策定フローは以下ようになる。



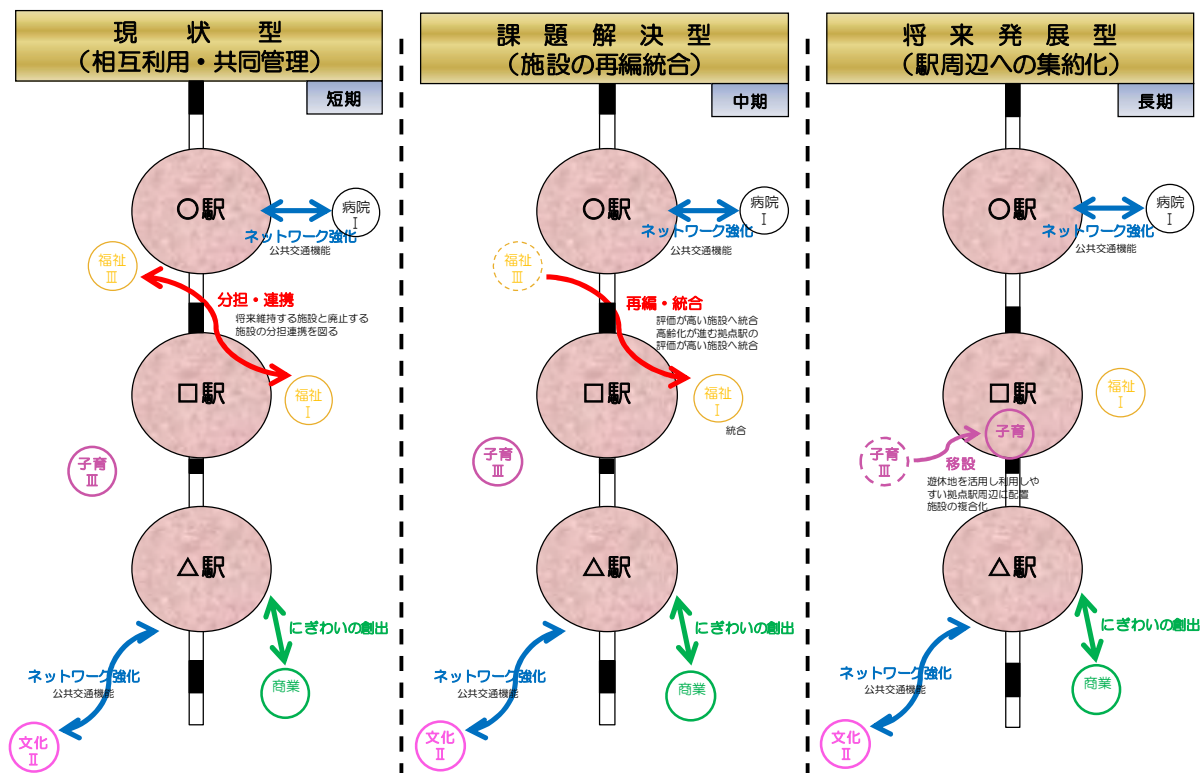
7-2. まちづくりのイメージ

高次都市機能の分担・連携のイメージは下図のように設定する。

なお、3型（現状型・課題解決型・将来発展型）については、分担・連携をするにあたってのイメージを示したものであり、必ずしも全施設があてはまるわけではない。

また、評価（Ⅰ～Ⅲ）については前章のメルクマールの一例に従い評価したものである。（必ずしも、Ⅲ群が将来再編・統合されるものではない。）

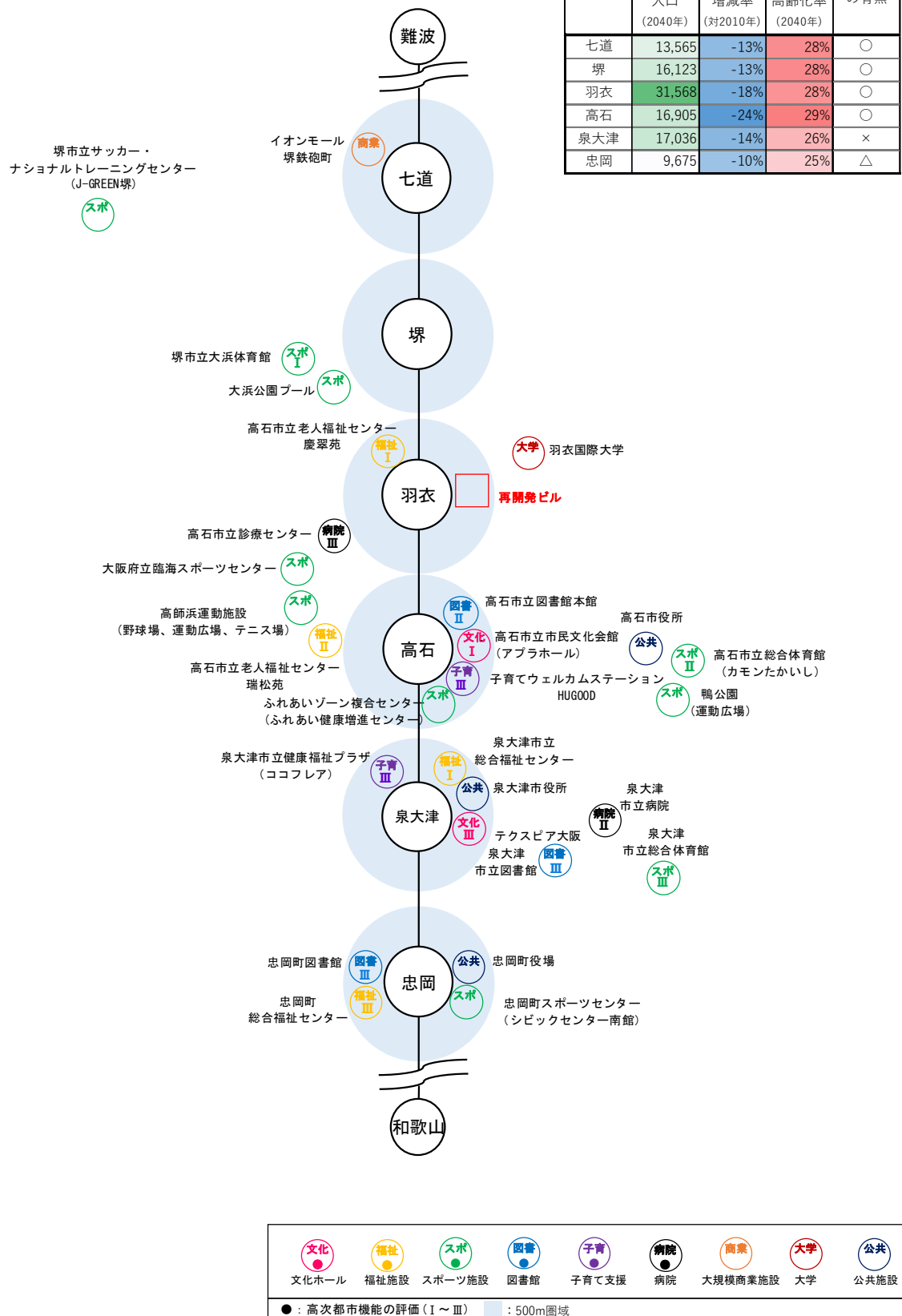
＜高次都市機能の分担・連携のイメージ＞



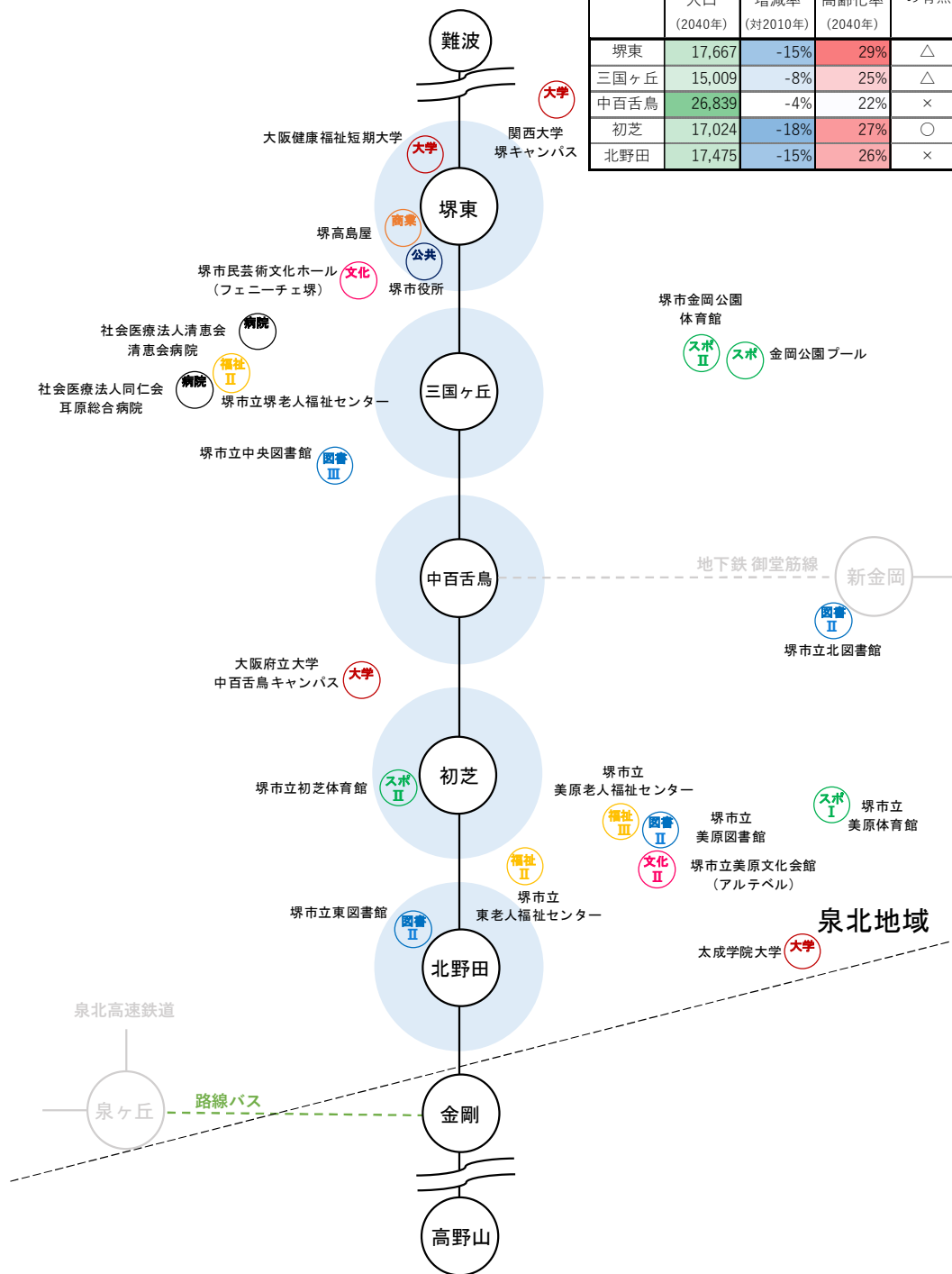
7-3. 高次都市機能の分布イメージ

前章の評価結果を踏まえた、沿線ごとに拠点駅と高次都市機能の分布イメージを示す。

●南海本線



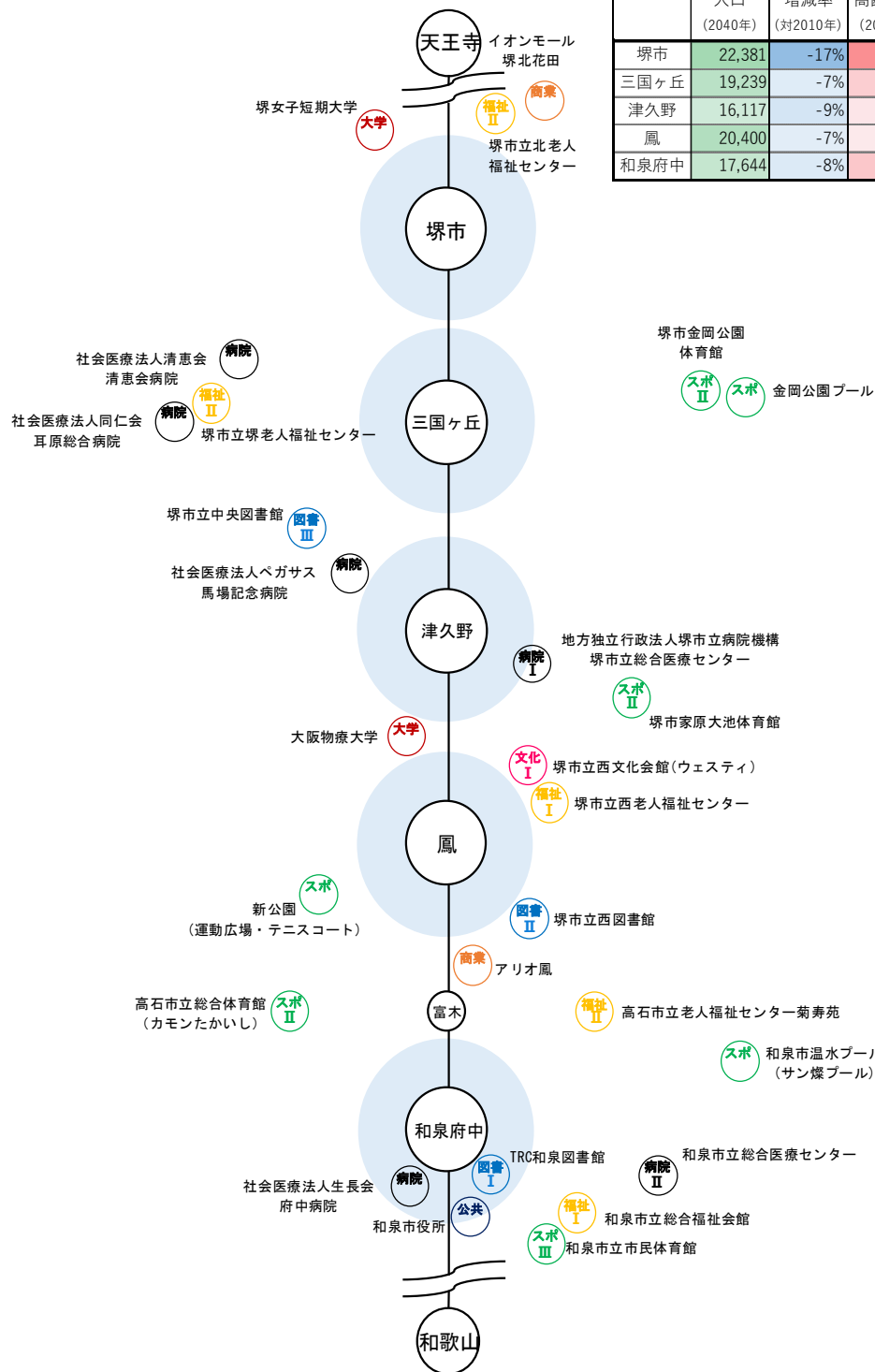
●南海高野線



文化ホール	福祉施設	スポーツ施設	図書館	子育て支援	病院	大規模商業施設	大学	公共施設
●：高次都市機能の評価（Ⅰ～Ⅲ） ■：500m圏域								

※本資料は連携の手法や効果及び課題等について認識を共有するための例示である。

●JR阪和線

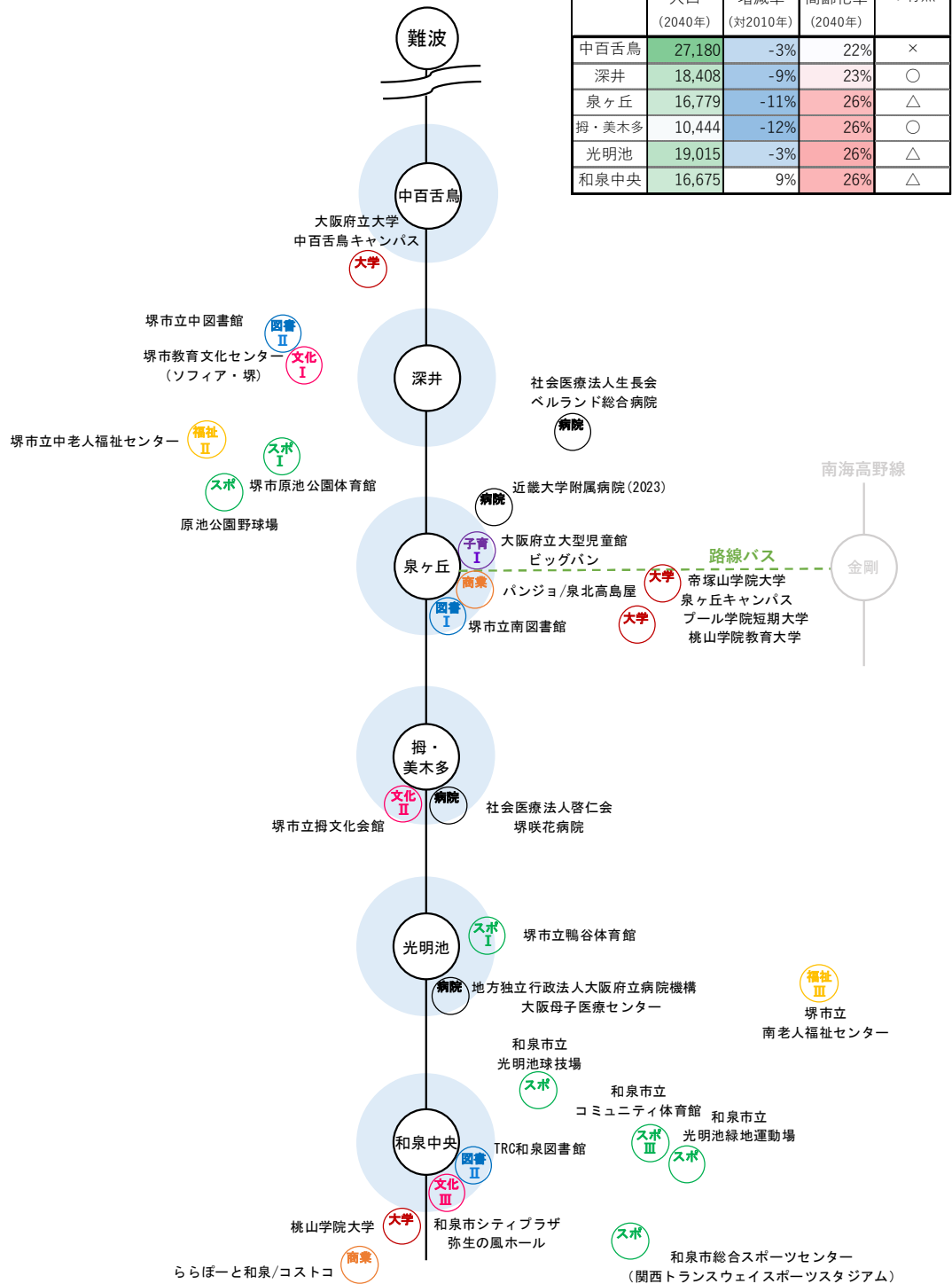


駅	800m圏域			遊休地等の有無
	将来人口 (2040年)	人口増減率 (対2010年)	将来高齢化率 (2040年)	
堺市	22,381	-17%	28%	×
三国ヶ丘	19,239	-7%	25%	△
津久野	16,117	-9%	23%	△
鳳	20,400	-7%	23%	×
和泉府中	17,644	-8%	25%	○

文化ホール	福祉施設	スポーツ施設	図書館	子育て支援	病院	大規模商業施設	大学	公共施設
● : 高次都市機能の評価 (I ~ III) : 500m圏域								

※本資料は連携の手法や効果及び課題等について認識を共有するための例示である。

●泉北高速鉄道



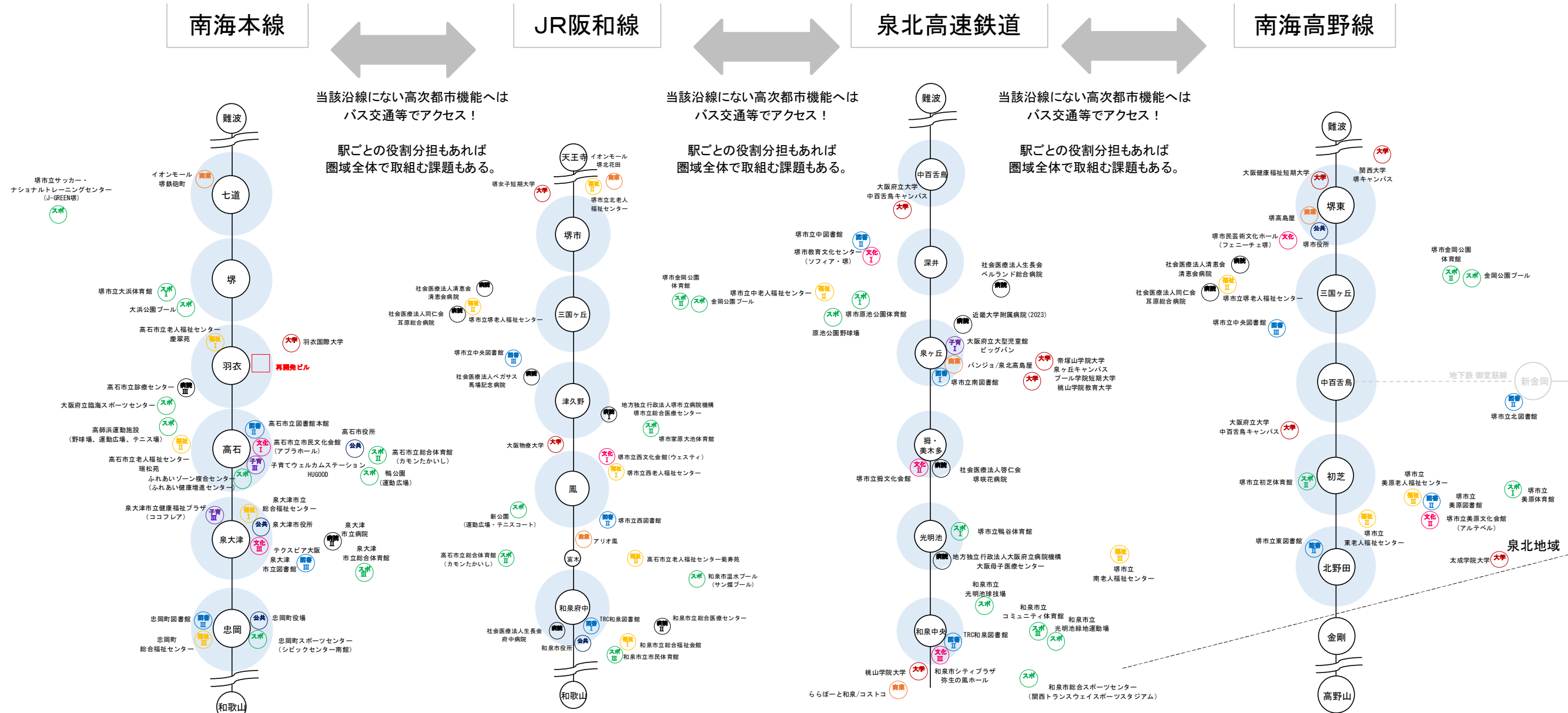
文化ホール	福祉施設	スポーツ施設	図書館	子育て支援	病院	大規模商業施設	大学	公共施設
●：高次都市機能の評価(Ⅰ～Ⅲ) ■：500m圏域								

※本資料は連携の手法や効果及び課題等について認識を共有するための例示である。

7-4. 高次都市機能の分布から見る課題

泉北地域における各鉄道路線沿線の高次都市機能の分布を見ると、それぞれの沿線にはない高次都市機能が存在する。違う沿線の高次都市機能を利用するには、バスなどの他モードの交通を利用してアクセスする必要があるため、一つの路線で見ただけでなく、他モードの交通も踏まえ、隣接する沿線全体で検討することも必要である。

＜各沿線間のイメージ＞



病院	○
文化ホール	○
子育て支援施設	○
体育館	○
図書館	○
福祉施設	○
大学	○
大規模商業施設	○
公共施設	○

病院	○
文化ホール	○
子育て支援施設	×
体育館	○
図書館	○
福祉施設	○
大学	○
大規模商業施設	○
公共施設	○

病院	○
文化ホール	○
子育て支援施設	○
体育館	○
図書館	○
福祉施設	○
大学	○
大規模商業施設	○
公共施設	○

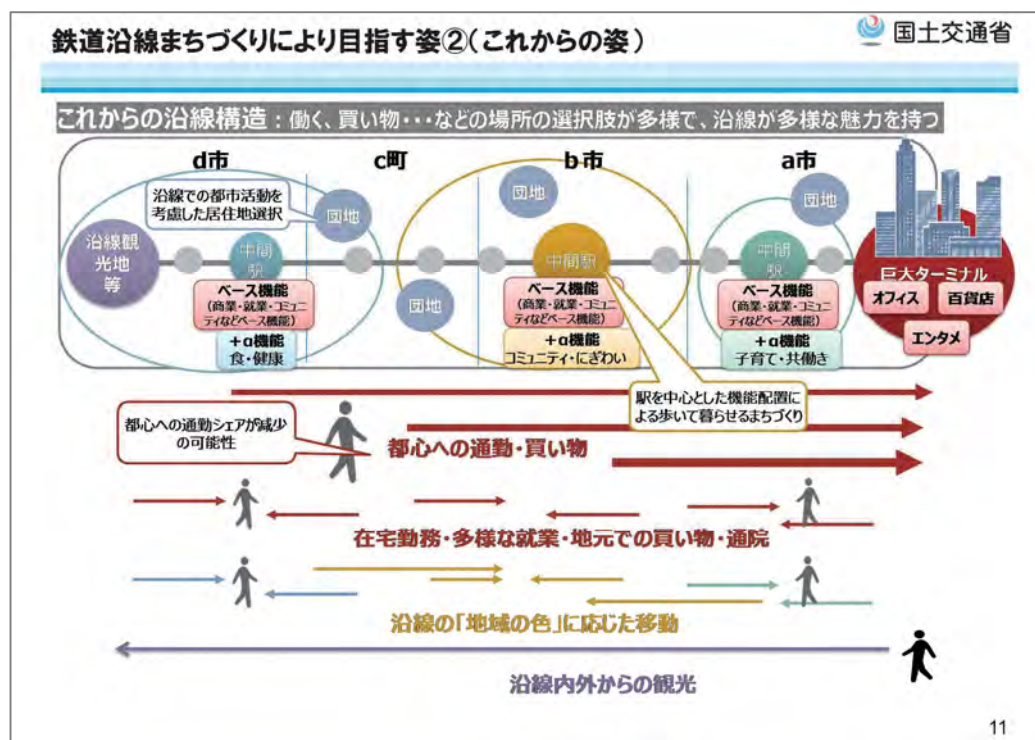
病院	○
文化ホール	○
子育て支援施設	○
体育館	○
図書館	○
福祉施設	○
大学	○
大規模商業施設	×
公共施設	○

8. 今後にむけて

8-1. 鉄道沿線まちづくりのこれからの姿

鉄道沿線まちづくりが目指す姿として、下図（国土交通省資料）のような、都心への通勤・買い物、在宅勤務・多様な就業・地元での買い物・通院、沿線の色に応じた移動、沿線内外からの観光など、沿線が多様な魅力を持つ沿線構造が示されている。

泉北地域では、この考えを参考とするとともに、高次都市機能の分担・連携手法及び鉄道やバスを含めた交通ネットワークの考え方を用い、短期・中期・長期でのまちづくりを目指していく。



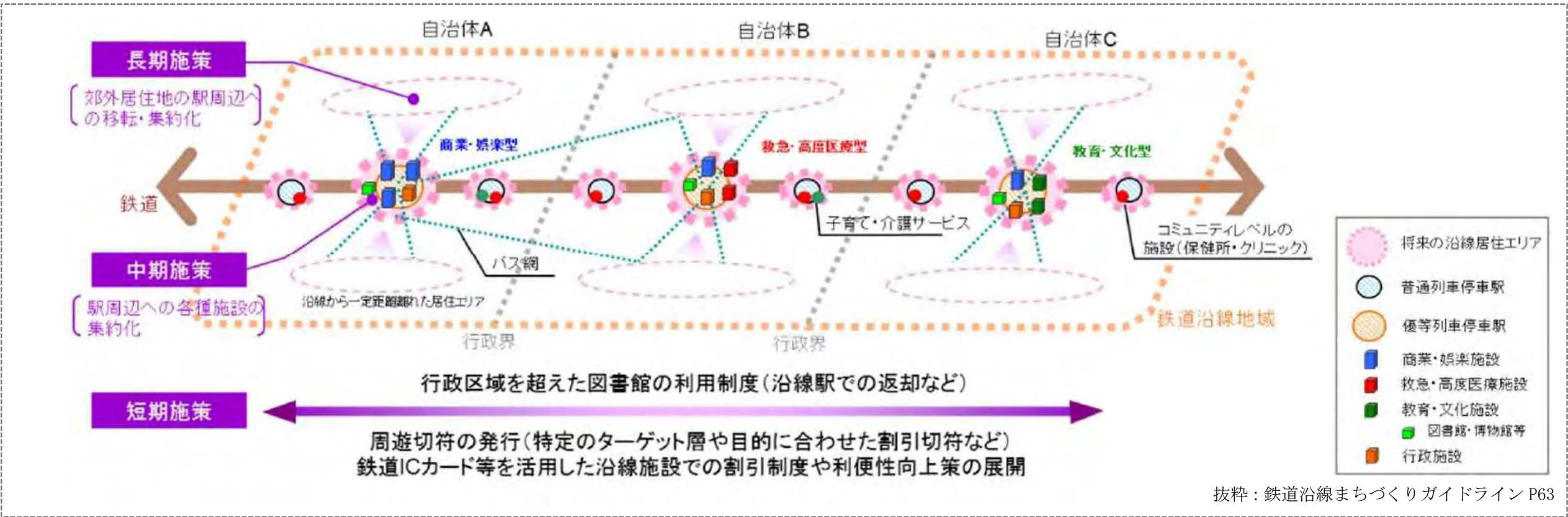
出典：国土交通省資料

▲ 鉄道沿線まちづくりにより目指す姿

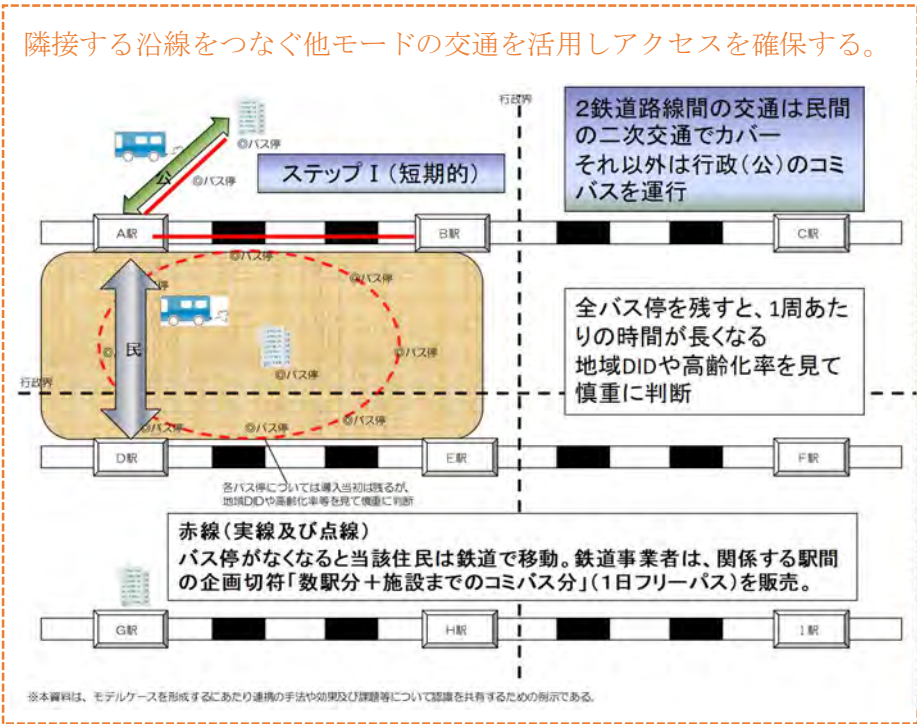
8-2. ネットワークの考え方（案）

これまでの検討を踏まえ、今後のネットワークの考え方についての案を以下に示す。

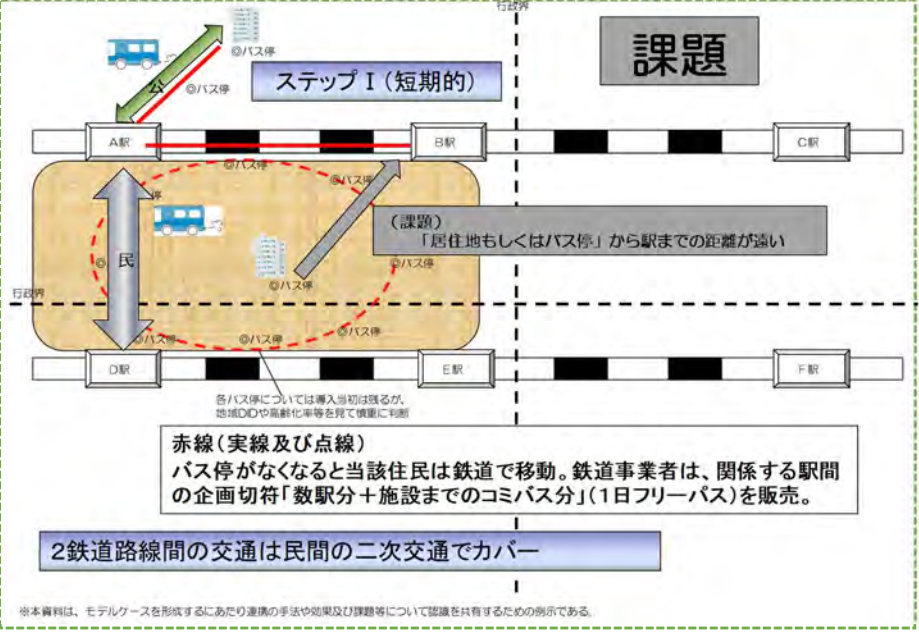
＜特徴のある都市機能の配置イメージ＞



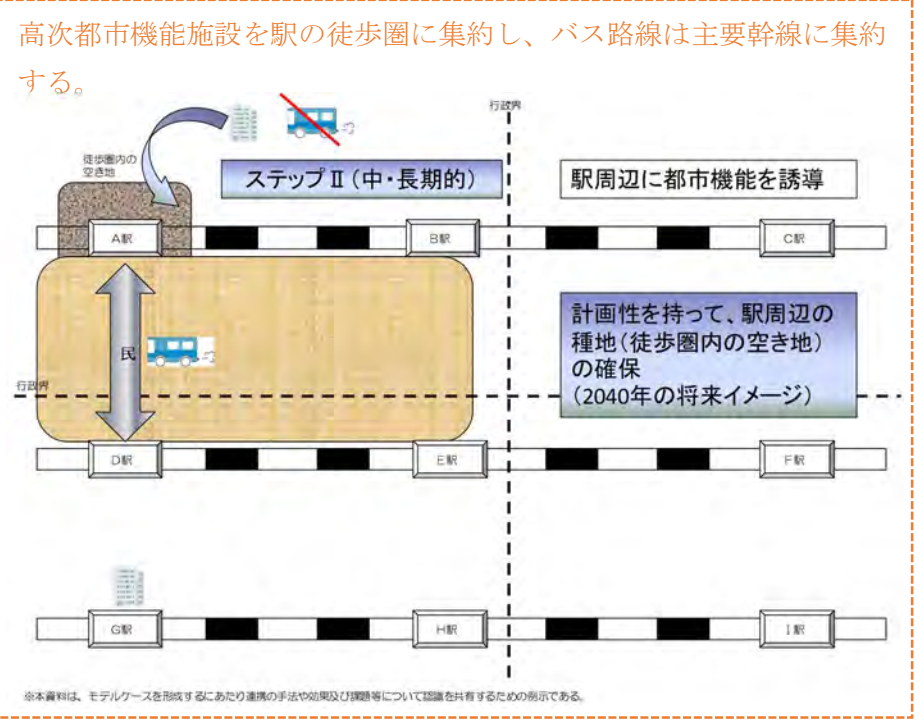
＜ステップⅠ 短期的な考え方＞



＜課題＞



＜ステップⅡ 中・長期的な考え方＞



バスがない場所の対策が必要。